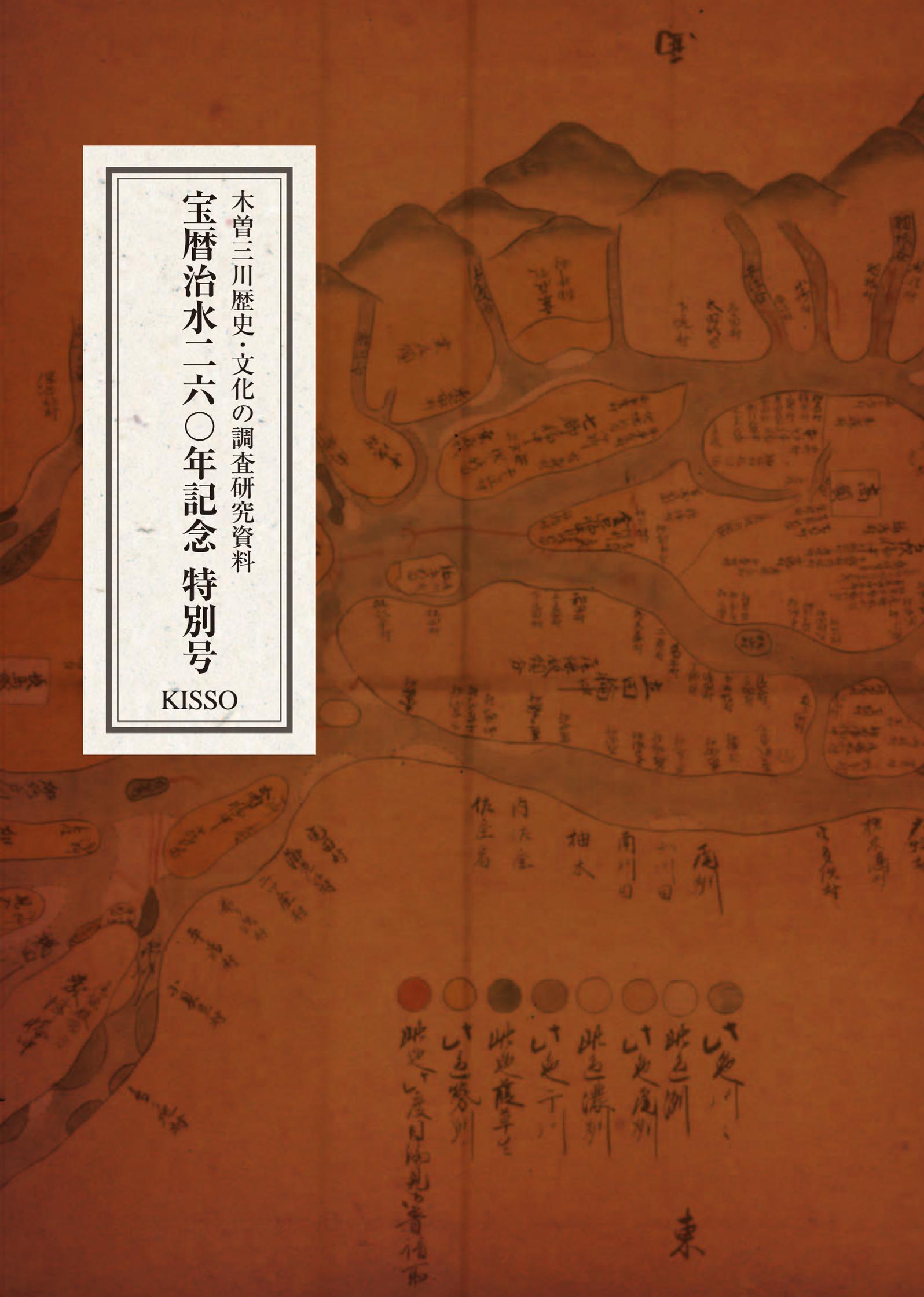


木曾三川歴史・文化の調査研究資料
宝曆治水二六〇年記念特別号

KISSO



- 此は川
 - 此は例
 - 此は尾別
 - 此は漂別
 - 此は千
 - 此は葎草
 - 此は勢別
 - 此は度日流別
- 東

巻頭言

はじめに

木曾川・長良川・揖斐川は、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀の五県にまたがり、濃尾平野を貫流したのち下流部では木曾三川として合流し流下するため、木曾三川下流域は、水害常襲地帯となつています。

洪水被害の常襲は、木曾川の流路と気候によるものであり、木曾三川の流路は、揖斐川と長良川は中須川・中村川・大樽川でつながっており、木曾川と長良川は逆川によつてつながっています。さらに木曾川は南流し小藪村地先で長良川を合流し、さらに下流部の油島新田で揖斐川をも合流させています。加えて日本の天候は、降雨が西から東へ移行する傾向があり、揖斐川の氾濫から始まり、長良川・木曾川へ移行しました。この現象を古くから「四刻・八刻・十二刻」と伝わり、揖斐川では洪水被害は長時間となり大きな被害となりました。

以上のとおり、昔から木曾川は、流路は安定しなく、一度大雨が降ると、各地で水害が発生していました。このため流域の人々は、河川堤防や水制・樋管などの治水施設を洪水毎に施し、洪水と闘ってきました。木曾三川における本格的な治水事業は、天正一四年（一九二五）の木曾川大洪水による流路の変化による、豊臣秀吉の「文禄の治水」に始まり、徳川家尾張藩を守るための「御囲堤」が造られました。その後の治水は「輪中堤」が発達していきましたが、木曾川下流の洪水被害は減ることがありませんでした。地域の人々の治水事業に対する熱意により、江戸幕府は、宝暦三年（一七五三）に木曾三川下流部の治水事業を薩摩藩に御手伝い普請として命じました。宝暦四年（一七五四）から始まった「宝暦治水」は、木曾三川を分流する計画として始められました。木曾三川分流は、その後の「明治改修」において完全分流がなされ、洪水被害に対する安全度は高くなり、現在に至っています。

しかし、木曾三川下流部は、わが国最大のゼロメートル地帯であり、洪水や高潮さらには津波等の災害の危険性の高い地域であります。

平成二六年（二〇一四）は宝暦治水が始まって二六〇年目の年で、平成二六年五月二五日に鹿児島市平田公園にて、鹿児島県・岐阜県・三重県の関係者において行われました。

本特別号は、宝暦治水が始まって二六〇年目の節目の年にあたり、今日まで発行してきた「木曾三川歴史・文化の調査研究資料【KISSO】」において取り上げてきた記事を全て再編集したものです。本号をお読みいただき、改めて過去の治水や歴史、さらには、宝暦治水に関する幕府・薩摩藩・さらに地元の人々の技術者の高度な技術力を見直していただくとともに、地元の人々の努力と苦悩を知り、今後の防災に対する意識の向上と、治水事業の理解が得られれば幸いです。

宝暦治水 二六〇年記念 特別号

第一章 宝暦治水工事とその足跡

第一節 治水事業の先駆、宝暦治水 1

第二節 苦難を極めた油島締切と大樽川洗堰 3

第三節 高木水行奉行と内藤十左衛門 5

第四節 二四〇周年を迎え、宝暦治水の偉業をさらに未来へ 7

第五節 宝暦治水に学び、その偉業を後世へ 10

第六節 御手伝普請の変遷とその特性 15

第七節 木曾三川における御手伝普請の変質 19

第八節 御手伝普請における幕府の組織とその役割 23

第九節 宝暦治水によりつくられた猿尾 27

第十節 宝暦治水によりつくられた猿尾(二) 30

第十一節 宝暦治水の前提―地域住民の環境認識に基づく行動 33

第十二節 宝暦治水の工事内容とその影響―複雑な利害関係と地域間矛盾の増幅 36

第二章 宝暦治水工事を彩る人々と地域への影響

第一節 薩摩義士によって成し遂げられた宝暦治水と西田喜兵衛の功績 41

第二節 平田鞠負の偉業を偲ぶ―その不屈の魂と技量 42

第三節 宝暦治水の歴史評価―安藤萬壽男氏が語る宝暦治水 44

第四節 小冊子『薩摩義士之偉業』と父・長谷川鑑三の思い出 47

第五節 宝暦治水の効果とその影響 49

第六節 宝暦治水二五〇周年 近世大名と手伝普請―この過酷な課役の悲惨度 52

第七節 宝暦治水二五〇周年座談会 日本近世史からみる宝暦治水、その新たな姿 53

第八節 宝暦治水二五〇周年 奄美諸島の黒糖栽培と薩摩藩支配 61

歴史は時空を超えてつながる

第九節 宝暦治水二五〇周年 御手伝普請と大名―宝暦治水と其後の薩摩藩政 63

第十節 御手伝普請体制の変遷 69

第十一節 御手伝普請の実情 73



第一章

宝曆治水工事と
その足跡

第二節

治水事業の先駆、
宝曆治水

治水計画の起源

江戸初期になると新田開発が行われ、輪中の増加・拡大が進みました。その一方で水害が多発、これは輪中地域の自然的要因に加え、新田開発と新たな輪中の形成、御囲堤の築造といった人為的要因とが重なって生じています。

抜本的な解決のために三川分流に着眼したのが、紀州流治水の大家・井沢弥惣兵衛為永でした。為永は淀川、木曾川、江戸川の治水



薩摩藩御手伝普請目論見絵図

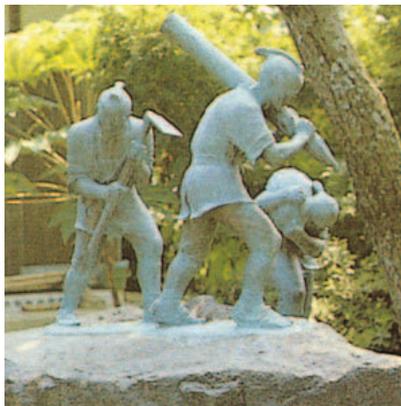
に参画した、いわば近代土木の祖です。享保二十年（一七三五）、美濃郡代に着任すると、在任わずか五カ月の間に川々を巡視し三川分流計画を立て、幕府に建言、これが治水計画の起源であるといえるでしょう。

延享の御手伝普請（延享四年＝一七四七）後も水害や連年の凶作に苦しむ農民は、相次いで水行普請を嘆願したため、幕府はついに抜本的な普請を決意。宝暦三年（一七五三）、九代将軍家重は島津家二四代重年に濃・勢・尾州川々御普請御手伝役を命じました。

薩摩義士による御手伝普請

江戸時代の治水制度は工費の負担別によって、公儀普請、御手伝普請、国役普請、自普請の四種に分けられています。水害の多発化と幕府財政の破綻に窮した十八世紀初頭からは、公儀普請や国役普請で治水問題を解決することが難しく、御手伝普請が主流を占め、美濃国では延享

ひとたび大雨が降れば、暴れ狂う河川、洪水にすべてを失う人々。そんな窮状を打開するために、宝曆治水は行われた。遠く故国を離れ、見知らぬ土地で、鍬をふるった薩摩義士。油島の締切工事、大樽川の洗堰工事。その難業を称え、今も称賛の声が止むことはありません。



薩摩義士の像

の普請をはじめとして十六回行われています。

宝曆治水はそのなかでも最大規模、幕府は大名の懐柔拘束の策として、外様大名の筆頭である薩摩藩の勢力を削減し、幕府の安全を図るため、当時の治水事業最大の難工事を薩摩藩に命じたのでした。

しかし薩摩藩は、藩内や大阪方に多額な借財があり、その財政苦は想像を絶するほど。藩内では幕命を受けると、抗戦するまで議論が分かれましたが、勝手方家老平田朝負の決断で、難事業を受諾。総奉行平田朝負、副奉行大目付伊集院十蔵をはじめ

苦闘を極めた難工事

め九四七名にのぼる藩士を美濃に派遣して、工事に着手したのでした。

工事区域は、木曾三川の河口から五十〜六十kmにわたる流域で、美濃、尾張、伊勢を合わせた一九三カ村に及ぶもの。工区を一之手から四之手に区分し、御普請掛をはじめ多くの役人を配置、薩摩藩士は幕府による工事の設計、工法の指導監督のもと、工事を進めました。

工事は定式普請（修繕工事）と急破普請（復旧工事）からなる一期工事と、水行普請（河川の流路を整える工事）、堰樋普請（用排水施設の工事）、田畑切上掘りなどの二期工事に分けられ、第一期工事は宝暦四年（一七五二）二月二十七日、雪解け水が出水しない前に一之手から四之手の堤防で急ぎ行われますが、土木工事に不慣れた藩士のこと、工事は遅々として進まず、その責任をとって四月一四日には二人の藩士が、二四日には役人一名が割腹していま

す。これらの工事は雪解け水の増加などにより五月二二日に中止、薩摩藩は第二期工事の準備に入りますが、相次ぐ洪水のため普請カ所が次々と決壊、割腹する者は三六名を数え、その惨状を如実に物語っています。

第二期工事は、三之手の大樽川洗堰工事と四之手の油島新田締切堤工事などの難工事で、上方表での借入金、藩債募集、人別牛馬船舶税の加税など、薩摩藩は膨大な資金の調達に苦心を重ねます。工事にかかる総額は最終的には四〇万両近くにも及びましたが、幕府は一両両を負担するのみ。後の明治維新・倒幕の遠因をこの工事に求める学識者もいるほどです。

とはいえ九月二二日、第二期工事は各工区で一斉に始められました。この工事で最も難関であったのが、三之手大樽川洗堰工事と四之手油島新田締切堤工事でした。

大樽川の洗堰工事は、大樽川へ流入する長良川の水量を制限する目的



宝暦治水跡と工区区分



大樽川洗堰絵図(鹿児島県立図書館蔵)

のもの。長良川と大樽川との河床が二m前後の差があり、激流は滝のようになり大樽川に落ち込んでいたため、水害の発生を抑制しようと、洗堰を築造したのです。

油島新田締切堤工事は、木曾三川の合流地点(現海津町油島)から下流に至る約二kmの間に木曾川と揖斐川を分ける締切堤防を築こうとするもの。この地区は水勢の強い木曾川の水が、二m六〇cm前後も河床の低い揖斐川へ流下し、恒常的な被害に苦しめられていました。当初はその間を全部締め切るか、中間を開けるかが決定されていませんでしたが、宝暦五年(一七五五)老中堀田相模守の決定により、締切堤防の中間は舟便のために開かれました。

この油島締切工事は、わが国の河川工事ではこれの右に出るものがないといわれるほどの難事業でした。

近代治水工事の先駆

工事は二之手、一之手、三之手と逐次竣工、最大の難工事であった四之手も、宝暦五年三月二八日に竣工、五月二二日までに幕府の検分をすませ、無事に引き渡しが行われました。

宝暦治水工事は三川の完全分流までには至りませんでしたが、幕吏は最後の検分に、「御手伝普請結構に出来致して御座る」の声を惜しまず贈ったとか。連続堤を築き、洪水を河道内に閉じ込め、海に流し去るといふ計画は、明治以降の近代治水工事の先駆と評価されています。

(Vol. 8 1993)

第二節

苦難を極めた油島締切と
大樽川洗堰

木曾三川の分流を最大の目的とした宝暦治水。しかし当時の土木技術では、着工当初でさえ工事計画が決定できず、木曾三川の水利状況や工事の進捗状況を判断しながら、逐次決定されていきました。



■ 木曾川・逆川御普請所墨引絵図 個人蔵

輪中をはさんで流下し伊勢湾に注いでいました。

木曾三川の河床は揖斐川が最も低く、長良・木曾川の順に高くなっているため、平水時でも木曾の水は長良へ、長良の水は揖斐へと流れ込んでいました。

加えて日本の天候は、雨足が西から東へ移動する傾向にあり、一旦雨が降れば、いちばん西にある揖斐川が氾濫し、続いて長良川、木曾川の順に出水します。

四とき、八とき、十二とき。

木曾三川下流域は水害常習地帯。洪水が頻発する最大の理由は、木曾三川が下流域で合流していたことが挙げられます。

つまり揖斐川と長良川は中須川、中村川、大樽川で、木曾川と長良川は逆川によってそれぞれが結ばれており、さらに木曾川は中島郡小藪村（現羽島市）地先で長良川を合流し、その後南流して桑名郡油島新田（現海津町）地先で揖斐川も合流し、長島輪中北端で再び分流、長島

この現象を地元では古くから、「四とき、八とき、十二とき」と伝承。つまり雨が降り始めてから四刻（八時間）たつと揖斐川、八刻（十六時間）たつと長良川、十二刻（二十四時間）たつと木曾川が出水し、木曾・長良の水が流れ込む揖斐川下流域では、長時間洪水に悩まされてきました。

江戸幕府はこうした水害の解決策として、宝暦三年（一七五三）、三川分流を目的とした宝暦治水を実施しました。

第二期工事の治水計画

輪中堤等の緊急復旧や修繕工事の第一期工事に続き、河道の改良や用排水施設の工事を主体とする第二期工事は、宝暦四年（一七五四）九月二四日から四工区で実施されました。なかでも河道改良工事は三川分流を目的としたものでした。長良川



■ 大樽川締切油嶋地先喰違堰御普請益村障村色分絵図 岐阜県歴史資料館蔵

と揖斐川をつなぐ大樽川の洗堰工事（洗堰とは河川の水位が一定以上上昇したとき、その上を水が流れ越すようにつくった堰）や、木曾三川が合流する油島地先で、木曾川と揖斐川を分流する油島締切工事はともに、宝暦治水最大の難工事でした。

しかし、当時の治水技術や調査方法では水理上の明確な判断が下せず、当初計画を大幅に修正。水行をよくするために計



■ 水行奉行高木新兵衛所持の扇子(表)個人蔵

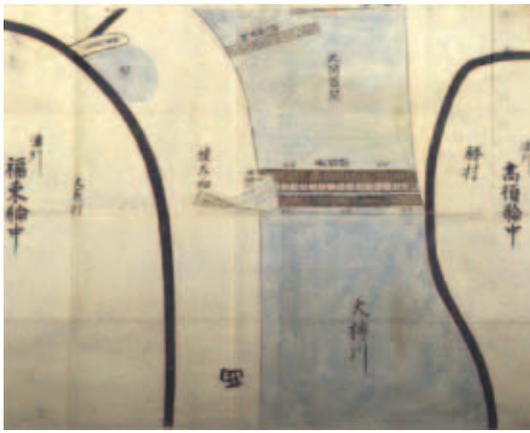
しかし、当時の治水技術や調査方法では水理上の明確な判断が下せず、当初計画を大幅に修正。水行をよくするために計

画された七郷輪中新川掘割、五明輪中掘割の計画は半ばで中止されました。また、油島の完全締切か否か、大樽川洗堰も締切か洗堰かの決定も遅れ、具体的な実施計画は工事期間中実情に即して決定されました。

大樽川洗堰工事

宝曆治水における第二の難工事は大樽川の洗堰築造。それまで大樽川の河床は長良川のそれより低かったため、長良川の洪水が流入、沿岸の堤防を破壊し、多大な被害を与えていました。これらの治水対策として、寛延四年（一七五二）に自普請（地元の人による普請）で喰違堰をつくり、長良川からの流入を制限するとともに水勢の緩和をはかりました。水害の根絶には至りませんでした。

そこで宝曆治水では、前の喰違堰



■ 大樽川洗堰絵図 長谷川千代子氏蔵

より下流一四八間（約二七〇m）の地点に長さ九八間（約一八〇mm）の堤防を計画しましたが、締切堤にするか、あるいは洗堰にするかは、油島締切工事に応じ、水行の状況を判断してから決定するというところで、「いずれに決まっても手戻りがなく支障のないように」と、十一月半ばから下埋工事に着手、十二月中に下埋が完成しています。

また、進捗した油島締切工事の結果による水勢の変化から、「締切本堤にすれば洪水の際に維持が難しく、破堤の恐れがある」と判断され、翌年の正月二十七日、出水二合（四尺一・二m）まで堰止め得る洗堰をつくるということが、正式決定されました。

この洗堰は長さ九八間（下埋の長さ九九間）、幅五間で、さらに上流側に幅三間の保護工を付け、下流側に幅五間の水叩き三段計十五間（約二七m）をつくり、全体の堰幅二二間を蛇籠で被覆したもので、三月二十八日には全工事が完了しています。

この洗堰は全体を石で覆った巨大な堤防。これにより、平常は大樽川へは水は流れないものの、出水二合以上は長良川の水が大樽川へ流入するという当初の目的を実現していますが、当時の背景から考えると、かなり高度の技術が集約されたと考えられます。

(Vol. 9 1994)

四刻八刻十二刻について

前水資源開発公団試験研究所長 加藤 敏治

木曾三川の洪水の状況を表した古くからの言い伝えである「四刻八刻十二刻」と言う言葉がある。雨が降り始めて洪水になるまでの時間が、揖斐川で約8時間（四刻）、長良川で約16時間（八刻）、木曾川で約24（十二刻）時間と言う意味であり、木曾三川の輪中地帯は、揖斐川の洪水が終わる頃、長良川の洪水に見舞われ、それが終わる頃、木曾川の洪水がと、長時間水魔に苦しめられたことを象徴的に表現した語句と考えられてきた。

これを、雨域の移動を考慮して、中安の総合単位図法の洪水ピーク到達時間Tの式で求めてみよう。

中安の式 $T=1.4(0.4+0.058L)$

但し、観測者は河口部に居て、雨域が木曾三川源流域を西から東に20km/hrで進むと仮定する。

中安の式より、表のように、河口部での洪水発生時間は良く伝承されてきた洪水発生時間を再現している。



	揖斐川	長良川	木曾川
流下距離L(km)	121	166	229
①到達時間T(hr)	10.4	14.0	19.2
②河口と源流の東西方向距離(km)	西15	東25	東100
③雨域移動時間②/20(hr)	-0.8	1.3	5.0
洪水到達時間(①+③)(hr)	9.6	15.3	24.2

第三節

高木水行奉行と 内藤十左衛門

第一章

宝暦治水は近世治水史のなかでも、画期的な治水事業。

その工事区域は木曾三川下流域のほぼ全域に及び、八〇余名にも
のぼる犠牲者は、いかに難事業だったかを物語っています。

高木三家は、その難工事の実質的な工事監督者。

人材の確保や工事進行に具体的にかかわったと伝えられています。

社会に根づいた治水問題の解決法、

またその解決にまで長期にわたる努

力と方策を保障し、さらに影響する

範囲全体の管理能力が、この時期に

要求されていたからです。幕臣とい

う権威と、在地領主であったという

由緒正しい家柄。地域社会に密着し

た高木家の性格は、その時代におけ

る河川と治水行政に最も有効な力を

発揮しえたのでしょう。高木家の水

行奉行の活躍はその後明治維新まで

続きました。

名。そのほとんどは薩摩義士です
が、幕府方ではただ一人、高木家家
臣内藤十左衛門義厚が自刃していま



■ [上]水行奉行高木家伝来土俵空穂(岐阜県博物館蔵)
[右下]水行奉行高木家伝来甲冑(高木茂正氏蔵)

高木水行奉行の役割

木曾三川の近世治水史をみると
き、特異な事実として、旗本・高木
家が河川管理と治水工事に深く関与
した事実を挙げておかなければなり
ません。

高木家は旗本に属してはいました
が、大名なみに参勤交代を求められ
るほどの格式を与えられ、領地は美
濃石津郡の時・多良両郷(現在の養
老郡上石津町)。西・東・北の三家

からなり、
西高木家二
三〇〇石、
東・北両高
木家が各一
〇〇〇石
で、参勤交
代は三家が
三年に一度
行っていました。
高木家が
川通掛・水
行奉行に任

じられたのは宝永二年(一七〇
五)。高木三家は年番で交代して春
秋両度、美濃国内諸河川を巡視し、
河川の治水状況を視察して、河流の
障害物の除去、堤防の補強、水防施
設の改善などを、指示・勧告する任
務を果たすようになります。

高木家川通掛の就任の理由につい
ては諸説がありますが、同家が幕臣
であり、また徳川幕府成立以前から
の在地領主であったことが第一に掲
げられるでしょう。すなわち、地域

人材登用に奔走する高木家

木曾・長良・揖斐の三川の分流を

目的とした

宝暦治水

は、近世治

水史のなか

でも画期的

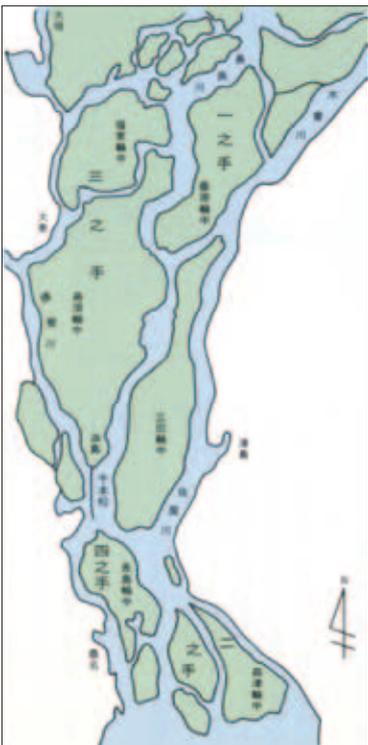
な工事とし

た。しか

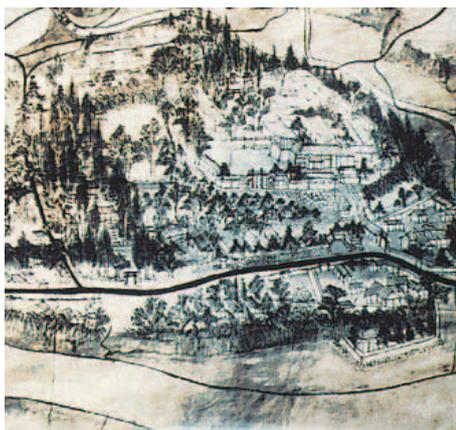
し、工工期

間中の切腹

者は五〇余



■ 宝暦治水跡と工区区分



■ 水行奉行高木家屋敷見取図(高木茂正氏蔵)

す。切腹者に加え、病死者などの犠牲者が八〇名を越える多人数であったことも、他の普請と比べいかに困難を伴う工事であったかを物語っています。

さて、宝暦治水を着工するにあたって、幕府は薩摩藩に御手伝普請を命ずるとともに、勘定奉行一色周防守政沆を工事責任者に任命。宝暦三年（一七五三）には、美濃国在住の水行奉行高木家へも御用を命ずる旨の書付けを送っています。

多良西高木家の当主新兵衛が、濃州・勢州・尾州川々御普請があり、自分たちが普請御用を命ぜられているのを知ったのは、宝暦四年（一七五四）一月八日、工事開始の二月二十七日までわずか四六日前のことでした。御用を命ぜられた高木家が当面急いで解決しなければならなかった課題は、普請にあたって実際に現場を監督することとができる人材。特に今回のような大規模な工事では、高木家がいままでかかえてきた役人だけでは不足であり、しかも有能な人材を短期間に見つけなければなりません。こうした状況のなかで雇い入れたのが、内藤十左衛門義厚でした。

内藤十左衛門・その人物像

内藤十左衛門義厚の身分は未だに定かではありません。ただ内藤という姓をもち、使用する印章も農民の

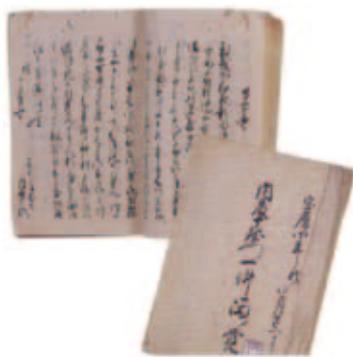
それよりは大きく、印文も縦に「義厚」と彫られているところから武士だと推察できます。しかも、少なくとも宝暦治水のために雇われたことからして、相当の治水技術をもち、これまでも洪水への対処、治水工事での指示等を行ったことのある、いわば治水のベテランだと考えられます。彼のような人物が宝暦治水を支えてきたのです。

十左衛門は高木家に仕えるにあたって、起請文を記しています。その起請文によっても、彼の普請に対する決意をうかがうことができます。

普請場での十左衛門

十左衛門が派遣されたのは二之手でした。区域は尾州梶島村（現愛西市森川町梶島）から勢州田代輪中（木曾岬町田代）に至るところです。二月七日には御鋏始めがなされ、工事は正式に始まったのでし

た。御鋏始め以後、十左衛門は五明村（弥富市五明）に逗留して、五明輪中沿岸の工事にあたりました。木曾川通りでは、堤切所の腹付、上置で工事延長約七二m、海老川通りも同様に工事延長約六一m。彼は堤方役人野村弁右衛門とともに工区の実質的な工事責任者の役割を負っていました。その二人のもとへ、「いづれか一人、和泉新田へ出向せよ」と



■「内藤十左衛門一件留メ覚」
（名古屋大学附属図書館所蔵・高木家文書）

の書状が届きました。結局十左衛門が出立し、和泉新田（木曾岬町）へ。この地での普請は、木曾川通りの堤腹付約五一八m、堤上置二四六m、海面の堤腹付約四五三mなど。彼はここに四月二日まで逗留し工事にあたりませんが、海面側の腹付や堤上置など難工事を含んでいたため、指示や監督にも苦労があったと思われる。

普請を終えた四月三日に、十左衛門は五明村へ帰っています。悲劇が起こったのは、それから二〇日ばかり過ぎた宝暦四年（一七五四）四月二日夜七ツ頃（二二日早朝）、宿所としていた五明村百姓彦

八方で十左衛門は切腹。しかし絶命するには至らなかったため医師に手当てされる一方、普請場掛青木の家来から尋問を受け、五ツ時ごろついに死亡。享年三九歳でした。

切腹の顛末

宝暦治水に全力を挙げて取り組んでいた十左衛門が、なぜ切腹という事態に追い込まれ、工事の戦列から離れなければならなかったのでしょうか。

切腹後、青木次郎九郎の質問書に答えた口上書には、和泉新田での普請にかかわる顛末が記されています。「庄屋の与次兵衛が私の思うように働かなかつたため、工事にうまくいかなかったところができた。これを私の手ばかりだとして、御徒目付から高木家に沙汰がなされたら、私の身の置き所がなくなるから」という内容のものでした。

海面側の腹付や堤上置など難工事に際し、さまざまな困難に直面した十左衛門。その一つが与次兵衛との折り合いの悪さだったのでしよう。しかし、彼が従事していた二之手の普請は四月には完成。三之手普請も五月二日には竣工し、第一期の普請工事は終了しています。

内藤十左衛門の遺骸は岐阜市岩崎の霊松院内の墓地に葬られ、その墓は今も同寺に残されています。

（Vol.10 1994）

第四節

二四〇周年を迎え、
宝暦治水の偉業をさらに未来へ

人々の悲願であった三川分流。乱流し暴れ狂う大河を前に、英知を結集した判断も、未完のまま、明治という時代へ引き継がれていった。しかし、その勇氣は、その魂は、二四〇年を経た今日でも、語り継がれ、受け継がれている。水との闘い、自然との共存——。それは、現代を生きる我々にとってもまだ直面する問題でもある。

三川分流と宝暦治水

三川分流の必要性が明確に現れるのは、延享三年（一七四六）、高須輪中四〇カ村の庄屋が連名で願い出した訴願においてでした。村民の困窮を訴えた願書は、木曾川や揖斐川などの河道の現況（各河川の河床の高低差や堆積土砂の問題等）を訴え、そのうえで「木曾川・揖斐川を海口迄分通」する方策を明確に提案しています。これは、慢性化する水害に苦しむ村民が、長年にわたる河流の観察と出水状況についての経験的判断に基づいて衆知を集めて下

知の結晶でした。

ともあれ、薩摩藩島津氏による宝暦四年（二七五四）から翌宝暦五年（二七五五）の御手伝普請は、長く懸案とされた木曾川水系下流域の治水問題をひとまず解決しました。なかでも高須輪中や揖斐川下流部の治水状況は、大きく改善されたといえるでしょう。

しかし水害の根絶には至りませんでした。幕府領、尾張藩領、中小の大名領、旗本領が交錯する西濃地方の複雑な支配機構が、三川分流を阻む大きな原因となっていたからです。

洪水を防ぐには河川敷の拡幅（引堤）が必要でした。しかしどの藩のどの村が河川敷を提供するかで、それぞれの利害が反発し合い妥協点を見いだすことができず、こうした要因は総合的な治水事業を不可能にしていたのです。

これを克服するためには金銭による土地買収が必要となりますが、懸案の三川分流はひとまず、ヨハニス・デ・レイケによる明治改修を待たねばなりませんでした。

今なお残る工事跡

三川分流を目指しながらも、当初の目的を実現できなかった宝暦治水。その工事跡は、時代が進むにつれ、徐々に姿を消していきました。大水による破堤もその原因の一つ、明治改修の際の取り壊しも原因の一つだといわれています。

《石田の猿尾》

しかしそんななかでも、往時の姿をそのまま留めている遺跡があります。石田の猿尾がそれです。猿尾



■ 石田の猿尾

は、誰が考案し名づけたかは明らかではありませんが、水制の一種であり、猿の尾のように細長い小堤を岸から川へ突き出し、水勢を弱めようとするもので、一般には石で覆われています。石田の猿尾も同様の石堤で、木曾川右岸石田村（羽島市下中町石田）から川の本流へ突出した二筋。対岸にある木曾川の派川、佐屋川口が閉塞し、通水が悪くなることを排除する目的で築かれました。この猿尾は別名一〇〇間猿尾、二〇〇間猿尾と呼ばれています。下流側の一本は八神渡船の船着き場として最近まで利用されていました。

《千本松原》

長良、揖斐の背割堤1kmにわたって一連の松が深い緑を川面に映し込んでいます。この松並木は宝暦治水の史跡です。治水上最も難工事であった油島締切堤の上に故郷薩摩から取り寄せた日向松の苗を植えたこと伝えられています。それが成長して今では樹齢二百数十年を越える松林となっており、千本松原と呼ばれています。



■ 大樽川洗堰絵図



■ 千本松原

枯死や台風などによる倒伏で一時は減少しましたが、その後順次補植するとともに病害虫防除などが行われており、保全には万全が期されています。

堤防上に延々と繁る千本松原は、水と緑が織りなす歴史のモニユメント。無念の涙を呑んだ薩摩義士の偉業を忘れることなく後世へ伝えてくれることでしょう。

一四〇周年記念式典

今年（一九九四年）は宝暦治水から二四〇周年を迎える記念すべき年。新緑がまぶしい季節に、海津町の治水神社で記念式典が開催されました。治水神社は薩摩藩総奉行平田鞆負を祭神として、昭和十三年（一九三八）に油島締切堤の付け根に建てられたもの。毎年春と秋には例祭

が開催されています。

記念式典は春の例祭が開催される四月二五日に、岐阜県薩摩義士顕彰会（当時会長…梶原拓岐阜県知事）主催で行われ、遠く鹿児島県から薩摩藩主島津公の子孫島津修久氏など多くの方々が参列し、薩摩義士の遺



■ 240年記念式典風景

徳を偲ばれました。

大きな犠牲と引き替えに成し遂げられた宝暦治水。しかし、あれから二四〇年を経た今日でさえ、水害を絶滅するには至りません。高度に発達した技術力を背景にしても、迫り狂う自然の脅威の前には微力でありません。木曾三川を擁する濃尾平野は無論のこと、この状況は薩摩義士の故郷鹿児島県でも同様です。

事実、昨年（一九九三）鹿児島県を襲った一連の大雨は、例年にならない大きな被害をもたらしました。こうした災害は、私たちに改めて警告を発し、自然の猛威を知らしめています。万一の災害に備えた治水事業は、宝暦治水から二四〇年を経た今日でも依然として課題になっています。

自然や文化財と共存する現代の治水事業のあり方を模索していくことが大切です。

二四〇周年に寄せて



宝暦治水史跡保存会長
海津町長
平野義明氏

木曾三川沿川地域、高須輪中一帯は、今から二四〇年前に鹿児島から千人近くもの薩摩義士の方に来ていただき、血のじむような大変な工事の果てに、水害から助けていただいた…。ですから、どう感謝しても

感謝しきれない想いで一杯です。

昭和四四年（一九六九）に海津町は国分市と姉妹提携し、その直後に岐阜県と鹿児島県は姉妹県になり、密接な交流は今でも続けられています。

昨年鹿児島県では、雨による被害がございましたが、岐阜県知事からは見舞金と職員の見舞、私ども海津町では町民全戸から浄財を拠出していただきましたね。わずかですが御見舞いとさせていただきます。

宝暦当時を想えば万分の一の恩返しもできないと思いますがね。今後とも町全体で顕彰活動に取り組んでいきたいと思っています。

宝暦治水ゆかりの地を訪れて。文化財と共存する治水事業を願う



鹿児島県
薩摩義士顕彰会長
島津修久氏

今年、鹿児島県薩摩義士顕彰会の会長に就任したのですが、二四〇年の祭典に参拝の機会を得ましたことを嬉しく思っています。私の祖先島津重年をはじめ平田鞆負が心血を注いだ地ですからね。昨日は薩摩義士がお祀りしてある清江寺（羽島市江吉良町）や江翁寺（輪之内町）など、長年の懸案だった参拝を終えまして、感無量です。御手伝普請を幕府から持ち

かけられたとき、重年は受命するか、拒否するかで随分悩んだと思います。最終決断を下すのは殿様の役目ですから。決断したことによって、どういう結果が出るかというのを見通したうえで決断するわけですから。拒否すれば戦争になると、どちらを選ぶかというところに立たされたと思う…。

そういう先人たちが残した遺徳や功績を、鹿児島では知らない人も多いですね。ですからこういう機会に、二四〇年という節目に鹿児島の人知ってもらいたい。特に若い人たち、青少年に知ってもらいたいということ、そういう関係の交流も盛んになってきました。

二四〇年を迎えた今年。鹿児島県薩摩義士顕彰会では機関誌「薩摩義士」の発行を始めました。また、義士のお墓と供養塔の建立を計画しています。岐阜の各地に埋葬されているご遺骨を、安置する場所がなくては…。募金を今年中にも完成させたいと思っています。

過去の遺業を顕彰し伝えていくことは、なかなか大変なことです。宝暦治水も同様、遺跡を大切に保存しながら、なおかつ、治水もしていくというのは現代人の命題なのでしょう。ぜひ、治水事業も共存共栄といえますか、文化財とか、環境とか、自然とか、共存を考えながら開発していく。それが現代人の知恵なのだろうと思いますが、なかなか総論ではそうで

も、各論では大変なところですね。

(Vol.11 1994 SUMMER)

Column 宝暦治水260年記念



平成26年(2014) 5月24日、 鹿児島市平之町の 平田公園で行われた 第6回前夜祭

平田公園は、戦後復興の一環として平田靱負屋敷跡が整備され、昭和29年(1954)に薩摩義士200年祭を記念して鹿児島県の史跡に指定され、翌昭和30年(1955)に平田靱負の銅像が公園の一角に建てられた。前夜祭では、平田靱負の9代目子孫・伊敷平田家の平田靱久氏による義士の紙芝居、山下小学校器楽部による演奏、甲東中学生徒による朗読などが行われた。

甲東中学生徒による朗読

第五節

宝暦治水に学び、 その偉業を後世へ。

長良川・揖斐川の背割堤に沿って、深い緑を香らせる千本松原は、薩摩義士が故郷から取り寄せた日向松を植えたもの。台風による倒木や枯死などの災害を乗り越えて、その偉業を今に伝えています。明治初期に始まった顕彰活動も二五〇年の歳月を超えて、さらに未来へ。宝暦治水を遂行した崇高な精神は、人と自然との共生を私たちに改めて問いかけているようです。

地元の義士顕彰

宝暦五年（一七五五）五月二二日にすべての工事が完了した宝暦治水。しかし、その顕彰と薩摩義士の慰霊は、明治という時代を待たねばなりませんでした。この御手伝普請に費やした莫大な費用、そして多数の殉死者。あまりに多くの犠牲を払った治水事業は、それゆえに薩摩において評価されず、恩恵を受けた木曾三川下流域の地元民が、「薩摩様」とわずかに口伝える程度でした。

明治に入り顕彰を初めて開始したのが、十代西田喜兵衛です。西田家は現在の三重県桑名市多度町の素封家で代官を務めた家柄であり、宝暦治水当時、その祖先は平田靱負のよき相談顧問方として、協力を惜しみませんでした。「薩摩藩の恩を忘れるべからず」。三代喜兵衛が当時の状況を丹念に記した記録は、西田家の家宝として代々秘蔵されましたが、残念なことに、明治九年（一八七六）の伊勢暴動によって焼失して

います。この事実が、十代喜兵衛の義士顕彰への始まりです。義士の事蹟顕彰を志した喜兵衛は、明治十七年（一八八四）ころから、史跡、墓地、資料の収集に奔走する一方、記念碑建立に向けて精力的な活動を行いました。上京を何度も重ね、島津公爵家や松方伯爵家などに協力を要請、また地元の官庁、一般の人々の協力を得て、宝暦治水工事中最も難工事であった四之手油島締切堤防の先端に、「宝暦治水碑」が建立されました。

碑の除幕式は、木曾川下流改修（明治改修）による木曾三川分流がほぼ完成した明治三三年（一九〇〇）四月、時の総理大臣山県有朋、内務大臣西郷従道をはじめ数多くの高官の参列を得て、厳粛にしかも盛大に挙行されました。

宝暦治水碑建立を端緒に、顕彰活動が活発化。昭和三年（一九二八）には大樽川洗堰跡に「薩摩堰遺跡」の碑と薩摩義士二一名が眠る海蔵寺に忠魂堂を建立、昭和十三年（一九三八）には、治水神社を創設。同五

月二五日には創設奉祝祭が国及び県の高官臨席のもと関係者多数の参列を得て盛大に挙行されました。

鹿児島県の義士顕彰

鹿児島県での顕彰活動が始まったのは、大正六年（一九一七）、「薩摩義士顕彰会」が結成されました。

顕彰活動が遅れた大きな原因は、旧藩時代はおろか明治の初めまで、工事については、いっさい他言すべからずとして、厳重な緘口令が引かれていたためです。幕府への配慮が大きな原因だといわれています。また、治水資金調達のため、藩当局は過酷なまでの重税を課し、藩民に怨嗟の空気があったことも否めません。しかしながら岐阜県の顕彰活動の影響を受けて顕彰活動の機運は高まり、大正六年に最初の薩摩義士顕彰祭典が開催されました。大正九年（一九二〇）には、鹿児島市城山山麓に、宝暦義士碑を建立。この

碑の中には、幕府の役人であり切腹した内藤十左衛門、竹中伝六の両名が合祀されています。これは薩摩藩の精神「敵味方差別なき供養」が受け継がれたものだと考えられています。

昭和二年（一九四七）には、平田靱負屋敷跡（鹿児島市平之町）に平田公園を建設。昭和二九年には二〇〇年祭記念式典が平田公園で行われました。式場には平田靱負の子孫平田正風氏（当時十七歳）をはじめとした遺族も出席。この年、平田公園に平田靱負銅像も完成し、除幕式が行われました。また、記念事業の一つとして、鹿児島市長が治水神社境内内の千本松原から持ち帰ったヒメ小松七本を記念植樹。翌年には平田翁にちなんで命名した平田橋が完成。平成六年（一九九四）には薩摩義士二四〇年祭、同九年には大寺に薩摩義士墓建立、平成十六年には二五〇年記念祭が盛大に行われました。

華々しく挙行された 二五〇年記念式典

宝暦治水二五〇年治水神社
春季大祭 — 四月二五日 —

宝暦治水工事に殉じた平田靱負他薩摩義士八〇余名に感謝を捧げる治水神社春季大祭が、岐阜県薩摩義士顕彰会（会長 梶原拓岐 岐阜県知事（当時））の主催のもとに行われ、義士の遺徳を偲びました。

この日、「宝暦治水工事犠敬者」の碑（九三名）が完成し、碑の除幕式が行われました。その後、太鼓の演奏、薩摩古武道・葉丸野太刀自顕流の演舞、詩吟などが奉納されました。また、海津町の小学生のグループが、宝暦治水や明治改修の研究成果を発表しています。



■ 諸幕式



■ 研究発表する地元の小学生グループ

薩摩義士二五〇年目の 凱旋事業出発式

「薩摩義士二五〇年の凱旋」の出発式が治水神社境内で行われました。これは、一般公募者を含めた海津町青年のつどい協議会会員らが、薩摩義士が歩いたルートを逆に自転車で行くという企画されました。故郷へ戻れなかった義士の思いを果たすとともに、義士の偉業を称えようと企画されました。リレーは一カ月後、平田靱負の命日の五月二五日に、鹿児島市平田公園で開催された薩摩義士二五〇年祭式典前にゴールしました。



■ 自転車リレーの皆さん

御輿の奉納



二五〇年忌追悼法要
— 桑名市・海蔵寺 四月二五日 —

海蔵寺は曹洞宗の古刹です。薩摩義士の墓石二四基が現存

し、桑名市の指定史跡となっており、法要は毎年、平田靱負の命日に、地元の顕彰奉賛会が営んでいます。しかし、今年（二〇〇四年）は鹿児島市の慰霊祭がこの日に行われることから、二五〇年忌追悼法要は、例年より一カ月早い四月に実施しました。藩士の子孫や鹿児島県顕彰会関係者ら三〇〇人が参列。薩摩藩主の直系子孫、島津修久氏は「薩摩義士の崇高な精神は、今も脈々と受け継がれている」

とあいさつしました。法要後は、初めて参列された平田靱負の子孫、平田靱久氏から贈られた平田家の家紋を披露。桑名歴



■ 海蔵寺の法要

焼香の列をなす人々



■ 焼香の列をなす人々

史の案内人・初代会長の加藤勝己氏の記念講演も行われました。

宝暦治水二五〇年という 記念すべき年に寄せて

宝暦治水の顕彰活動を契機に、昭和四十六年（一九七一年）七月、岐阜・鹿児島両県は姉妹都市盟約を締結しました。

県同士の盟約締結は、全国でも初めてのこと。以降、教育・文化・経済面はもちろんのこと、顕彰活動の交流も活発化しています。

そこで、岐阜県の顕彰活動の求心力となつている、治水神社の宮司山内久和氏、海蔵寺の住職田宮正宣氏、平田家直系子孫平田正風氏と、鹿児島県薩摩義士顕彰会の島津修久会長にお話をうかがいました。

異国の治水事業に命を賭した 薩摩義士の精神に学ぶ



治水神社 宮司
山内久和氏

明治中期から後期にかけて、木曾三川下流域では顕彰活動が活発になり、神社創設の動きも出てきました。大正十四年（一九二五）には有志によって宝暦治水奉賛会が設立さ

れ、広く全国に基金を募り、建設への動きが具体的になりました。宝暦治水の犠牲者は八〇余名といわれていますが、その方たちをご祭神にということ、内務省へ幾度も陳情を重ねています。しかしなかなか許可は下りません。多くの人々をご祭神にすることができないというのが大きな理由だったようです。結局、治水神社が創設されたのは昭和十三年（一九三八）四月。総奉行平田鞆負をご祭神とすることで許可されました。昭和二年に着工したにもかかわらず、十数年の歳月を要したのは、こうした事情があったからなのです。

現在は、毎年四月二五日に例祭春季大祭を、十月二五日には例祭秋季大祭を開催。宝暦治水二五〇年を迎えた今年は、関係者約三〇〇〇人が参列して義士の遺徳を偲びました。心男は、大江地区外浜の瀬古市郎さんが選ばれました。瀬古さんの数え年は、平田翁が自刃した五二歳。神男をあえて心男としたのは、平田翁の精神に学ぶため。殺伐たる現代だからこそ、異国の治水事業に命を賭した義士の精神を学ぶ必要があるのです。式典では海津町の小学生のグループが、宝暦治水や明治改修などの成果を発表していますが、子どもたちが中心となって義士の精神を地域へ、そして未来へ伝えていくことができるでしょう。

治水神社は薩摩義士の史跡である千本松原の一面にあります。こ

こから見る日の出は本当にすばらしい。温暖化や酸性雨、外来の害虫など環境破壊が進む現代だからこそ、治水神社の千本松原として、自然との共生を伝えていきたいものですね。

助け合いの心を学びながら、 薩摩義士の心を語り継いでいく



桑名市 海蔵寺住職
田宮正宣氏

明治二六年（一八九三）、十七世住職時本慈船和尚が寺の過去帳を整理中、「薩摩藩士埋葬寺送り」の古証文を発見したことから、宝暦治水の状況が世間に知られるようになりました。永吉惣兵衛「腰物にて怪我相果候に付」云々と書かれた有名な「一札之事」の証文をはじめとした、十名分の埋葬証文です。

永吉の命日は宝暦四年（一七五四）四月十四日。宝暦治水最初の犠牲者で、一期工事が開始された二月二十七日から二ヵ月も経たない間に亡くなっています。

海蔵寺の寺史によれば、宝暦四、五年ごろの住職は、第十二世雲峰珍龍和尚。当時、犠牲者の遺骸を葬るにも幕府の手前なかなか難しく、雲峰珍龍和尚が快諾し、ようやく埋葬されたようです。平田鞆負の遺骸も揖斐川を舟で運ばれてここに遺髪を

置いて、京都の大黒寺へ運ばれたといわれています。

しかしその真相はよくわからない、というのが現状です。特に海蔵寺は禅宗で世襲という風習がなかったため、親から子へと伝承されたものがない。薩摩の武家の多くは禅宗を信仰していますから、それが埋葬の理由なのでしょうが、なぜ揖斐川を下ってほるばる桑名市まで来たのか、歴史の謎といったところです。最近では宝暦治水の評価をめぐっても諸説があるようで、価値観や考え方によって分かれているようです。

でも実際輪中の人たちは助かっています。お年寄りたちのなかには、「薩摩に足を向けては寝られない」という声を聞きます。それこそ、顕彰活動の原点です。海蔵寺には永吉惣兵衛をはじめとした薩摩義士二四名が眠っています。彼らの心を語り継いでいく。助け合いの心を学びながら、二五〇年経た今もそして明日も肅々と供養をしていきたいと思っています。

祖先が治水偉業に命を傾けた輪中地帯、 その土地改良に取り組んだ半生



平田家十八代当主
平田正風氏

平田家十八代当主を相続したのは、昭和十六年（一九四一）です。

わずか六歳のときでした。平田鞆負から数えて九代目にあたります。祖母のハナから家督を相続しました。ハナの父は平田正直。天保九年（一八三八）に生まれ、兵具奉行に任ぜられていましたが、廃藩後の明治十二年（一八七九）、調所広郷の孫にあたるトモと婚姻、その二女がハナです。ハナが常々言っていたのは「平田家の再興」。幼かった私は薩摩義士のことはまったくわかっていませんでした。

薩摩義士について勉強を始めたのは、昭和三〇年（一九五五）、岐阜県に就職してからです。就職にあたって学校の先生が岐阜県に手紙を書いてくれたのですが、そこに平田鞆負の子孫であると書いてあったようです。当時岐阜県には鹿児島出身の総務部長がいらしたのですが、そのせいか随分私を大切にしてくれて、ありがたいやら、肩身が狭いやら。こちらは新入りの職員でしたから、恐縮するばかりでした。

最初の配属先は高須輪中土地改良事業所で、最後退職する前に配属されたのもここです。輪中が土地改良されていく状況をすべて見届けたことになりました。その変遷をまとめたのが『高須輪中土地改良史』。土地改良史と事業史の二部構成です。編集室長として資料の収集から執筆、編集まですべて担当していました。

宝暦治水から二五〇年。歴史的検証をしようにも史料が風化している

ため、不明な部分が多い。靱負の足跡も同様です。そういった意味でも輪中の変遷史を残せたということに胸に迫るものがあります。しかも祖先が治水事業に命を傾けた土地ですから。

顕彰活動は役所主体で行われてきましたが、一般の人々も自由に焼香でも玉串奉奠でもできるような、そんな手作りの顕彰活動が広がっていくことを望んでいます。

若い世代に語り継いでいくこと、それが現代の顕彰活動



鹿児島県薩摩義士顕彰会
会長 島津修久氏

鹿児島県薩摩義士顕彰会は大正六年（一九一七）の発足以来、さまざまな活動を行ってきましたが、宝暦治水二五〇年を迎え、次の若い世代に次の三点を伝えていかなければと考えています。

一つ目は、御手伝普請、つまり、幕府から木曾川の治水工事を命ぜられたときに選択肢としては一つしかなかったということ。薩摩藩を潰す計画だったのだから断って戦うべきだとか、いろいろな議論があったかもしれないが、選択肢は一つ。お受けしたからには立派な仕事として成し遂げなければならぬという、強い使命感でした。難工事であろうしても達成しなければならぬ

という使命感をもって臨んだのだと思えます。

二つ目は、強い使命感をもって成し遂げた仕事は非常にすばらしい成果を残したことです。末代まで残った業績を残しました。鹿児島島の先人たちが、その時代までもっていった精度の高い測量技術や土木技術など、それらの技術を十分に生かしてお役目を果たしたのです。よい仕事を残したことで、そういうことに対する誇りといえますか、自分たちの先人が優れた技術・能力をもっていただのだということ語っていききたいですね。

三つ目は、伊勢湾台風のような大災害に際しても薩摩の人たちが築いた堤防は壊れず、水害から人々をしっかりと守りし点です。それがご縁で、岐阜と鹿児島友好交流が活発化しています。こうした友好関係を末長く続けてもらいたいものですね。

鹿児島県の二五〇周年記念事業としては、三点を実施しました。

一つ目は鹿児島県歴史資料センター「黎明館」における特別展示です。宝暦治水の概要と顕彰事業の流れを理解していただくために、秘宝展示などを行いました。二つ目は講師による特別講演です。当初は宝暦治水を描いた小説『孤愁の岸』の作者である杉本苑子さんを予定していましたが、体調不良のため降板されました。そこで急ぎよ、鹿児島市会場では、

近世史の第一人者であり尚古集成館の前館長の芳 即正さんに、国分市会場では、鹿児島大学教授の原口泉さんに講演を依頼し、大盛況となりました。

そして三つ目は、恒例になっている慰霊祭の開催です。海津町では「自転車つなぐ友好の絆」薩摩義士の凱旋」として、一般公募者を含めた海津町青年のつどい協議会らが四月二十五日に治水神社を出发し、自転車でリレーしながら、五月二十五日には鹿児島市で開催した薩摩義士二五〇年祭式典前にゴールされました。彼らを温かくお迎えすることも、大切な顕彰活動です。これからは宝暦治水の意義を若い世代に語り伝えながら、顕彰活動を末長く続けていきたいと願っています。

宝暦治水の絆をさらに未来へ — 薩摩義士二五〇年祭 —

鹿児島市平田公園 五月二五日

鹿児島市の平田公園で「薩摩義士二五〇年祭」（鹿児島県薩摩義士顕彰会主催）が開催されました。岐阜・三重両県と鹿児島県の関係者をはじめ中・高校生を含む約七〇〇人が参列、友好の絆を深めつつ偉業を後世に伝えていくことを確かめました。

式典に先立つ午前九時三〇分、岐阜県海津町からの自転車リレーの最終走者が到着。花火と大きな拍手で



平田公園正面

迎えられました。

海津町青年のつどい協議会会員らが中心となって企画された「薩摩義士二五〇年目の凱旋」は、工事に赴いた薩摩藩士たちの行程約六三〇kmを、七〇人がたすきをつなぎ一カ月かけてたどるというもの。陣羽織姿の永田実彦協議会委員長は、「義士への報恩感謝の強い絆が薩摩への道をつくりあげました。リレーを通じて義士への想いが感じられたように思います。これからも友好を深め、絆を強くしていきたい」と感涙にむせびながら奉納文を読み上げました。

式典で謝辞を述べた海津町立日新中三年の水谷哲也君は、左足骨折をおしての鹿児島訪問。「義士の偉業を僕たちが大切にし、後輩たちに伝えていきたい。これからも鹿児島、国分との交流の輪を深めたい」と力



■ 謝辞を述べる海津町日新中学3年の水谷哲也君



■ 薩摩義士碑(鹿兒島市城山町)



■ ゴールに向かう自転車リレーの皆さん



■ 式典状況



■ 東郷示現流による古武道の奉納



■ 詩吟の奉納



■ ゴールの報告をする協議会会長 永田実彦氏

強い口調でスピーチしました。
そのほか、東郷示現流と薬丸野太
刀自顕流による古武道と詩吟なども
奉納されました。
(Vol. 51 2004)

Column 宝暦治水260年記念



平田公園の2000個の紙灯籠

前夜祭での紙灯籠

暗くなった平田公園一面に、近くの住民らが手作りした木曾三川を表現する赤・黄・オレンジ色と陸や中洲を表現する白色の紙灯籠2000個が義士を偲ぶ光の川となって淡く輝いた。

[平成26年(2014)5月24日撮影]

第六節

御手伝普請の変遷とその特性

江戸時代の治水

江戸時代の治水工事を大別すると、幕府が全部または一部の費用を負担する「御普請」と大名や領民によって実施される「自普請」があります。「御普請」は大きな災害が生じたときに臨時に行われた治水工事で、幕府領・私領ともに実施される公儀普請、国役金をもって実施される国役普請、普請を特定の大名に手伝えせる御手伝普請があります。なお「御普請」のなかには、「御救い普請」と呼ばれるものがありました。御救い普請とはその名が示す通り、住民の経済的救済が目的の一つでした。災害などを罹災した人々を積極的に雇用し賃金を支払うことで、救済を図っていました。

「自普請」には領主が実施する領主手限自普請と領民が実施する百姓自普請があります。

御手伝普請の歴史

御手伝普請は、幕府の命を受けた

大名が自領とはまったく関係のない地域の治水工事について工事費用等を負担して御手伝をする事です。

江戸幕府成立前後には文禄三年（一五九四）の利根川の付替や慶長十四年（一六〇九）に完成した木曾川の御囲堤など、幕府の体制が整っていない段階での普請が数多く存在します。

慶長七年（一六〇二）、三河国松平忠利が駿河国富士川の普請を行って行っています。江戸幕府成立直後の慶長九年（一六〇四）にも、松平忠利が三河国矢作川で治水工事を行っています。しかし、これらは徳川家康の命による普請であり、御手伝普請とは性格を異にしています。

全国的な御手伝普請として、宝永元年（一七〇四）、高知藩（高知県高知市）・広瀬藩（島根県安来市）・人吉藩（熊本県人吉市）・秋田藩（秋田県秋田市）による利根川・荒川の普請が行われました。宝永元年（一七〇四）は水害の年。利

徳川家康が統一政権を樹立した江戸時代。封建制度の軍役にあたる課役として、治水事業が実施されるようになりました。国役普請や御手伝普請がそれです。

なかでも御手伝普請は、幕府が本来なすべき川普請を、大名が代わって実施するものです。木曾川水系で行われた御手伝普請は十六回。

根川一帯は広域にわたって罹災したため、その災害復旧として実施されました。宝永五年（一七〇八）の相模国川々の普請では、岡山藩（岡山

県岡山市）をはじめ、小倉藩（福岡県北九州市）・鳥取新田藩（鳥取県若桜町）等が御手伝大名となっていました。宝永年間に多く実施され

た御手伝普請は、その後しばらく実施されませんでした。寛保年間以降、再び行われるようになりました。

寛保二年（一七四二）の上利根川の御手伝普請は、その代表的な工事です。関八州の大水害に対して、熊本藩（熊本県熊本市）・萩藩（山口県萩市）・津藩（三重県津市）・岡山藩（岡山県岡山市）・出石藩（兵庫県豊岡市）・鯖江藩（福井県鯖江市）・丸亀藩（香川県丸亀市）・飢肥藩（宮崎県日南市）・白杵藩（大分県白杵市）が工事を担当しました。

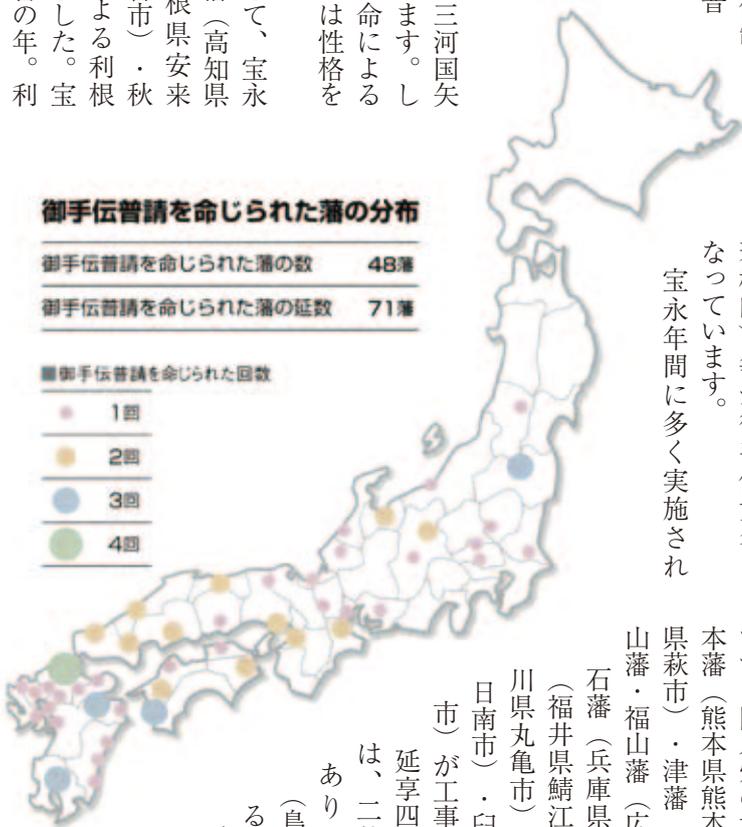
延享四年（一七四七）には、二件の御手伝普請がありました。鳥取藩（鳥取県鳥取市）による甲斐国の川普請と二本松藩（福島県二本松市）による木曾川の御手伝普請です。

御手伝普請を命じられた藩の分布

御手伝普請を命じられた藩の数	48藩
御手伝普請を命じられた藩の延数	71藩

御手伝普請を命じられた回数

1回	●
2回	●
3回	●
4回	●



木曾三川下流域の複雑な領地関係

江戸時代に入ってから、全国的に新田開発が行われると、従来の洪水氾濫域として放置されていた沖積地帯が水田として開発され、その結果、水害が増加します。それは木曾三川下流域も同様です。木曾川・長良川・揖斐川が乱流し、三川をつなぐ支派川が網の目のように流れる下流域一帯では、洪水のたびに堤防決壊、浸水、そして家屋田畑流失の被害に悩まされ続けていました。

しかし、木曾三川下流域の複雑な領地関係は、地域全体として治水問題に対処することを難しくしてしましました。徳川御三家の一つ、尾張藩が尾張国一円を領有していたのに対し、美濃国では多数の領主が存在していたためでした。

総石高六〇余万石の美濃国は、約二〇万石の幕府直轄領、約十五万石の尾張藩領、残りの二五万石程度を、大垣藩・高須藩など十藩に及ぶ諸大名領と、七〇余の旗本領

に細分され、しかも領地は錯綜していました。

例えば、木曾川と揖斐川にはさまざまに細分された領地が置かれていた海津市海津町域には、高須藩が置かれていたが、その領地関係を正保二年（一六四五）『美濃国郷帳』でみてみますと、約七%が尾張藩領、約五九%が幕府直轄領・旗本領で、高須藩領はわずかに約三四%に過ぎませんでした。

こうした多数の領主の存在は、利害関係を複雑にし、水害の復旧や地域の排水など、一貫した治水事業の実施を難しくしていたのです。

笠松郡代と高木三家

木曾三川下流域の直轄領の治水工事をつかさどっていたのは、美濃郡代です。美濃奉行大久保石見守長安の後を継いだ岡田将監善同は揖斐郡に陣屋を構え、その子善政は父の役職を引き継ぎ、陣屋を可見郡徳野村に移しましたが、木曾川の堤防工事のために葉栗郡笠町（現笠松町）に仮陣屋を置きました。その後、

弥惣兵衛為永は第九代の郡代として享保二十年（一七三五）から約二年間務めています。美濃郡代により直轄領の治水工事は行われ、河川管理は、多良（上石津町）に陣屋を置く旗本・高木三家が担当していました。高木三家は後に水行奉行に任じられ、河川管理とともに治水工事の監督・統制の役割を担うようになりました。

木曾三川下流域の御手伝普請

領地が複雑に入り組む木曾三川下流域では、大きな水害が発生しても個々の領主単位で治水事業を行うことは不可能でした。そのため、流域民は再三にわたって、幕府に治水工事を訴願しています。こうした住民の切実な願いにこたえて行われたのが、御手伝普請です。

美濃郡代と高木三家は、木曾三川下流域で実施された御手伝普請においても工事の監督にあたっていました。

木曾三川における御手伝普請の始まりは、延享四年（一七四七）、二本松藩（福島県二本松市）に命じられた治水工事です。

以後、木曾川の御手伝普請は、幕末の文久元年（一八六一）まで十六回にわたって実施されました。この間一四四年間、平均すると七年強に一度の御手伝普請が実施されたことになりました。なかでも寛政八年（一

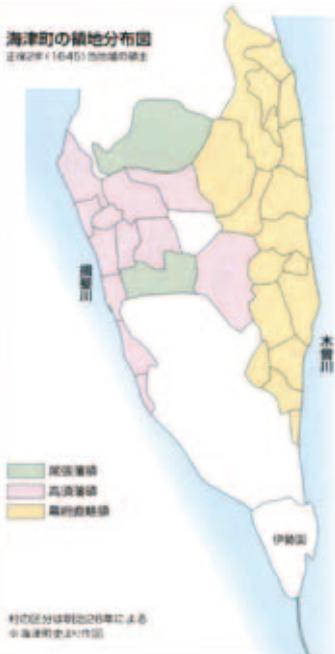
七九六）から文化二年（一八〇五）までの九年間には、五回もの御手伝普請が実施されていることが注目されます。

普請御手伝を命じられた藩は、北は新庄藩（山形県新庄市）から南は薩摩藩（鹿児島県鹿児島市）まで四八藩、延べ七一藩に及んでいます。幕末における藩の総数は二八〇藩といわれていますから、単純計算では、全国の一七%もの藩が木曾川の御手伝普請にかかわったことになりました。

これを現在の県別でみると全国では三〇県、六〇%の県が関係しています。特に九州・中国では全県が関係しています。

四回の普請御手伝 小倉藩

御手伝普請を命じられた藩を地方別にみると、九州地方が最も多く十六藩延べ二三藩にのぼっています。そのなかで小倉藩（北九州市）は、天明三年（一七八三）、文化二年（一八〇五）、文化十三年（一八一六）、そして天保七年（一八三六）と四回も御手伝普請を命じられています。そのほか九州地方では薩摩藩と岡藩（大分県竹田市）が三回です。木曾川における最初の御手伝普請を行った二本松藩は寛政元年（一七八九）と寛政八年（一七九六）にも御手伝普請を命じられ、御手伝は三回に及んでいます。また、宇和島藩（愛媛県宇和島市）も御手伝普請



■ 海津町の領地分布図

を移して地名を笠松に改め、笠松郡代とも呼ばれていました。宝暦治水の原案を作成した井沢

は三回に及んでいます。
 そのほか二回の普請御手伝を命じられた藩は萩藩など十二藩にもあります。

一藩単独での御手伝普請が四回

一藩による御手伝普請が異例とされるなかで、木曾川では二本松藩による延享四年（一七四七）普請、薩摩藩による宝暦三年（一七五三）普請、鳥取藩による安永八年（一七七九）普請、そして広島藩（広島県広島市）による享和元年（一八〇一）普請と、一藩単独による普請御手伝が実施されています。

木曾川で初めて複数藩による御手伝普請が実施されたのは、明和三年



明和以前の御手伝普請においては多くの藩士たちが、普請に従事するため木曾三川流域にきています。厳しい普請のなかで地域の人々との間にさまざまな交流がはかられたことが想像されます。
 薩摩藩による宝暦治水に対しては、油島締切堤の治水神社や宝暦治水碑の建立など、宝暦治水顕彰会による活動が続いています。ま

御手伝普請を縁とする地域交流

（一七六六）の長州萩藩・小浜藩（福井県小浜市）・岩国藩（山口県岩国市）の三藩による御手伝普請でした。
 最も藩数の多かった御手伝普請は寛政十一年（一七九九）の普請で津藩など九藩による御手伝が実施されています。

一回あたりの普請御手伝額は、薩摩藩による宝暦三年（一七五三）普請が四〇万両と突出しており、次いで明和三年（一七六六）の長州萩藩などによる御手伝が二六万両となっています。この普請以降、普請金のみを支出するお金御手伝へと内容が変化しています。寛政十一年（一七九九）の津藩など九藩による御手伝普請で二〇万七千八百九一両、次いで最後の御手伝普請となった文久元年（一八六一）には七藩が御手伝を命じられ、費用は一六万三千二百六三両でした。

御手伝普請の実施時期	国名	藩名	藩主名	現在の市町村名	普請高(石)	御手伝金額(両)	御手伝の内容
享和の御手伝普請 享和2年(1802)	加賀	大聖寺	前田松平阿守判考	石川県加賀市	70,000	-	お金御手伝100%
	讃岐	丸亀	松平重登守高	香川県丸亀市	51,500		
	日向	佐土原	高津淡路守久晴	宮崎県佐土原町	27,000		
	肥前	藩池	鍋川中登守高	佐賀県佐賀市	52,600		
	肥後	高瀬	堀川能登守判考	熊本県玉名市	35,000		
文化の御手伝普請 文化2年(1805)	阿波	徳島	蜂須賀松平阿波守治昭	徳島県徳島市	257,000	145,487	お金御手伝100%
	武蔵	川越	松井松平大和守道愷	埼玉県川越市	100,000		
	豊前	小倉	小笠原伊予守忠忠	福岡県北九州市	150,000		
	豊後	岡	中川修理大夫久義	大分県竹田市	70,400		
	和泉	岸和田	高松方膳長信	大阪府岸和田市	50,000		
	伊予	松山	久松松平立丸定則	愛媛県松山市	100,000		
	豊後	中津	高平大膳大夫高高	大分県中津市	100,000		
	常陸	土浦	土屋保三郎隆彦	茨城県土浦市	95,000		
	下野	足利	戸田松平大膳守忠高	栃木県足利市	12,000		
	薩摩	薩摩	島津松平豊後守重興	鹿児島県鹿児島市	778,000		
文化の御手伝普請 文化13年(1816)	伊予	宇和島	伊達遠江守村寿	愛媛県宇和島市	100,000	147,828	お金御手伝100%
	筑後	柳河	立花友近守監康寿	福岡県柳川市	29,600		
	豊前	小倉	小笠原大膳大夫忠国	福岡県北九州市	150,000		
	武蔵	志	阿部鉄丸正徳	埼玉県行田市	100,000		
	肥前	藤原	深溝松平生駒頭忠高	長崎県藤原市	70,000		
文政の御手伝普請 文政3年(1820)	信濃	上田	藤井松平伊賀守忠学	長野県上田市	53,000	57,047	お金御手伝100%
	長門	萩	毛利松平大膳大夫重朝	山口県萩市	369,000		
	石見	浜田	松平友近守監康寿	島根県浜田市	60,400		
天保の御手伝普請 天保7年(1836)	高松	若国	吉川監物経礼	山口県若国市	60,000	107,737	お金御手伝100%
	豊前	小倉	小笠原大膳大夫忠国	福岡県北九州市	150,000		
	伊予	宇和島	伊達遠江守宗紀	愛媛県宇和島市	100,000		
	安芸	広島	浅野和平安芸守重康	広島県広島市	426,000		
	三河	岡崎	本多上総守忠民	愛知県岡崎市	50,000		
文久の御手伝普請 文久元年(1861)	安芸	広島分家	浅野和平美作守長訓	広島県安芸高田市	30,000	163,263	お金御手伝100%
	播磨	明石	池田松平兵部大膳重康	兵庫県明石市	80,000		
	伊勢	津	藤堂和泉守高静	三重県津市	323,950		
	薩摩	薩摩	島津松平修理大夫茂久	鹿児島県鹿児島市	770,000		
	石見	浜田	松平友近守監武助	島根県浜田市	61,000		
	越後	高田	神原式部大膳政恒	新潟県上越市	150,000		
	越中	富山	前田松平権松判考	富山県富山市	100,000		
伊勢	久居	藤堂佐渡守高祐	三重県久居市	51,000			



た、明和三年の長州萩藩等による明和治水に対しては、岐阜市の長良川左岸の四ツ屋公園に「長州藩士治水顕彰碑」が建立されています。

そして、岐阜県と鹿児島県は昭和四四年（一九六九）姉妹県として、また、海津町（海津市海津町）は鹿児島県国分市と姉妹都市として交流が続けられています。

桑名市は江戸時代の藩主の縁で、埼玉県行田市（忍藩）、新潟県柏崎市（高田藩）、福島県白河市（白河藩）との交流が続いています。

が、忍藩と高田藩は御手伝普請の命を受けた藩です。二本松藩が属する福島県には会津藩があり、会津藩主松平容保は、高須藩主松平義建の六男で、当時の桑名藩主松平定敬、尾張藩主徳川慶勝と兄弟の関係にあります。



■宝曆治水碑

※藩名については、所在地名を原則としていますが、鹿児島藩は薩摩藩としています。

(Vol.56 2005)

■御手伝普請の時期と御手伝を命じられた藩

御手伝普請の実施時期	国名	藩名	藩主名	現在の市町村名	藩石高(石)	御手伝金額(両)	御手伝の内訳
延享の御手伝普請 延享4年(1747)	岩代	二本松	丹羽若狭守高胤	福島県二本松市	100,000	推定10,000	町方請負100%
宝暦の御手伝普請 宝暦3年(1753)	薩摩	薩摩	島津松平備前守重年	鹿児島県鹿児島市	770,800	400,000	町方請負 2%
明和の御手伝普請 明和3年(1766)	長門	萩	毛利松平大膳大夫重就	山口県萩市	369,000	260,000	町方請負 80%
	若狭	小浜	酒井修理大夫忠実	福井県小浜市	103,558		
明和の御手伝普請 明和5年(1768)	周防	岩国	吉川駒物経儀	山口県岩国市	80,000	144,430	お金御手伝100%
	阿波	徳島	蜂須賀松平阿波守重前	徳島県徳島市	257,900		
	豊後	岡	中川修理大夫久直	大分県竹田市	70,440		
	筑後	久留米	有馬中務大輔頼隆	福岡県久留米市	210,000		
	伊予	大洲	加藤遠江守泰武	愛媛県大洲市	80,000		
安永の御手伝普請 安永8年(1779)	筑前	秋月	黒田豊松長忠	福岡県甘木市	50,000	30,982	お金御手伝100%
	因幡	鳥取	池田相模守重實	鳥取県鳥取市	320,600		
天明の御手伝普請 天明3年(1783)	曹前	小倉	小笠原左京大夫宗矩	福岡県北九州市	180,000	59,881	お金御手伝100%
	日向	延岡	内藤備後守政隆	宮崎県延岡市	70,000		
	和泉	岸和田	岡部美濃守長儀	大阪府岸和田市	53,000		
	越前	丸岡	有馬大之進繁純	福井県丸岡市	50,000		
	但馬	出石	仙台兵部少輔久行	兵庫県豊岡市	30,000		
寛政の御手伝普請 寛政元年(1788)	岩代	二本松	丹波加賀守長義	福島県二本松市	100,700	71,112	お金御手伝100%
	豊後	岡	中川修理大夫久直	大分県竹田市	70,440		
	豊後	臼杵	稲葉能登守弘通	大分県臼杵市	50,060		
	越中	富山	前田松平出雲守利謙	富山県富山市	100,000		
	信濃	上田	藤井松平伊賀守忠清	長野県上田市	53,000		
	肥前	唐津	水野左近将監忠康	佐賀県唐津市	80,000		
寛政の御手伝普請 寛政8年(1796)	播磨	明石	池田松平左兵衛佐重周	兵庫県明石市	80,000	35,130	お金御手伝100%
	肥前	小城	鍋島越中守直正	佐賀県小城市	73,200		
寛政の御手伝普請 寛政11年(1799)	岩代	二本松	丹羽左京大夫長祥	福島県二本松市	100,700	207,881	お金御手伝100%
	伊勢	津	藤堂和泉守高藤	三重県津市	323,950		
	因幡	鳥取	池田松平藤之進重邦	鳥取県鳥取市	320,000		
	出羽	新庄	戸沢富寿正胤	山形県新庄市	68,200		
	伊予	大洲	加藤遠江守泰清	愛媛県大洲市	60,000		
	伊予	宇和島	伊達遠江守村寿	愛媛県宇和島市	100,000		
	日向	秋田	伊東藤三郎祐民	宮崎県日南市	51,000		
	信濃	松本	戸田松平丹波守光行	長野県松本市	60,000		
	備前	岡山	池田松平上総介重政	岡山県岡山市	315,000		
	近江	膳所	本多越中守康克	滋賀県大津市	60,000		
享和の御手伝普請 享和元年(1801)	安芸	広島	浅野松平安芸守重賢	広島県広島市	426,000	65,871	お金御手伝100%

出典:岐阜県治水史を加筆修正(宝暦・明和普請費用の町方請負率は、施工数量により推定した値である)

第七節

木曾三川における御手伝普請の変質

幕藩体制下、軍役として重要な意味をもっていた御手伝普請ですが、時代とともに変質していき、最終的には単に工事費用を上納する「お金御手伝」が成立しました。

御手伝普請の変質

江戸時代の御手伝普請は、幕府の命を受けた大名が本来幕府の行うべき治水工事について工事費用などを負担して御手伝することです。制度化された御手伝普請は宝永元年（一七〇四）の高知藩などによる利根川・荒川の普請を最初として幕末まで続いています。

しかし、普請御手伝の方法は、①藩士を現地に派遣して、施工に携わる方法。②藩士を現地に派遣するが工事費用のみを負担する方法。③藩士の派遣はなく工事費用のみを負担する方法など、多くの方法がとられています。

これら御手伝普請の変質は、幕府の組織体制や財政事情などを背景とした幕府の権威の強弱が大きく影響しているようです。

初期の御手伝普請と請負の禁止

御手伝普請の初期にあたる宝永・

正徳期（一七〇四〜一七一五）の普請の形態は、町人請負が主流でした。請負業者の選定は幕府勘定所が行い、御手伝藩は、藩士を現地に派遣して工事の監督にあたることも、工事費用を支払いました。

しかし、幕府は、正徳三年（一七一三）に町人や村役人による請負を禁止します。これは現地に精通しない者による不良工事や工事に伴う不正を防ぐためでした。

従って、以後の普請の形態は、御手伝藩が人足を直接雇用して工事を行う方法に変化しました。

この方法では多数の藩士を現地に派遣する必要があり、御手伝藩の負担はより大きなものとなりました。木曾三川における薩摩藩による宝暦治水がこの形態で行われました。

工事費用のみの負担への変質

やがて御手伝普請は徐々に変質し、最終的には幕府勘定所が工事を実施し、竣工後その費用を諸大名に賦課する形態となります。変化の原

因は特定されていませんが、薩摩藩による宝暦治水の実態が、幕府の治水対策に何らかの影響を与えたとも考えられます。

木曾三川における御手伝普請は、延享四年（一七四七）から文久元年（一八六一）までの一十四年間にわたって十六回も行われています。以下、その普請形態の変質をみていきます。

御手伝藩による施工

木曾三川における御手伝普請は、延享四年の御手伝普請に始まりますが、明和三年の御手伝普請までは、御手伝藩が直接工事に携わっています。

延享四年（一七四七）の御手伝普請は、すべての工事が請負業者による「町方請負」で進められました。延享四年十一月二三日御手伝の幕命を受けた二本松藩は、七〇〇名余の藩士を現地に派遣し、延享五年一月二二日工事に着手しました。このときはすでに幕府によって二〇工



■ 薩摩義士の碑

事カ所に四四人の請負業者が配置され、同年三月二〇日に竣工しています。工事期間はわずか二ヵ月という短さでした。

宝暦三年（一七五三）の御手伝普請は、薩摩藩によって行われました。宝暦三年十二月二七日に御手伝普請の命令を受けて、現地に派遣された藩士は、家老の平田朝負をはじめ九四七名、現地雇用を含めると二〇〇〇人ともいわれています。この工事は、地元農民を雇用して施工す

す。その範囲は一八二カ村にわたり三つの工区に分けて施工されています。竣工の月日は不明ですが、八月十八日には関係者が江戸で褒賞を賜っています。明石藩など三藩に対する御手伝命令は六月十九日です。これは関係者への褒賞の時期などから工事竣工後と思われる。

寛政十一年（一七九九）の御手伝普請、寛政十年四月八日未曾有の洪水が発生し、低地は一面泥海と化したと伝えられています。八月三十一日、勘定吟味役が普請の命を受け、九月十五日に江戸を発ち工事に着手。翌年春には竣工して三月十五日に江戸に帰り将軍に拝謁しています。

この普請も御手伝普請とすることになり四月二七日に津藩など九藩が命じられました。その費用は二〇万両余と明和三年の御手伝普請に次ぐ大きな工事でした。

また、従来はお金御手伝であつても普請の担当区域が示されていますが、この御手伝普請においては、単にお金の負担のみを指示され三回に分納しています。

享和元年（一八〇一）の御手伝普請は、寛政十二年十二月二日に勘定所が工事に着手、翌享和元年五月十五日に係役人一同は江戸にあつて将軍に拝謁しています。この普請も竣工後の六月二日に広島藩が御手伝を命じられているようにお金手伝が定着してきました。上納金は八月下旬・十月下旬・十二月中旬の三回

に分納するとしています。

他河川と一括した御手伝普請

次の享和二年の御手伝普請以降は、文政・天保の御手伝普請を除き木曾三川単独ではなく、関東や甲州の普請を含めて御手伝とされている点で、従来とは性格を大きく異にしています。

享和二年（一八〇二）の御手伝普請は、享和二年八月二八日に御手伝を命じられています。木曾三川における工事は、享和元年十二月に勘定奉行が普請を命じられ、四月十五日には工事を終えて将軍に拝謁しています。この年には、関東や甲州でも普請が行われたため、これらをまとめて御手伝普請とし、大聖寺藩など六藩に御手伝が命じられました。従って、木曾三川に限った御手伝金は不明です。

文化二年（一八〇五）の御手伝普請、幕府は十二月六日、勘定組頭ら十六人に、東海道、甲州・濃州・勢州川々御普請を命じました。工事は三ヶ月余を費やして四月には江戸に帰っています。御手伝普請の命令は、二ヶ月後の六月二日に至り川越藩など八藩に下されました。川越藩では、八月・九月・十一月の三回に分納しているように上納金の分納が定着しています。この傾向は幕末まで続いています。

文化十三年（一八一六）の御手伝普請は、文化十二年六月に発生した

大水害に対する普請でした。被害の状況は「高須城並びに近辺の水深一丈七八尺、高須領地五百七十八人溺死」と伝えられているように大災害でした。

十一月九日には御勘定組頭らが江戸を發し、十三工区に分けて工事を、翌年三月十五日に江戸に帰り将軍に拝謁しています。

四月二十九日に至つて御手伝普請とすることとして、薩摩藩など七藩に御手伝普請を命じました。御手伝には、木曾三川のほか、東海道筋の普請が含まれています。

震災復旧の御手伝普請

文政三年（一八二〇）の御手伝普請



■ 高須城の堀跡

請は、文政二年六月に発生した地震被害の修復で、勘定吟味役が、十二月十五日に江戸を發ち工事に着手して、四月十八日には江戸に帰っています。この普請も御手伝普請とすることになり長州萩藩など三藩に御手伝を命じています。御手伝金は五万七〇〇〇両余で、これらは、すべて木曾三川にかかわる費用でした。萩藩では九月中旬・十一月中旬・十二月中旬の三回に分けて上納しています。

「油島締切」最後の御手伝普請

天保七年（一八三六）の御手伝普請

請は、天保六年十月九日に御普請御用を仰せつけられた勘定奉行は、八つの工区に分けて工事を進めました。延享四年の御手伝普請以来続けられていた「油島締切」についても、洗堰修復として普請の対象とされていました。後の御手伝普請では対象とされていませんから、油島締切に対する最後の御手伝普請でした。

工事の竣工月日は不明ですが、天保七年二月二四日に、小倉藩など五藩が御手伝を命じられています。この御手伝は木曾三川の普請のみを対象としたものとみられ、上納金は、六月・八月・十月に分納されています。

御手伝金の三年分納

最後の御手伝普請となった文久元年（一八六一）の御手伝普請は、一月に勘定奉行、十五日には勘定吟味役が現地へ出発しています。工事は五工区に分けて施工し、四月十五日には、江戸に帰って將軍に拝謁しています。その三ヶ月後の七月二二日に明石藩など五藩に対して御手伝を命じ、さらに八月六日に富山藩ら二藩にも追加して命じました。

この普請も木曾三川のほか東海道筋を含む御手伝普請でした。特筆すべきことは、幕府の口達で「金高之内半高当酉年相納 残り半高は来戌年来々亥年二カ年二割

合上納之積二付」とし、上納金は三カ年に分納するようにと指示していることです。

(Vol. 57 2006)



油島締切

Column 宝暦治水260年記念



銅像前の祭壇

頌徳慰霊祭

平成26年(2014)5月25日午前10時から平田公園で900名を上回る岐阜・鹿児島両県の参列者のもと、頌徳慰霊祭が開始された。鹿児島薩摩義士顕彰会の島津修久会長と岐阜県薩摩義士顕彰会の鬼頭善徳会長のあいさつの後、参列者らは祭壇に玉串を奉げて先人の偉業を讃えた。

厳かに顕彰式が終了した後、示現流と薬丸自頭流による演武と詩吟「薩摩義士」が奉納された。

第八節

御手伝普請における
幕府の組織とその役割

御手伝普請は、江戸時代に行われた大規模な治水事業です。幕府が本来なすべき川普請を、大名が代わって実施していました。

村々からの普請の願出

宝暦治水で有名な薩摩藩による宝暦三年（一七五三）の御手伝普請では、普請の動機として農民からの多くの嘆願があります。美濃郡代や高木三家への嘆願に留まらず、江戸表まで出かけて、幕府に直接御普請を嘆願する者も続出していました。



自普請が原則の社会において公儀普請を実現するためには、たび重なる嘆願以外に方法がありません。また、公儀においても普請目論見（工事設計書）を作成するたれにも、村々から提

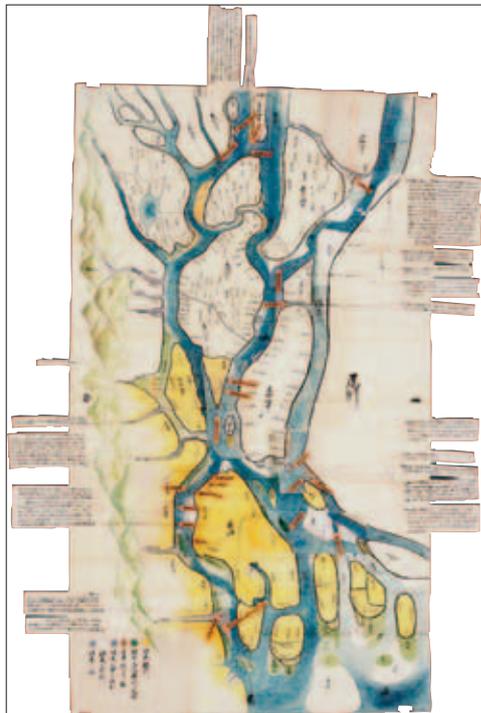
出される嘆願書は、村々の要求と他の村々との利害関係を推量するのに極めて有効な資料でした。

宝暦三年の御手伝普請では、工事に先立ち、私領役人たちを笠松役所に呼びだして「水行普請存寄書」の提出を命じています。各村々では競って各自で普請計画をたて、絵図面を添えて提出しています。自普請であつても目論見・絵図面を添えて役所の許可を得なければならなかつた時代では、村々で作成する普請計画は精度の高いものであつたと想像できます。

勘定奉行による普請目論見

御普請の着工は、このような住民の嘆願、美濃郡代・勘定奉行などの上申により老中が決定して行なわれました。

普請の流れは、老中から勘定奉行に対して普請目論見の作成を命じることに始まり、勘定所によって現地調査を実施後に目論見を作成、老中への目論見の上申、決定を経て、老



■濃州勢州川通普請積絵図(岐阜県歴史資料館蔵)

中から所定の目論見によって施工することが勘定奉行に命じられていました。御手伝普請の決定は、当初は、勘定奉行への施工命令とほぼ同時に行われていましたが、後年になるに従い工事途中また工事了後に決定されるようになりました。

勘定所の組織

御手伝普請の目論見や施工を指揮する勘定奉行は定員四名。社寺奉

行・町奉行とともに訴訟裁決の最高機関である評定所の一員でした。老中の下にあつて公事方と勝手方に分れ、月番でその任務にあたっていました。老中直轄で関八州を支配する関東郡代を除き、全国の郡代・代官を指揮して直轄領を管理していました。その職務は、年貢の徴収・訴訟など多方面にわたりましたが、直轄領の生産力を維持する川普請も重要な役目でした。このため、土木技術に優れた人材が勘定所役人として登用されていました。

勘定奉行に次ぐ役職として勘定吟味役があります。紀州流の木工技術者として有名な井沢弥惣兵衛為

永も勘定吟味役として活躍して
ました。

勘定所の定員はたびたび変化し
一定していませんでしたが、勘定
吟味役はおおむね十二名、その下
に御勘定が二〇〇名程度、支配勘
定が七〇名程度で組頭を筆頭とし
て御殿詰・勝手方・新田方など
に分かれて業務を分担していまし
た。川普請もこのような業務分担
の一分野の役人によって所掌され
ていたと思われれます。

御勘定や勘定組頭の働き

明和五年（一七六八）の御手伝普
請では、御勘定の稲守三左衛門・倉
橋与四郎らが目論見のため検分を命
じられています。享和元年（一八〇
一）の御手伝普請では、勘定奉行の
柳生主膳久通・勘定吟味役の鈴木門
三郎・勘定組頭に加藤惣兵衛・勘定
組頭の岸彦十郎らが係に任命されま
したが、下役人によって普請目論見
をさせたと伝えられています。ま
た、天保七年（一八三六）の御手伝
普請では勘定組頭の竹内平之丞・勘
定役の藤原八三郎が現地に派遣され
普請目論見のため検分しています。

このように普請目論見のための現
地検分は、老中から勘定奉行に命じ
られています。直接現地での検分
は、普請の規模に関係なく、主とし
て御勘定や勘定組頭などの勘定所役
人によって行われました。

美濃郡代の役割

美濃郡代は、水行奉行高木三家と
ともに、美濃における治水事業の現
地業務を主管していました。村々か
ら提出される願出を審査し、自普請
の許可を与えたり、幕府へ上申した
り、普請を直接行ったりしていまし
た。このため熟練した治水技術者の
常駐が必要でしたが、この任にあ
たったのが堤方役でした。堤方役の
ほとんどは世襲で郡代の指揮を受
け、普請目論見や各普請にあたって
いました。

御手伝普請における目論見作成時
でも、美濃郡代はそのつど、検分を
命じられ、勘定所役人と一緒に検分
を行い、目論見の作成にあたってい
ました。

宝暦三年（一七五三）の御手伝普
請で幕府は、勘定奉行榊尾若狭守の
内申により代官吉田久左衛門をはじ
め、勘定所の普請役元締萩野藤八
郎・普請役菊地惣内・普請役長岡文
兵衛らに現地検分を命じました。

彼らの現地検分の末期に、出水に
よる被害が生じましたが、これに
対しても幕府は、勘定所普請役村
松平右衛門らを派遣して検分させ
ました。

代官吉田らは九月十五日には江戸
に帰り復命していますから、現地調
査期間は往復の旅行日を含めて約
四ヵ月、工事設計書の作成は、約
二ヵ月強で仕上げられています。

勘定所では代官吉田らの検分に基

◆美濃郡代歴任表

24代	23代	22代	21代	20代	19代	18代	17代	16代	15代	14代	13代	12代	11代	10代	9代	8代	7代	6代	5代	4代	3代	2代	初代	歴代		
尾代増之助	岩田隼三郎	柴田善之丞	野田善吉	松下内匠賢徳	滝川小右衛門権一	三河口太忠	辻甚太郎守貞	鈴木門三郎正勝	辻六郎左衛門常守	千種鉄十郎	千種六郎右衛門惟忠	千種清右衛門直豊	青木次郎九郎安清	滝川小右衛門貞翠	井沢弥惣兵衛為永	辻甚太郎守雄	辻六郎左衛門守参	岩手藤左衛門信吉	甲斐左衛門右衛門忠之	杉田九郎兵衛直昌	名取半左衛門長知	岡田将監善政	岡田将監善同	歴代一七(一七二〇)~ 寛永八(一六三三)~ 万治三(一六六〇)	在職期間	御手伝普請
慶應三(一八六七)~ 慶應四(一八六八)~	慶永四(一八五〇)~ 慶應三(一八六七)	天保七(一八三六)~ 慶永四(一八五〇)~ 慶應三(一八六七)	文政二(一八二〇)~ 天保六(一八三五)	文化一(一八〇四)~ 文政一(一八二〇)~ 文政三	文化七(一八〇〇)~ 文化一(一八〇四)~ 文化七(一八〇〇)~	文化三(一八〇〇)~ 文化七(一八〇〇)~	寛政一(一七九〇)~ 文化一(一八〇五)~	寛政三(一七九二)~ 寛政一(一七九〇)~	天明八(一七八〇)~ 天明八(一七八〇)~	天明六(一七八〇)~ 天明六(一七八〇)~	天明三(一七六六)~ 天明六(一七八〇)~	宝暦八(一七五五)~ 明和八(一七六二)~	延享三(一七四〇)~ 宝暦八(一七五五)~	延享三(一七四〇)~ 元文二(一七三七)~	享保二〇(一七三五)~ 元文二(一七三七)~	享保三(一七三〇)~ 享保二〇(一七三五)~	元禄二(一六九〇)~ 享保三(一七三〇)~	天和三(一六八三)~ 貞享一(一六八五)~ 元禄二(一六九〇)~	寛文八(一六六六)~ 天和三(一六八三)~	寛文八(一六六六)~ 天和三(一六八三)~	万治三(一六六〇)~ 寛文七(一六六六)~	寛永八(一六三三)~ 寛永八(一六三三)~	歴代一七(一七二〇)~ 寛永八(一六三三)~ 万治三(一六六〇)~			
	文久元	天保七		文政三			享和元・享和一 文化二	寛政八 寛政一	寛政元	明和三・明和五 安永八・天明三	宝暦三	延享四														

※天保7年は普請掛を外される

(岐阜県史・史料編より)

づいて普請目論見を作成し、同年十
二月六日に勘定奉行榊尾若狭守の名
でもって、老中に工事施行の上申を
しています。

水行奉行高木三家の役割

高木三家は、岐阜県上石津町多良
にあつて、寛永年間（一六二四〜四
三）から国役普請奉行を勤めていま
したが、宝永二年（一七〇五）には
水行奉行を命じられました。三家は
一年交代で木曾三川で流水の障害が
生じないよう管理する役目を勤めて
きました。

平常時における郡代と水行奉行の
職務分担は、郡代が堤防などの施設
を築造維持する普請掛であることに
対して、水行奉行は河川を監視し、



■美濃郡代笠松陣屋(役所)跡



■ 旗本高木家陣屋跡

洪水が円滑に流下できるように河道を維持する役目でした。

明和三年（一七六六）の国役普請に際して、勘定奉行から高木三家に宛てた書状には「以切紙致啓上候、…木曾川通川除国役普請被仰付候間、御普請役差遣候二付、先例通被仰合、御老人宛御見廻り、御家来をも折々為見廻御差出可被成候」とあり、普請のつど、見廻役を勤めていたことがわかります。

御手伝普請でも職務内容は平常時の延長線にありました。郡代が目論見作成や普請掛を命じられていることに対して、高木三家は、明和三年の御手伝普請を除き、すべてが見廻役でした。

明和三年の御手伝普請では、美濃

郡代らは江戸城中において直接申し渡しを受けていましたが、高木三家に対しては、別途、書面で次のように申し渡しを受けています。「右濃州・勢州川々御普請御用可被相勤候、委細之儀者、小野日向守・古坂与七郎・川井次郎兵衛可被承合候、右之通可被相達候」。

勘定奉行小野日向守は、高木三家からの勤方に対する照会に対して、「此度は水行御普請無之間増人ニは及間敷候」と、この度は見廻役の役目はないとし、増員の必要はないとしています。

また、寛政八年（一七九六）の御手伝普請ではすべてが水行普請であつたため、まずは高木三家が見廻りを命じられ、次いで勘定組頭らが検分を命じられています。

普請の総括は勘定吟味役など現地派遣役人の筆頭者が行い、各工区には幕府勘定所役人と美濃郡代配下の堤方役を組み合わせて配置しました。彼らは普請の直接指揮にあたっていました。

美濃郡代は当然のこととして、す

普請の最高責任者は勘定奉行

老中は普請を決定すると、直接工事を担当する普請掛を任命しますが、最高責任者は御手伝普請や公儀普請に関係なく勘定奉行が任命されていました。

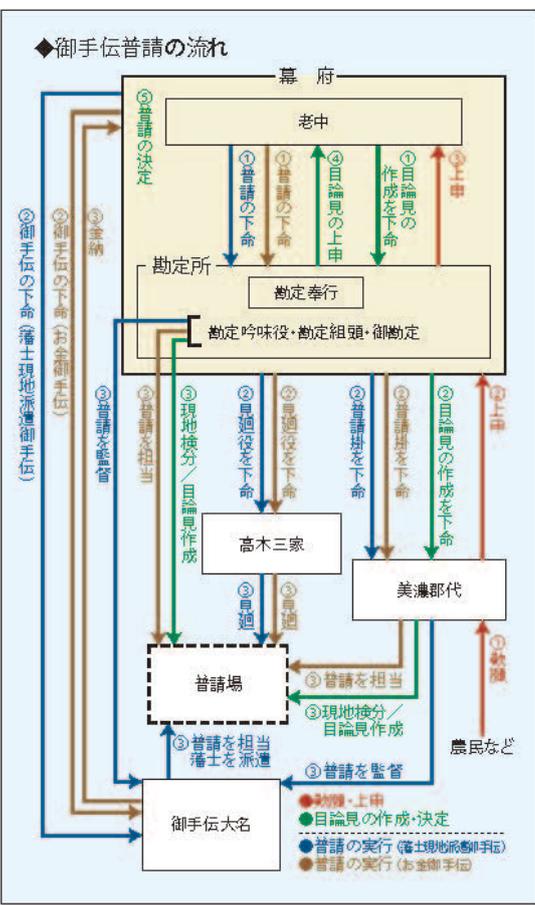
また同時に、勘定吟味役や勘定組頭などを筆頭に普請役など数名の勘定所役人が普請掛に任命されています。勘定奉行は職務上、在府のまま指揮をとりまから、現地での直接的な指揮は勘定吟味役などが行いました。

宝暦の御手伝普請は一之手から四之手まで四工区に分けて施工されましたが、勘定奉行一色周防守より薩摩藩に渡された指示文書に「青木次郎九郎・吉田久左衛門方より御手伝方役人へも委細申談候筈之事」とあるように、美濃郡代は幕府方の工事監理者として重要な役目を与えられています。

また美濃郡代は、一部に公儀普請が含まれていた明和三年の御手伝普請では普請掛、お金手御伝普請となった明和五年の御手伝普請では、堤方役が普請現場で丁張を行うなど普請を直接担当しています。

このように、美濃郡代は御手伝普請ごとに普請掛として活躍しました。ただ一つの例外は天保七年（一八三六）の御手伝普請で、不正工事の疑いがあり普請掛を外され、飛騨郡代が代わりに普請掛を務めました。

御手伝普請の流れ



幕府
老中
勘定所
勘定吟味役・勘定組頭・御勘定
高木三家
美濃郡代
普請場
御手伝大名
農民など



■ 大牧薩摩義士役館跡

お金御手伝でも惣奉行を任命

御手伝を命じられた各藩では本部となる本小屋に惣奉行を置き、各工区には出小屋を設けて藩士を常駐させ、普請にあたりました。薩摩藩による宝暦治水では、本小屋は養老町大牧に置かれていたことが知られています。

お金御手伝への過渡期にあつた明和五年の御手伝では、勘定奉行より「小屋場之儀、新規取立候ニは及間敷候間、寺院又は百姓家ニても借請、小屋場に相用候儀勝手次第可被致候」と、小屋の新設は必要ないと

されています。

御手伝普請が完全にお金御手伝へと変質した寛政元年（一七八九）の御手伝普請以降は、普請そのものが終わった段階で御手伝を命じられているため、自藩の担当工区も不明で、普請小屋の設置の必要性そのものが存在しませんでした。しかし、すべての御手伝普請にたいして藩ごとに惣奉行が定められていました。

（Vol.58 2006）

Column 宝暦治水260年記念



大中寺の薩摩義士の墓

大中寺の墓前祭

平成26年(2014)5月25日午後、平田公園から約500m南に位置する西千石町の大中寺で墓前祭が行われた。

この寺は、島津貴久(1514~1571)が自らの菩提寺として創建した松原山大中寺(旧名南林寺)が嚆矢で、明治の廃仏毀釈による破壊後、現在地に移転再建された。

この大中寺には、養老町根古地の天照寺側の浄土三昧周辺から発掘された義士の遺骨の分骨が供養されており、平成6年(1994)の240年祭を機に、この分骨と共に治水工事に関わった全ての藩士の遺徳を顕彰・供養するため、薩摩義士の墓塔が建立された。

第九節

宝曆治水によりつくられた猿尾

石材で覆われた猿尾表面に杭を打ち込んだ杭出猿尾が、馬飼大橋から約一・五km上流の木曾川祖父江緑地内の木曾川左岸・稲沢市祖父江町拾町野猿尾北の川中にあります。

この猿尾の位置は、対岸の石田や八神に残存する猿尾の設置状況より、木曾三川で最初に行われた二本松藩（福島県）による延享四年（一七四七）の御手伝普請で設置され、次の宝暦五年（一七五五）

■ 図-1 杭出猿尾位置図



の御手伝普請で改修・延長された場所に相当します。つまり、現在、残存している猿尾は宝暦治水時に改築され、その後、たびたびの修築・改築を経てきた猿尾であると考えられます。しかし、この猿尾の形状や寸法などは不明でした。平成二四年（二〇一二）九月、この杭出猿尾の現状を把握する端緒として、NPO法人木曾川文化研究会、稲沢市郷土歴史文化研究会の有志の協力を得ながら、現地測量調査を行いました。

また、江戸時代後期の絵図とデレイケによる測量図面から、少なくとも幕末時には、この猿尾が途中で少し折れ曲がっていたという推測のもと、別途陸上部に埋没した猿尾の試掘調査が行われました。本報告では、まずは拾町野の猿尾の建設経過と現状について、第一報として紹介します。

一・猿尾について

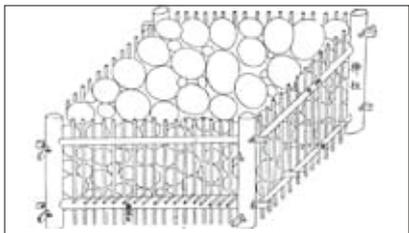
猿尾は、江戸時代から明治末期ご



■ 写真-1 各務原浄化センター敷地内の前渡の猿尾

るにかけて木曾三川で多く築かれた、川中へ張り出した堤防状の水制施設です。本堤へ激突する洪水時の激流を対岸へ勿ねたり、流勢を弱めるために建造されました。

猿尾の構造は、手斧猿尾（羽島郡笠松町米野の笠松町米野東の信号交差点傍）や前渡の猿尾（各務原市前渡西町字猿尾下）などのように、盛土の表面を石礫で覆うもの



■ 図-2 沈枿（「宝暦治水御用状留」より）

と、箱状の枿内に石を詰め（沈枿）川中に沈め、沈枿の前後に蛇籠を並べて猿尾の基礎（地形）を築き、土（土築）あるいは石の築材を用いるものがあり、大きく二種類に分類されます。

さらに、形状による分類では、流水を猿尾表面に打ち込んだ杭間を通過させて流勢を弱める杭出猿尾と、水剣を主目的とする猿尾とがあります。

二・拾町野の猿尾について

（一）延享の御手伝普請

延享四年（一七四七）十一月二三日、木曾三川下流域で最初の御手伝普請が奥州二本松藩（福島県二本松市）に命じられ、翌寛延元年

■写真-2 猿尾上流側に取り付けられている瘤猿尾。
(昭和45(1970)年2月13日撮影、木曾川上流河川事務所所蔵)



(一七四八)一月二二日に着手、同年三月二〇日に竣工しました。

この工事は、右岸の石田村(羽島市下中町石田)に設ける杭出猿尾で木曾川の流れを尾張側へ勿ね、左岸の拾町野の杭出猿尾で佐屋川へ請け流すものでした。計画時には石田村に長一五〇間、拾町野村に長五〇間を設置する予定でしたが、工事に際して、尾張側への影響を危惧したのか、石田の杭出猿尾を二〇間短くして一三〇間(二三七m)、拾町野の

杭出猿尾を二〇間長くして七〇間(一二七m)に変更(御普請場積り替)となりました。なお、この工事は町人請負(土建専門家)で施工されました。

(二) 宝暦の御手伝普請

宝暦の御手伝普請は、第一期工事が宝暦四年(一七五四)二月二七日から五月二日の間に施工されました。水行御普請を含む第二期工事は九月二四日に開始し、宝暦五

年(一七五五)五月二五日に幕府方の検分が終了(宝暦治水工事終了)しました。

宝暦治水工事で自刃者や病死者が多数発生した原因の一つとして、村請負での工事が挙げられます。薩摩藩は幕府へ町人請負を嘆願しました。町人請負となった難場十八カ所に、石田と拾町野の杭出猿尾を除き、石田の猿尾一基と八神(羽島市桑原町八神)の猿尾が入りました。

宝暦四年(一七五四)十二月下旬に、両岸での猿尾工事は一応の完成をみる予定でした。しかし、一月二六日と二月一日の出水で、両岸の土築の猿尾が壊滅的被害を蒙りました。そこで、破損した猿尾を取り払い、築材に石を用いて猿尾を再建することとなり、再建工事は二月中旬に開始し、三月二七日に終了しました。

石田に築く杭出猿尾の長さに関して、勘定奉行一色周防守は、猿尾による水刳が対岸の尾張藩側へ影響することを危惧し、古杭七九間(延享時の杭と考えられる)に六一間を打ち継いで一四〇間(二五五m)にするように指示しました。しかしその後、現地の御普請役との話し合いで、古杭七九間に新杭一四〇間を打ち継ぎ二一九間(三九九m)の杭出猿尾とされました。

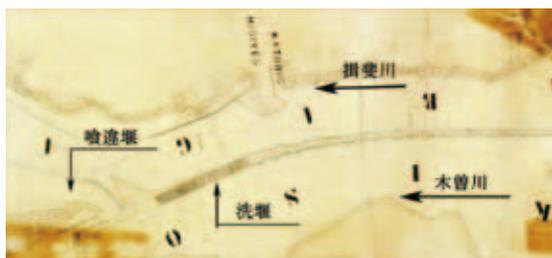
なお、石田の杭出猿尾の下流側に設けられた猿尾二基と八神の猿尾

には瘤猿尾が設けられました。瘤猿尾とは、上流側の杭出猿尾が水勢をある程度弱めてはいますが、杭出猿尾を乗り越えた激流が下流側の水刳猿尾本体に直接激突しないように、猿尾本体の上流側に取り付けられた突起状の構造物のことです。

現在、陸上部からの瘤猿尾の確認は繁茂した樹木のために困難ですが、川面からは、まるでノコギリのような凹凸を見ることができ(写真1-2参照)。なお、宝暦治水の後につくられた油島の締切堤でも、締切堤両岸に瘤状の突起物が設けられており、この突起物も瘤猿尾と類似の働きを期待したものと考えられます。さらに瘤猿尾について付言すると、鹿児島県薩摩川内市高江町の川内川河口約四kmの左岸に貞享四年(一六八七)に完成した長さ約六四〇mの「長崎堤防(平成二三年度選奨土木遺産)」は、ノコギリ状の形状をした三角形の突起物が突き出た堤防です。つまり薩摩藩は、堤防への激突を緩やかにする方策を宝暦治水以前にもっていたと考えられます。

(三) 宝暦時の拾町野の猿尾

杭出猿尾の概略の構造は、宝暦四年(一七五四)十月の一乃手見廻場所詰普請役の記録によると、以下のようでした。杭出猿尾の新規杭八〇間は、八神の一〇〇間水刳猿尾の設



■図-3 油島の締切堤に設けられた瘤状の突起物
([長島輪中平面図]木曾川文庫蔵)

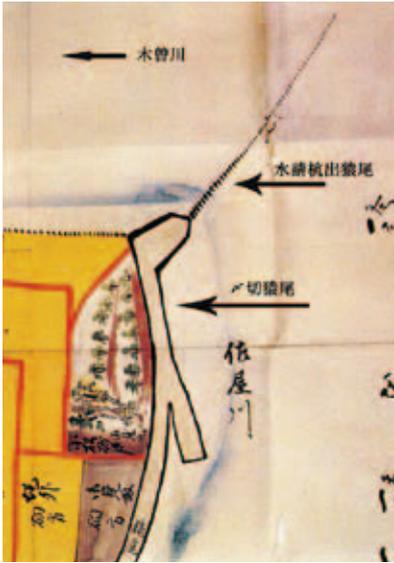
ます。

つまり、祖父江の杭出猿尾の長さは、八〇間から減じられた新規杭出五〇間に、古杭出四六間半(延享時の杭と考えられる)、さらに締切猿尾に取り付ける新規杭出十二間の計一〇八間半(一九七m)となるのです。なお、古杭出四六間半の幅が狭いので、杭を一列打ち添え、新規杭出と同じ幅にされました。

このように、宝暦時の猿尾工事の際、七年前に行われた延享の御手伝普請での「古杭」に先継がなされていました。これらのことから、猿尾は比較的短期間に破損し、そのたびに、修築・改築がなされていたと考えられます。祖父江の杭出猿尾も宝暦時の構造を現在まで維持しているとは考え難いでしょう。

置によつて水流が変化したため、増水時には長いと持ちこたえられない判断によつて、三〇間減じて五〇間に短縮されたとい

■ 図-4 天保12(1841)年の村絵図に描かれた拾町野の水請杭出猿尾

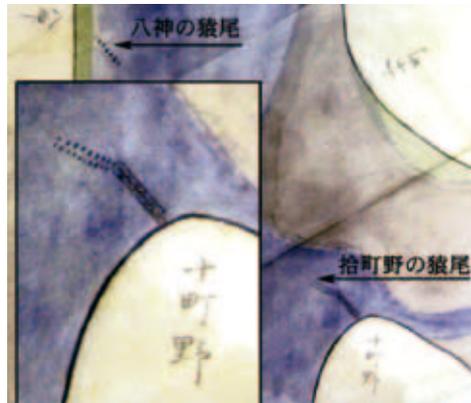


(一) 絵図面による杭出猿尾の形状
 図-5は、佐屋宿の役人であった山田家が所有していた「佐屋川図」であり、天保(一八三〇年)以降のものとは推測されています。杭出猿尾の形状は、図-4の天保十二年(一八四一)の村絵図を始め、多くの絵図が猿尾を直線状に描いています。図-5の杭出猿尾は、石材でつくられたような猿尾先端部に、杭出が少し折れ曲がって描かれており、故意に杭出部分を曲げて描

三、祖父江の猿尾の現状

杭出猿尾の下流に設けられた馬飼頭首工は、昭和四五年(一九七〇)に着工し、昭和四九年(一九七四)に竣工しています。着工前の航空写真によれば、拾町野辺りの川幅の約四割程度が砂州に覆われていたが、頭首工完成後は水位の上昇(地元古老によると一・二〜一・五mほど)により、砂州は見えなくなり、猿尾も完全に水没しました。

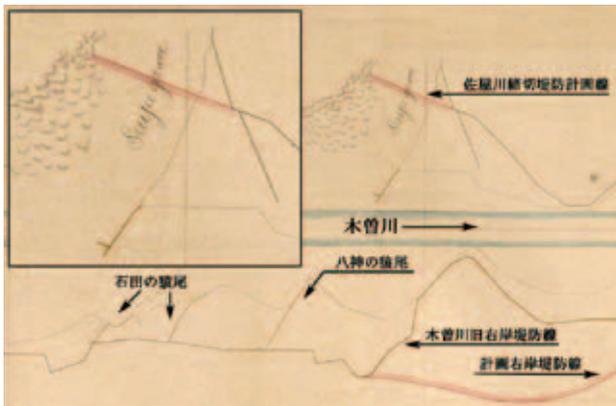
いたとは考え難いものです。杭出猿尾が宝暦治水時に曲げてつくられた記録は見当たらず、図-5でも対岸の八神の猿尾が杭出猿尾のように直線状に描かれています。次節のデ・レイケの計画図面より、杭出猿尾が少し折れ曲がっていることを認めれば、図-5の杭出猿尾は少なくとも図-4の天保十二年(一八四一)の村絵図による杭出猿尾以降に設置されたものと考えられます。つまり、猿尾はたびたび破壊され、そのつど修築されるのが常であったと考えられます。



■ 図-5 途中で折れ曲がっている杭出猿尾(「佐屋川図」(部分)、八開郷土歴史資料室蔵)

(二) デ・レイケの計画図面に描かれた杭出猿尾

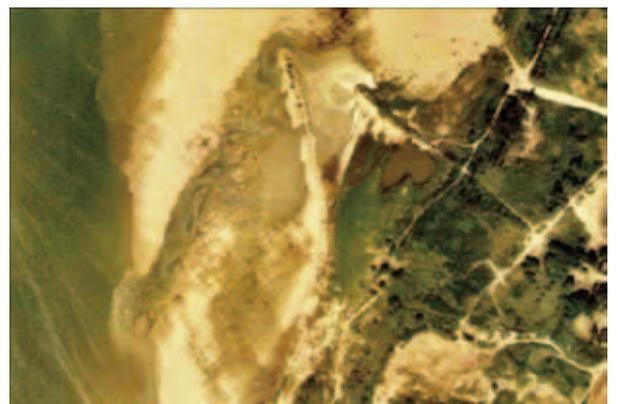
図-6は、明治十九年(一八八六)四月二十九日の日付とデ・レイケのサインがある『木曾三川改修計画図(木曾川文庫蔵)』で、黒色で既設堤防、赤色で計画堤防が描かれて



■ 図-6 日付とデ・レイケのサインがある『木曾三川改修計画図(部分)』に描かれた杭出猿尾(木曾川文庫蔵)

同図には、石田と八神の計三基の猿尾が描かれ、左派川の佐屋川(Saya gawa)記載)が計画堤防で締め切られ、堤外地に杭出猿尾が描かれています。同図では、埋没している端部付近で杭出猿尾が折れ曲がっていることがわかります。つまり、図-5で描かれたときより長くても五、六年の間、土砂が木曾川左岸の佐屋川分派点付近でさらに堆積したことがわかります。なお、杭出猿尾の先端部の上流側に、突起状の構造物が付いているようですが、現地測量調査時には突起物の痕跡を確認することはできませんでした。一方、写真-3によると、図-5やデ・レイケの図面で確認した杭出

猿尾の屈曲は見られず、また明治以降にさらに土砂堆積が進んでいることがわかります。宝暦治水時以降のたび重なる修築・改築を経て残存している現在の杭出猿尾は、明治三二年(一八九九)の佐屋川締め切り以降には不要となったことから、改築はされないうまま、杭出猿尾の一部は、木曾川祖父江緑地内に埋没していると考えられます。そこで、埋没している猿尾の状況と杭出猿尾が屈曲していたか否かを確認するために、別途陸上部での試掘が行われました。測量した猿尾形状と試掘結果については、後節Vol.88で報告していくこととします。



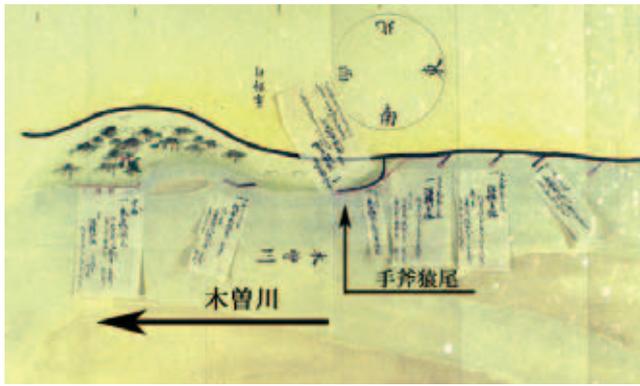
■ 写真-3 昭和50年(1975)9月10日撮影。(国土地理院所蔵)

Vol.87 2013)

第十節

宝暦治水によりつくられた猿尾(二)

前節Vol.87で祖父江に残存している杭出猿尾について、猿尾は出水時にしばしば破損し、そのつど修築・改築がなされてきており、祖父江に残存する杭出猿尾も宝暦時代の構造をそのまま維持しているとは考え難いと述べ、天保期前後での猿尾形状の変化について紹介しました。



■ 図-1 弘化2(1845)年の手斧猿尾(『木曾川通国役普請絵図』、岐阜歴史資料館蔵)

本節では、猿尾形状が大きく変化した例として、木曾川右岸に残存している手斧猿尾を取り上げ、祖父江の杭出猿尾も天保期前後に限らずその構造・形状を変えている可能性について検討し、祖父江の杭出猿尾の測量結果について紹介します。

一・手斧猿尾の形状

羽島郡笠松町米野の米野東交差点信号傍から延びる手斧猿尾は、寛文二年(一六六二)につくられたと伝わっています。初代加納藩主奥平信昌の正室で家康の長女である亀姫にちなみ、「亀姫猿尾」とも呼ばれています。しかし、奥平は慶長十九年(一六一五)に、亀姫は寛永二年(一六二五)に亡くなっており、手斧猿尾の建造年と亀姫の在世期間は一致しません。

図-1は米野村の弘化二年(一八四五)の『木曾川通国役普請絵図』です。同図は、米野村が描いた『水害破損絵図』を参照して、堤方役所が国役普請による猿尾、沈枿、杭出



■ 図-2 1871(明治4)年の手斧猿尾(『木曾川附各務郡前渡より羽栗郡中野村迄高反別并諸事書上帳』、岐阜歴史資料館蔵)

などの修繕カ所を描いたものであり、張紙には手斧猿尾の沈枿一組の修築計画が記されています。なお、同図の曲線形の猿尾形状は、米野村の『水害破損絵図』ではL字型に描いてあり、両図ともに猿尾の寸法などは不明です。

図-2は、堤防締役による治河御改正取調結果の明治四年(一八七一)の絵図であり、猿尾の形状や寸法などは信頼できません。同図の手斧猿尾は、長六五間(一一八m、高二間 頭巾二間 鋪六間)と長六五間



■ 図-3 大正11(1922)年頃の手斧猿尾(『木曾川河川台帳第5号』、木曾川文庫蔵)

(高四尺 頭巾九尺 鋪二間)から構成されています。図-2の手斧猿尾の形状は、堤防から延びるL字型の猿尾先端に、長さと同じで幅や高さなどが小さい猿尾を継ぎ足したようであり、二六年前の図-1の国役普請時の形状と大きく異なっています。

図-3は、大正改修工事が着工される直前の大正十一年(一九二二)ころに製作されたと推測される『木曾川河川台帳第5号』の手

斧猿尾等です。この時代には木曾川は右岸側に流れていました。同図では、猿尾長は五〇年前の長さ（一三〇間 ≒ 約三三七m）の半分以下（図より換算して約九〇m）の短い直線形に改築され、手斧猿尾根元部分から上流側へも猿尾が設置されています。つまり、すでに述べてきたように、猿尾は時代に即した形状と長さにたびたび修築・改築がなされていると考えられます。

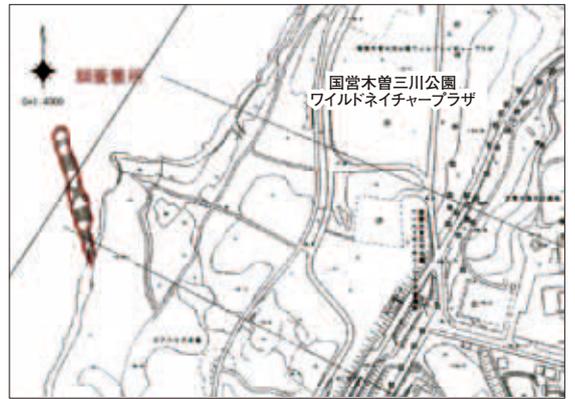
前述の手斧猿尾の例のように、拾町野の杭出猿尾も、時代とともに相当にその長さや形状が変化している可能性があるのです。

二、測量調査

図4は、平成二四年（二〇一二年）九月に調査を行った稲沢市祖父江町拾町野猿尾北の川中に残存する杭出猿尾の位置図です。

杭出猿尾の形状や構造などを知るには、周囲を掘削して杭出猿尾基部の構造、基部の幅や基部部からの高さなどを測る必要があります。しかし、川中での杭出猿尾周辺の掘削は困難であり、猿尾が現れている現河床から上部を対象として現地調査を実施しました。

測量は、猿尾に沿って縦断方向にほぼ五〜一〇m間隔に横断測線を決め、横断測線上で高低変化の著しいところを最大十点位ほど選んで計測しました。なお、杭出猿尾のほ



■ 図4 測量調査した杭出猿尾

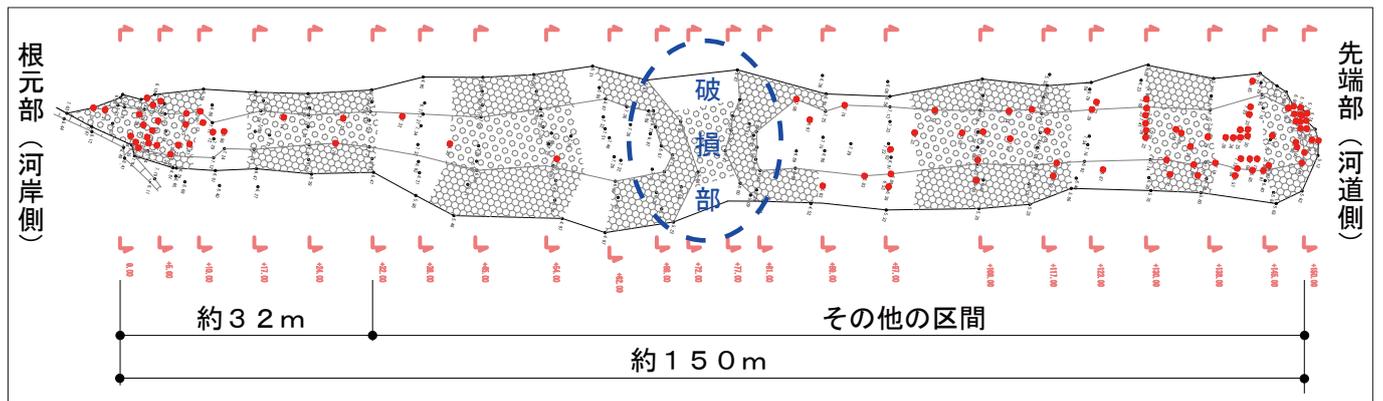
ぼ中央部は破損しており、この破損部を境に、先端部（河道側）と根元部（河岸側）の形状を重点的に調査しました。

現地には、大小さまざまな杭が根本付近と先端部付近で密に打たれていましたが、太い杭だけに着目し、太い杭に目印の棒を立て、杭の高さは計測せずに杭の位置を確定しました。

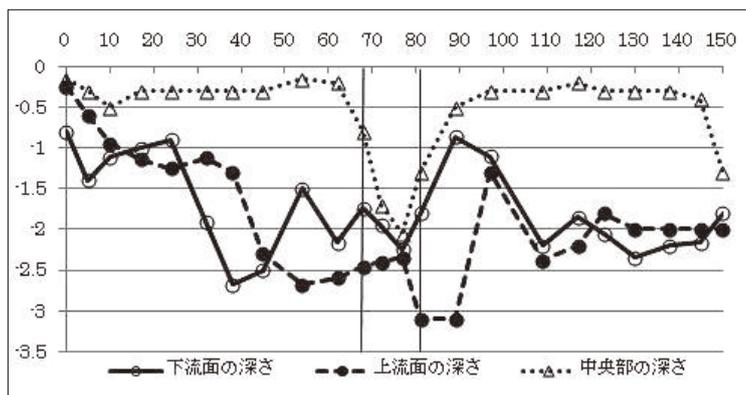
（一）平面形状

図5は猿尾の平面形状と杭の位置（赤印）です。全長は一五〇mほどで、岸から三二mほどの区間の横断幅は一〇mほどであり、それ以外の幅は十四mから二〇mでした。なお、岸から三二mの狭小な横断幅の区間が、どのような原因によるのか現時点で不明です。

杭は根元付近では不規則に打たれ



■ 図5 杭出猿尾の平面形状と杭の位置



■ 図6 中央軸と上下流法面下端の深さ

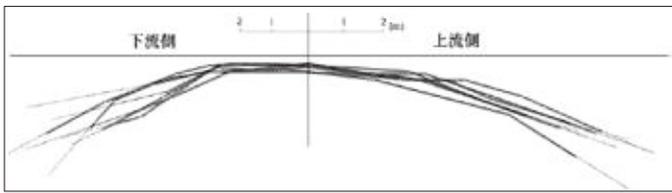
ているようであり、また猿尾中央部の破損部から先端部付近では規則性がみられるようでしたが、杭間隔を確定するには至りませんでした。

なお、根元部から先端部までの比較的猿尾の高位部を通る直線を平面図の中央軸としました。

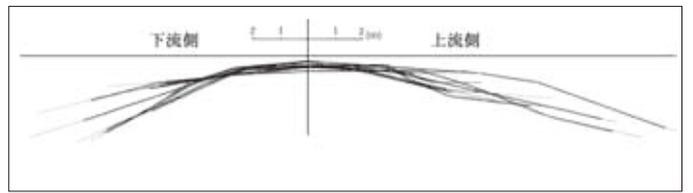
（二）横断形状

図6は、猿尾の上下流法面が河床と交わる深さと猿尾中央軸の深さを猿尾に沿って図示したものです。

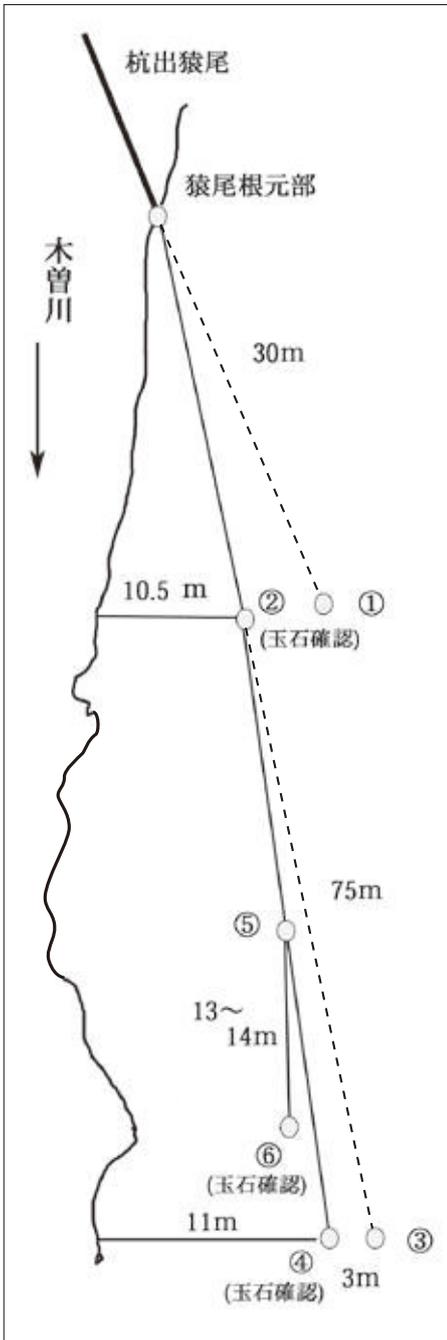
同図より、中央軸での深さは猿尾中央破損部の六八〜八一m区間で深さが大きくなっています。この区間と猿尾先端（一五〇m地点）以外で



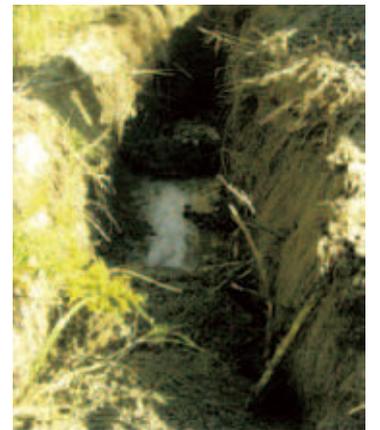
■ 図-8 横断面89～145mまで8断面を重ねた



■ 図-7 横断面5～62mまでの9断面を重ねた(根本部～破損部)



■ 図-9 試掘位置図



■ 写真-1 試掘状況写真

は、中央軸の深さは三〇cmほどで一定になっており、猿尾頂部にはあまり大きな攪乱が与えられていないようです。

上流側猿尾法面下端の深さは、岸から四五m区間で下流側猿尾法面下端の深さより浅く、破損部を含む四五mから九七m区間で、下流側猿尾法面下端より深くなり、九七mから猿尾先端方向(九七m～一四五m)では、上下流猿尾法面下端の深さはほぼ同じでした。

この上下流猿尾法面下端部の深浅は、猿尾に沿って発生した相対的な浸食と堆積を表しています。つまり、破損部へ流れ込む流水が、上流側の河床を洗掘し、破損部から流れ出した浸食土砂が、岸近くの比較的流れの遅い区間で猿尾に沿って堆積していると考えられます。一方、猿尾先端部付近では、馬飼頭首工による堰止めで流速が極めて遅く、ケレップ水制先端部で見られるような深掘れは発生し

ていません。

(三) 横断形状の考察

明治改修による佐屋川締切以降、杭出猿尾は放置され、人為的な破損以外に出水によって各所が破損しているものと考えられます。

そこで、横断形状を考察するにあたって、各横断面を個々に詳細にみるのではなく、各横断面を重ね合わせて、その概略の包絡形状から横断形状を推測することにしました。

図-7は、距離五～六二m(根元部～破損部直前)区間での九断面を重ねたものです。同図より、包絡形状は通常の猿尾形状に類似したほぼカマボコ形を呈しています。しかし、上下流猿尾法面の勾配は相当緩やかになっているようです。

図-8は、距離八九～一四五m(破損部直後～先端部)区間の八断面を重ねたものです。同図より、下流側猿尾法面の勾配は図-7の法面勾配とほぼ同様の勾配ですが、猿尾

頂部はわずかに上流側に傾き、さらに、上流側の猿尾法面勾配も図-7より若干急なように観察されます。

この勾配に関する観察は、馬飼頭首工工事が始まる昭和四五年(一九七〇)以前の出水によって、根元部(図-7の形状部分)よりも先端部(図-8の形状部分)の覆石が上流側の河床部へ崩れ落ちたためではないかと推測されます。

なお、杭出猿尾頂部の平均的な幅を、図-7の頂部付近のほぼ水平部分から推測すると、約五・〇mほどでした。

三・埋没した杭出猿尾の試掘調査

埋没した杭出猿尾の試掘調査を、改めて平成二四年(二〇一二)十一月一日に行いました。埋没している猿尾部分は、明治十九年(一八八六)四月のデ・レイケによる図面や一九七〇年代の航空写真によると、水没している猿尾の延長線上ではなく、やや西(木曾川寄り)に曲がっているものと推測されます。

試掘現場周辺は野鳥保護のために樹木の伐採をせず、河岸の樹木間を避けて樹木と芝生地間の空地で試掘を行いました。

パワーショベルを用い、幅一・五m、長さ七～八mで深さ一・二～一・四m掘削し、玉石の出現を「猿尾の痕跡」としました。計六カ所の試掘のうち、三カ所で玉石を確認しました(図-9)。

玉石が出現した三地点を通る平均的な直線を引くと、埋没している杭出猿尾は、根元基点部から約一三m付近の地点で約二〇度折れ曲がっていると推測されます。

今後は、陸上部に埋没している猿尾の一部でも掘削・保存し、木曾川祖父江緑地を訪れる人々に、先人の偉業が伝わることを願っています。

(Vol.88 2013)

第十一節

宝暦治水の前提
— 地域住民の環境認識に基づく行動 —

岐阜聖徳学園大学教授 秋山 晶則

江戸時代、わが国有数の洪水常襲地帯として知られた木曾三川流域では、養老断層に沿って沈み込む東高低の地盤構造（濃尾傾動地塊）を反映して、木曾川、長良川、揖斐川の順に河床が低くなっており、下流部では水脈が網の目状に結合していました（図1、名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書。以下の記述も主として同文書に依拠）。

そして最大流量を誇る木曾川の水は、大量の土砂を伴って長良・揖斐の両川に押し寄せ、逆流や洪水を生



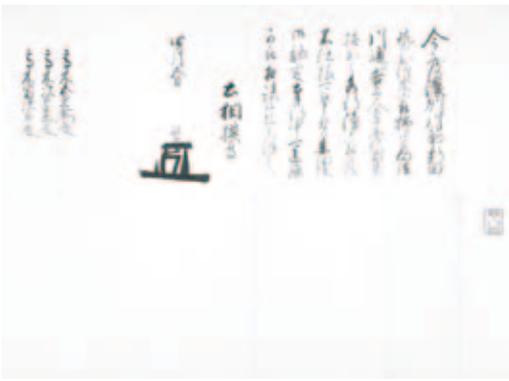
■ 図-1 木曾三川流域大絵図(高木家文書)

む環境にありました。

さらに十七世紀「大開発の時代」を受け、中下流部で新田開発や輪中形成が活発化すると、河道固定と遊水地の狭隘化、土砂堆積による河床の上昇が進み、破堤や輪中の排水障害により、深刻な被害が及ぶようになっていったのです。

地域の共同性

こうしたなか、それまで当該流域ではあまり見られなかった地域共同性に基づく広域行動が確認されるようになります。まず、元禄十五年（一七〇三）には、水害の根本原因を下流域の新田開発にあるとみた高須・福東・本阿弥輪中七十二カ村が、その撤去を幕府に求めて訴訟に踏み切っています。これを契機として、当時笠松郡代であった辻六郎左衛門が主導する形で、桑名・長島藩領の新田が撤去され、さらに美濃国中の大小河川においても、障害となる竹木・流



■ 図-2 宝永2(1705)年4月 高木三家に川通巡回を命じる老中奉書(高木家文書)

大規模な取払い普請工事（宝永の大取払い）が実施されています。これは、洪水を速やかに海へと流下させる河道整備・減災策であり、従来の災害復旧中心の施策から災害予防に重点を移す、幕府治水政策の転換を告げるものでもありました。以後、幕府は高木三家を河道の監視・整備にあたる川通掛に任命し、多良役所として笠松役所（堤方役所）と協働させる治水管理体制を敷いていきます（図2）。

このような予防的見地にたった恒常的かつ広域的な治水政策は画期的なものでしたが、当該流域が有する構造的課題に対する効果は限定的で、早くも享保期（一七二〇年代）には、土砂堆積作用による連年の水害に悩まされるようになっていったのです。

三川分離の構想

そこで登場するのが、木曾・長良・揖斐三川の流れを分け通す構想（以下では分離と表記）です。このプランナーとして、「宝暦治水工事は、実に為永が美濃郡代在任中企画した設計を基礎として、実施されたものであると伝えられる」（『岐阜県治水史』）等、徳川吉宗に登用された井澤弥惣兵衛が想定されていますが、その史料の根拠は不明です。

むしろ注目すべきは、「これより先民間でも三川分流の緊要なことに着目したものがあり、寛保の初め、濃州多芸・安八・石津・不



■ 図-3 寛保元年 川通墨引絵図写(東高木家文書)

とです。最終的には同年十二月、高須・七郷輪中七三カ村がまとまり、多良・笠松両役所に願書を提出しています。それによると、宝永大取払いによる水行の改善は一時的なものに過ぎず、近年では、南之郷と左衛門新田などでの激しい土砂堆積、木曾川の河床上昇による

破・海西・中島・羽栗の七郡三百カ村の庄屋らが協議して、笠松郡代滝川小右衛門へ、濃州川々水行普請、大樽川締切工事を実施せられんことを出願したが、大規模な普請なので、ついに採用せられなかった(『同上』)との指摘です。激甚水害に見舞われるなか、寛保元年(一七四一)、地域間の利害調整の困難を乗り越え、村々が連合した三川分離の要求運動が起こったのです。

いま、確実な史料として挙げられるのは、寛保元年十一月ころ、引用文にあった不破・羽栗郡とは別に本巢郡が入った六郡二八〇カ村により、今尾と万寿新田間の新川掘削及び油島先に五と六〇〇間の木曾川受け築流し堤新設を求めめる方向で事前協議の動きがあったこと

油島先での逆流や揖斐川下流の流下障害が起きていると指摘しています。こうした現状認識のもと、村々が対策として求めた内容は、堆積土砂の浚渫と流下障害箇所の撤去、および油島先の木曾川・揖斐川合流点に、木曾川から押し込む流れを刃ねる長さ一五〇間・水上二尺程度の築流し堤を新設することでした。

この願書に付されていた絵図(図3)には、堆積土砂が灰色で描かれており、付箋からその具体的要求内容(後述)を知ることができ

ます。この願書を受けて、多良・笠松役所では勘定奉行所とも協議し、周辺領主の協力を得て流域調査に乗り出します。

実際の調査は、翌年九月八日から七日間にわたるもので、佐野家文書(海津市歴史民俗資料館寄託)や東高木家・北高木家文書(いずれも個人蔵)から関連絵図(図3・4)及び調査復命書などが確認されています。

寛保期の流域調査

それによると、調査隊は川船十三艘に分乗して巡見を行っており、幕府側の参加者は、多良役所から北高木家当主の高木求馬と高木三家の川通役人三名等、笠松役所からは代官滝川小右衛門と堤方

役人二名等で構成されています。これを、各村代表十六名が宿船となる大船に乗って誘導し、高須輪中から河口に至る地域を調査したことがわかります。

この調査の結果、把握された流域環境の変化は以下の通りです。(1)木曾川・揖斐川合流点の油島新田地先で板船の流下実験を行ったところ、揖斐川下流部(桑名川)に狭窄部があり、木曾川から流れ込んだ水が押し戻され還流する。(2)海口部でも流下実験を行った結果、桑名沖には、流下障害原因となる幅四km・全長八kmもの巨大な砂州を確

認。(3)調査エリア全域で、土砂堆積作用による河床上昇が顕著。特に揖斐川下流では、元禄期に撤去された砂州が復活し、河幅の六と八割が埋まるなど、深刻な流下障害が起きていること。(4)同じく海口部の鍋田川・見入川・筏川も埋まり、

濃州からの水は専ら加路戸川に流入する結果、これが桑名川の流下を横から抑え、三川全体の水行悪化をもたらしていることなど、村々の願書にあった指摘通りの現象でした。

現地調査の結果をふまえ、流域環境の変化を把握した両役所では、滝川小右衛門と高木求馬の連名で勘定奉行所に復命書を提出し、改善に向けたプランを提示します。それは、流下障害を根治するような復旧は極めて困難との見通しを述べつつ、しかし、このまま放置すれば地域破壊に直結するとして、何らかの措置をせざるを得ないという厳しい認識を示したものでした。

多良・笠松役所が提出した治水プランは、「川替」「水行直し」などの流路変更と、「川広」「川浚」といった河道整備事業に分かれており、その概要を示せば、木曾川・揖斐川の分離策、桑名川通の浚渫・掘割、断層谷の砂防対策、佐屋川対策となります。これらは、七三カ村の要求内容に添ったものであり、かつ、十数年後に実施をみた宝暦治水工事の骨格部分と一致し、その直接の前提となる調査及び検討、提案として位置づけられるのです。

構想の共有化



■ 図-4 寛保2年9月 大概御案内絵図控(東高木家文書)

従来にならぬ画期的な内容を含む提案がなされたわけですが、勘定奉行所の了解は得られませんでした。寛

第一

保元年（一七四一）には、関東甲信越を中心に「戊満水」と呼ばれる大規模な水害があり、その復旧問題があったことに加え、享保期来の川普請の盛行で幕府負担が増大し、普請費用節減に強く迫られていたためと考えられます。

これに対し流域では、寛保三年八月、悪水対策普請を求める幕領・尾張藩領の六一カ村惣代が江戸に出訴し、越年のうえ執拗に検分を要求する動きを見せています。

その後、延享二年（一七四六）正月には、高須輪中部の四〇カ村が木曾川・揖斐川の分離工事を要求しています。さらに、高須輪中部の十五カ村は、木曾・揖斐の具体的分離策として油島・松木間の築留堤か、油島・上之郷の築留と南之郷・大鳥居村間の新川掘割という二つの構想を提案しています。また、同年八月の帆引新田庄屋らによる普請請願書では、根本原因を油島新田地先の三川合流とみたくえで、多数の村々が要求する流路変更には莫大な費用がかかるため、三川の浚渫と油島新田水分け打出し杭による分離策を提案したほか、翌四年十月には中島郡小藪村も木曾・長良川の分離工事を願い出るなど、両役所や地域村々で三川分離構想が共有され、抜本対策として絞り込まれつつあったことが見てとれます。

延享の手伝普請

流域村々が連帯しての要求運動が展開されるなか、延享三年に高木家が勘定奉行に提出した報告によれば、流域二四四カ村のうち、直近五カ年の平均損耗率が八割を超える村が一〇八カ村、五〜七割が八四カ村と危機的な状況が示されています。こうしたなか、延享四年に幕府普請役が派遣され検分を行い、その調査結果に基づき翌五年には、幕命により二本松藩が投入されます。流域で、以後十六回も繰り返されることになる大名手伝普請の皮切りでした。



■ 図-5 宝暦4年8月 普請日論見絵図(高木家文書)

この普請では、油島に杭出を設置するなど分離策の端緒がみられるものの、幕府は揖斐川下流部の浚渫を第一義と考えていました。これに対し、高木家側の記録では、木曾・揖斐川の分離を最重要課題と捉えており、また、美濃の河川技術を無視する技術官僚への不信感を露わにするなど、批判的な姿勢が目立ちます。これは、延享普請が効果薄であった原因を多良役所（高木家）の不手際とする世評を強く意識したものと想像され、高木家では以後、老中近臣への工作を行うなど、大規模普請の認可に向けた攻勢を強めていきます。

さらに宝暦二年（一七五二）二月には、両役所協議のうえ、勘定奉行所へ流下改善プランを再提出しています。その目論見の第一は、逆川締切や石田村猿尾延長による木曾川の水を佐屋川へ分水するための措置であり、第二は、佐屋川通水のため後川の高洲を掘割ること。そして第三に、油島先にて三川の川筋分離を企図した猿尾の設置、等でした。

以上が、宝暦治水を目前にした段階での両役所の提案内容であり、それは、寛保期の流域社会と両役所が協働した成果物ともいえる調査及びその復命書の提案内容をベースとしており、宝暦治水の三川分離策に接続するものといえるでしょう。

宝暦治水の前提

寛保年間の流域調査の実態に迫る

なかで、宝暦治水の前提となるプランニング過程が浮かびあがってきます。それが流域社会の環境認識と運動に深くかわるものであったことを押さえておかねばなりません。

宝暦年間に入るとさらに流域環境は悪化し、請願が繰り返されるようになります。これに対し幕府は、宝暦三年五月、代官吉田久左衛門を派遣し、地域や役所からの意見収集をふまえて大規模な流路変更・河道整備計画を策定します（図5）。いわゆる「宝暦治水」事業の始まりです。しかし、ここで提出された意見書には、他地域の要求に反対するものが多数含まれており、環境改善のため計画された普請が新たな地域間対立を生む可能性を孕んでいたことにも留意する必要があります。

宝暦治水とは、幕藩制という政治体制のもと、このような複雑かつ厳しい環境に規定されつつ、地域全体で取り組まれたものでした。これまでの幕府対薩摩藩の対立図式や宝暦治水Ⅱ薩摩普請という顕彰面に特化した理解ではなく、普請全体を視野にいれ、川という自然と人間がいかにかかわってきたか、史料に基づき、冷静に見つめるべき段階に来ているように思われます。

(Vol.89 2014)

宝暦治水の工事内容とその影響

複雑な利害関係と地域間矛盾の増幅

前節の「宝暦治水の前提」を受けて、本編では、高木家文書を中心とした研究成果によりつつ、宝暦治水の工事内容とその影響についてみていきます。

十七世紀の「大開発の時代」を経て、河道固定と遊水地の狭隘化、土砂堆積による河床上昇が進み、破堤や輪中の排水障害が深刻化していきます。こうしたなか、地域全体で三川分離構想(第十一節参照)が共有化され、やがてそれは、幕府による大規模な流路の変更と河道整備計画、いわゆる宝暦治水事業に結実することになります。

手伝普請と薩摩藩の任務

江戸幕府のもとで行われた河川工事には、①幕府が費用負担する公儀普請、②国を単位に百姓に賦課して行う国役普請、③諸大名に助役を命じる手伝普請、④領主や村が負担して行う自普請と大別して四つの普請がありました。水害常襲地域である木曾三川流域で

は、②の国役普請(美濃では濃州国法と呼ばれる負担形態)が多く用いられたほか、西国外様大名を中心に③の手伝普請が十六回も行われ(表1・四回目以降は現地赴任せず、金納のみ行う形に簡略化)、延べ七一大名が投入されています。各大名の選定理由は不詳ですが、一万石あたり千両強の負担が基準とされ、当初見積約十萬

発令年	主要藩・大名家(石高:単位千石)
1 延享 4(1747)	二本松・丹羽(100)
2 宝暦 3(1753)	鹿兒島・島津(728:琉球分引き600)
3 明和 3(1766)	萩・毛利(369)、小浜・酒井(103)、岩国・吉川(60)
4 明和 5(1768)	徳島・蜂須賀(257)、岡・中川(70)、久留米・有馬(210)
5 安永 8(1779)	鳥取・池田(320)
6 天明 3(1783)	小倉・小笠原(160)、延岡・内藤(70)、岸和田・岡部(50)等
7 寛政元(1789)	二本松・丹羽(100)、富山・前田(100)、岡・中川(70)等
8 寛政 8(1796)	二本松・丹羽(100)、明石・池田(80)、小城・鍋島(73)
9 寛政11(1799)	津・藤堂(323)、鳥取・池田(320)、岡山・池田(315)等
10 享和元(1801)	広島・浅野(426)
11 享和 2(1802)	徳島・蜂須賀(257)、大聖寺・前田(70)、丸亀・京極(51)等
12 文化 2(1805)	小倉・小笠原(150)、松山・久松(100)、中津・奥平(100)等
13 文化13(1816)	鹿兒島・島津(728)、小倉・小笠原(150)、宇和島・伊達(100)等
14 文政 3(1820)	萩・毛利(369)、岩国・吉川(60)、浜田・松平(60)
15 天保 7(1836)	広島・浅野(426)、小倉・小笠原(150)、宇和島・伊達(100)等
16 文久元(1861)	鹿兒島・島津(728)、津・藤堂(323)、富山・前田(100)等

表1 手伝普請大名一覧

両の本工事に薩摩藩は適格と判断されたようです。

また、宝暦治水のみに注目が集まりがちですが、他の手伝普請も、それぞれ重要な意義を担っていました。

さて、宝暦三年(一七五三)夏の代官吉田久左衛門らの調査をふまえ、さらに調査後の洪水被害に対する復旧も含めた普請計画が策定され、宝暦三年十二月二五日、薩摩藩に幕府から手伝普請の命令が下ります。

その際、勘定奉行一色政弘は、村々の請負で普請を実施する方針とともに、普請に「不案内」とされた薩摩藩の任務を、資材・人員管理(あわせて費用弁済)に限定し、最小限の役人派遣でよいと指示しており、設計や施工の指揮・監督を担うものではありませんでした。後に喧伝されるように、薩摩藩が多大な犠牲と大きな負担を強いられたことは事実ですが、幕命で実施される宝暦治水事業と薩摩藩を同一視することは適切とはいえませんし、後述するような歴

史的限界性を有していたことにも留意しなければなりません。

宝暦治水の関係構図

図1は、この治水工事にかかわった者の関係を示した概念図ですが、最大の問題は、請負制にあったと考えられます。従来の手伝普請は町人請負でしたが、今回幕府は、費用対効果及び村方救助を勘案し、請負業

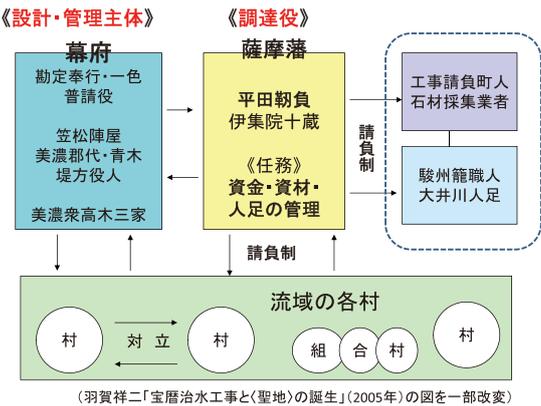


図-1 宝暦治水の関係構図

者を排した村請方式を徹底しました。この方式変更は、薩摩藩に思ってもよらない事態（幕府の設計仕様は開示されたものの、かつて業者が介在して入手していた当初見積額の情報が入らず、請負入札不能に陥る等）をもたらします。また、村方との間では、人足の出し方や賃金をめぐって紛議を生じ、工事の遅延をきたすなどの問題も生じています。何より、専門的治水技術に精通した職人による短期・効率的な処理を求め薩摩藩にとって、幕府の方針は大きな障害でした。

しかし、この工事には、後述する通り、大規模な洗堰や締切工事など、高い技術や多様な工法が含まれていました。結局、村請負では対応しきれず、幕府も薩摩藩の要求をいれ、水中工事など難工事カ所については町人請負が認められています。

また、工事内容をめぐっては、設計当初より地域間で激しく対立しており、揖斐川の通水改善策としてとられた七郷輪中掘割策を中止して油島と大樽川の締切が採用されるなど、着工以後も設計変更が繰り返されます。また、ある普請が新たな被害を引き起こし、その対応に追われるなど、さまざまな利害がからみあい複雑な様相を呈していったのです。

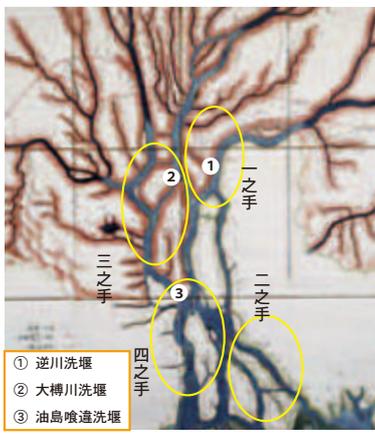
このように、宝暦治水事業は、多様な利害や工法・技術が交錯しつつ進められたもので、幕府対薩

摩藩といった単純な利害関係では、その実像に迫ることはできません。また、薩摩藩関係者について多数の病死情報が確認されていますが、巷間で語られてきたような切腹を明証する史料は見つかっていないようです。

工事の施工区域と担当割

さて、実際の工事は、毎春恒例の定式普請及び前年の水害復旧を行う急破普請を合わせた一期工事と、三川分離に挑む水行普請の二期工事の二段構えで実施されました。普請区域全体は四工区に分けられ、一之手は西高木家、二之手は笠松郡代、三之手は東高木家、四之手は北高木家が担当奉行を務めています（図2、原図は名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書、以下同）。

一期工事は、融雪による洪水被害を避けるため、薩摩藩惣奉行平田鞆負の到着前、二月二十七日に開始され、順調に進んで一之手は三月十三日に竣工し、四之手、二之



■ 図2 宝暦治水の工区と難場

手と続き、普請箇所が多かった三之手も五月二日に完成しました。その後、六・七月の出水により崩壊した部分に修復が加えられています。

資金・資材調達の困難

一期工事から二期工事にかけて、大きな問題となったのが資金及び資材の調達です。推定四十万両ともいわれる資金は、大坂富商からの借財や藩費節減で賄われましたが、その後の藩財政逼迫の要因ともなると評されています。また、資材費は幕府負担の方針でしたが、必要とされた石材は四万坪（約三〇万m²）にも及び、通船が難しい長良川上流等からの採石もあつて難渋し、最終的には請負業者に委ねられています。また、材木についても、可児・不破郡等の遠隔地官林からの伐採・運送は、手伝方の大きな負担となりました。

加えて、着工以降も計画の修正が随時加えられ、薩摩藩の負担は増大していきます。これは、「見直し」という伝統的手法で、河川に手を加えた場合、どのような影響が出るか、様子を見ながら、試行していく段階的工法がとられたからです。その具体例を、油島締切に即してみておきましょう。

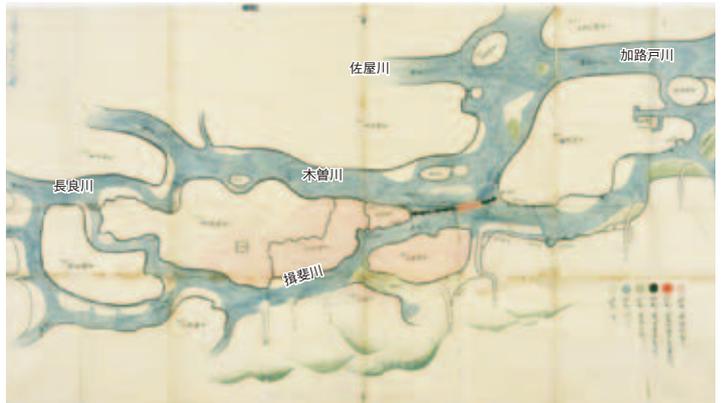
油島締切工事

第二期の最難関工事となったのが、七郷輪中掘割の代替策である木曾川・揖斐川合流点（油島新田地先千本松原付近）の締切工事でした。現地の幕府役人間でも、村々の複雑な利害を受け、高木家など合流部分の全長二〇〇mを完全に締め切る意見と、普請役らの中明け意見が対立しています。これに対し勘定奉行は、村々の利害対立を止揚するのは不可能と判断し、より妥当な「見直し」策として中明けを指示します。図3は、宝暦直後の様子を示しており、図の中央で両川を分ける朱線が締切堤で、中間の三百間余（約五四〇m）が開いた状態となっています。

しかし、高木らが想定した通り、



■ 図3 油島地先新田締切絵図

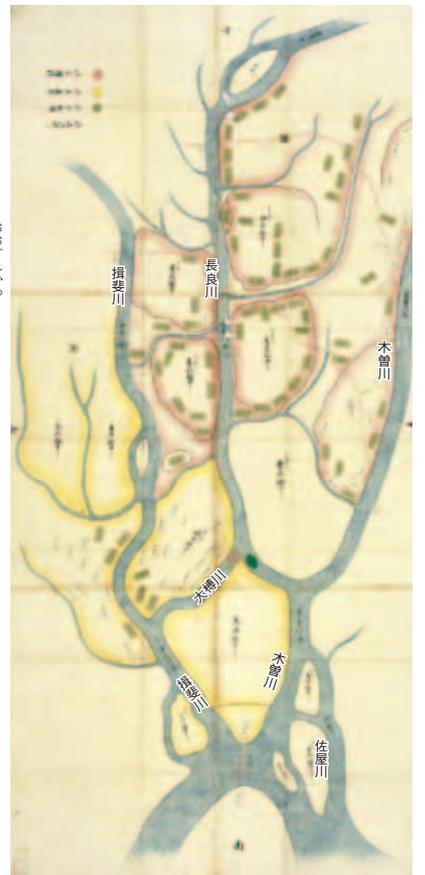


■ 図-4 油島地先新田締切絵図(東高木家文書、個人蔵)

竣工後、中明け部分から土砂が揖斐川筋へ流入して被害が及ぶようになったため、即座に開口部の締切を求める運動が起きています(図4)。これに対し、尾州海西・海東郡九八カ村は、油島工事による被害を訴え、締切断固反対を唱えるなど、争論が広域化していくこととなります。文政二年(一八一九)には、油島締切堤の強化をめくり、木曾川筋一三二カ村が揖斐川筋二四二カ村を訴えるという大規模訴訟へと発展しています。

大樽川洗堰工事

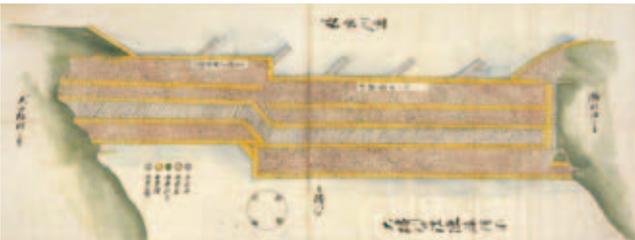
右の油島締切と連動するのが大樽



■ 図-6 木曾三川下流域絵図

川への対応です。大樽川は長良川から激しい流れとなって揖斐川に注いでおり、これまで喰違堰などの措置がとられたものの効果が薄く、宝暦治水では最終的に洗堰が選ばれ、宝暦五年(一七五五)三月に竣工しています。しかし、五月末の洪水で決壊して機能を失ったため、同八年に組合村々の自

普請で再建され、明治改修まで維持されています(図5)。洗堰は、一・二mまでの洪水を堰き止めるよう設計された全長二百mに及ぶ巨大な石造構築物でしたが、これが新たな地域間対立を発生させます。洗堰



■ 図-5 大樽川口洗堰断面図

の影響で上流部の土砂堆積が進み、天明四年(一七八四)には、上流輪中村々(図の桃色部分)が洗堰の撤去を求めて訴訟に踏み切っています(図6)。

まとめと展望

このほか、工事内容をめぐっては、佐屋川への通水など、論及すべき問題は多々ありますが、宝暦治水事業の評価として、三川合流がもたらす災害を回避・軽減できた地域(揖斐川右岸など)があった一方、勘定奉行の見立て通り、地域間対立を止揚するには至らなかった点を正確にみておかねばなりません。工事の結果、水勢の変化や土砂堆積作用が促進されたことで、より広域化した争論を引き起こすことにもつながったのです。地域の人々が要望し、よりよく生きるために行った自然改造が新たな矛盾や難問を生んだところに、木曾三川流域治水の困難性、川という自然と人間の関係史が

凝縮されているといえるでしょう。その後、流域では数々の治水事業が展開されますが、そのなかで、宝暦治水の記憶は次第に失われていったようです。再び宝暦治水が注目されるようになるのは、明治二三年(一八九〇)の帝国議会開会以降のことでした。近年の研究によれば、一八八〇年代からの洪水激化、治水への国家的対応を求める地域社会の要望を背景に、宝暦治水事業への歴史的回顧の動きが生まれ、「薩摩義士」の創出とそれを地域社会が顕彰する持続的運動につながったと考えられています。

以上、高木家文書を参照しつつ宝暦治水事業をみてきましたが、木曾三川流域には、高木家以外にも治水関係史料が膨大に残されています。地域や環境といかに向き合うかが鋭く問われる現在、こうした歴史情報資源を活用して、流域における環境の変化、それと関連するさまざまな利害対立と調整のあり方など、川という自然と人間がいかに関係してきたか、豊かな歴史像を描く取り組みが求められています。

(Vol.90 2014)

第二章

宝曆治水工事を 彩る人々と地域への影響

第二節

薩摩義士によって成し遂げられた
宝暦治水と西田喜兵衛の功績

刀を鋏に替え、治水事業に立ち向かった薩摩義士。

濁流は渦を巻き、工事は苦難に苦難を重ねた。

宝暦五年（一七五五）五月、ついに宝暦治水は完了したが、総奉行平田負朝は多額の費用と犠牲者を出した責任をとり自刃。

その偉業は、西田喜兵衛芝寿によって後世に伝えられ、今もなお、賞賛の言葉は絶えることはありません。

影の功労者・西田喜兵衛

宝暦四年（一七五四）二月、治水史上稀にみる難事業であった宝暦治水は、薩摩藩の御手伝普請により始められました。揖斐川下流沿岸の多度町（平賀、古敷、東・西福永、上之郷、南之郷などの集落）は四之手に属し、藩士は工区の庄屋の家を宿に、現場に通いました。

当時藩士に宿所を提供した庄屋の

に参拝して藩士たちの加護を祈願することが日課の一つでした。

宝暦五年（一七五五）五月に工事が完了すると平田負朝は、すべての責任をとり自刃。西田喜兵衛は「薩州藩の恩を忘れるべからず」と御手伝普請の諸書類を家宝として秘蔵しました。

偉業を顕彰した
西田喜兵衛芝寿

明治九年（一八七六）十二月に勃発した伊勢暴動により、西田家も焼失し家宝の諸書類のほとんどを失いました。

十代西田喜兵衛芝寿はこの不測の事態を謝罪し償うため、また祖先の意志を後世に伝えるため、宝暦治水誌の編纂や記念碑建設など五項目にわたる顕彰を決意し、身を粉にして奔走しました。

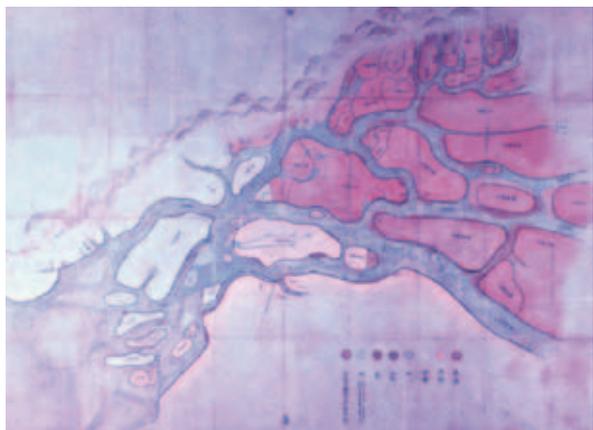
やがてその苦勞は実り、揖斐・長良背割堤の千本松原に治水記念碑を創設。明治三十三年（一九〇〇）四月、碑の除幕式には時の総理大臣山県有朋、内相西郷従道などを招き盛大に行われました。また宝暦治水誌の編纂も完成。彼の意志は後世にも引き継がれ、後に薩摩藩士を祀った治水神社も創建されました。

(Vol. 5 1993)



■ 千本松原の治水記念碑

多くが幕府方。複雑に絡む利害により薩摩藩士たちには非協力的でしたが、戸津村（桑名市多度町戸津）の庄屋三代西田喜兵衛は、この趨勢に背を向けて工事場に出役。平田朝負のよき相談相手として、助言をしたと伝えられています。また工事途中自刃して散った藩士たちの言動や自刃の原因の顛末を丹念に書留め、朝夕多度神社



■ 宝暦治水古図

第二節

平田靱負の偉業を偲ぶ —その不屈の魂と技量—

岐阜県高須輪中土地改良事業所整備第二課長 平田 正風



平田正風氏

◎プロフィール
岐阜県
高須輪中土地改良事業所
整備第二課長

土木技術が未熟な時代に、難工事を成し遂げた人がいる。

宝暦の英雄、平田靱負正輔（ただすけ）がその人だ。

辛酸をきわめた工事を竣工させ、多くの犠牲者と多額な負債を一身に負い、この世を去った孤高の人。

その崇高な魂は今も千本松原に息づいています。

平田靱負の人物像

平田靱負正輔は宝永元年（一七〇四）八月十二日鹿兒島県に生まれ、幼名を平蔵、その後兵十郎、次郎兵衛、新左衛門、掃部、靱負と改称、その家柄は遠く平清盛にまで遡ります。



■平田靱負画像

享保十四年（一七二九）、靱負は二六歳で物頭となり、同二〇年には父宗房の隠居にと

もない家督を相続、寛延元年（一七四八）には家老職に任命されますが、その出世の道は、頭脳明晰な彼の才能が藩内で高く評価されたからでしょう。

宝暦三年（一七五三）幕府から治水命令が下ると、藩主重年は重臣を会した評議に及び、勝手方家老（財政主任家老）として手腕を発揮する靱負正輔を総奉行に任命。彼の苦渋の道は、ここから始まります。

資金調達に力量を発揮

宝暦四年（一七五四）正月、故国を出生した靱負は、まず大阪の薩摩藩邸に到着。工事に要する資金の調達に奔走し、「此の節の御用銀さへ調達し得れば頂上の仕合ならば銀主等へ随分熟談し饗應もせよ、進物もせよ。これも都合次第何ヶ度も繰り返してやれ」と指示するほど。この金策がいかに困難苦心を窮めていたかを類推することができます。やっとの思いで金七万両を調達した靱負

一行は、閏二月九日美濃国大牧（現養老町）に到着し、第二期工事に備え、再度金策に奔走。米、砂糖、菜種などの物産の今後の収穫を担保に大阪方から多額の銀を借り入れます。しかしそれだけでは足らず、献納金の徴収や藩費節約令を公布し、約四〇万両ともいわれる工事費を調達したのでした。当時の薩摩藩の石高は七十七万石であり、四〇万両の借財は米に換算して、全収納米二年分を超過する額にも及び、薩摩藩として到底返済できない負債を抱え込んだといっても過言ではありません。

悲壮な最期

かくして一年有余、薩摩藩士が木曾・長良・揖斐三川の濁流と四つに組んで奮闘した御手伝普請は見事に竣工しました。

総奉行平田靱負は工事場の引き渡しを終え、藩士の帰任を見送った五月二五日暁、大牧の本小屋で、五三名の割腹者と三三名の病死者

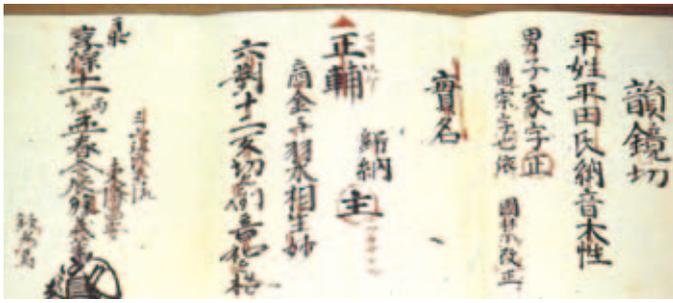
の後を追うように、この世を去っています。

住みなれし里も今更名残りにて
立ちぞわづらふ美濃の大牧

故郷に想いを馳せながらも、苦悩のなかでこの世を旅立った五二年の生涯。遺骸の傍にはこの辞世の句が残されていました。

時代を語る生き証人

宝暦五年（一七五五）十一月薩摩藩から幕府勘定書へ差し出した「御手伝普請御勘定帳」には平田靱負の死を病死と認めています。平田家家系譜にも「持病により絶命」と記されていますが、当時の掟は「割腹はお家断に処す」と定めていたので、止むなく病死と記録されたといわれています。この病死説が自刃説と書き改められたのは、明治三三年（一九〇〇）四月に千本松原で除幕された「宝暦治水碑」に自刃を明記してからのこと。今まで土地の人々により密かに口誦されてきた自刃が碑に



刻み込まれて以来、郷土史家である伊藤信氏が「宝暦治水と薩摩藩士」に自刃と著し、世論を決定づけています。

平田靱負の偉業を顕彰する生き証人は、海津町で、土地改良に情熱を傾けています。その人物の名は平田正風氏。彼は靱負から数えて九代目の当主。靱負の死後、平田家は、数奇な運命を辿りながら、家門を守り、現代にいたっています。その実情を正風さんは、「宝暦治水は当時、まったく認められてませんでしたからね。いや逆に莫大な負債と多くの犠牲者を出した責任の方が問題でした。靱負の死が病氣というのも、家門を存続するためといわれていますが、実際は家屋敷を藩に返

し、家名を隠しながら鹿児島県内を点々と流浪していたと聞いています。靱負の功績が評価されるようになったのは明治以降。私も学生時代は農業土木を専攻し、祖先が苦闘した土地で、土地改良に携わろうと、岐阜県土地改良事務所就職したのですが、実際この地へ来てみると、木曾三川の大きさに驚きました。昭和三〇年代当時は、まさにクリークと堀田ばかり。昭和五四年（一九七九）に策定された第二次高須輪中総合計画にも参画しましたが、輪中は急激に変



■ 宝暦治水碑

貌しましたね」

静かな口調で語る平田正風さんの横顔には、土地改良に賭けた年輪がしっかりと刻み込まれているようです。宝暦治水からほぼ二世紀以上経た今も、その魂はこの地に息づいているのでしょうか。

土木技術が発達し、安全で潤いあふれた豊かさを享受しようとする現代社会でさえ、相次ぐ台風の襲来により、厳しい現実には遭遇しています。油島の千本松原は宝暦治水のモニメント。川面に深い緑の影を映す松原は、自然の厳しさとすばらしさを物言わず、語り継いでいるのでしょう。

(Vol.8 1993)

第三節

宝暦治水の歴史評価 —安藤萬壽男氏が語る宝暦治水—

愛知大学名誉教授・愛知産業大学総長 安藤 萬壽男



あんどうますお 安藤萬壽男氏

◎プロフィール
文部省学術議会専門委員、経済地理学会評議員、愛知県自然環境保全審議会会長、愛知県都市計画審議会委員等。多年にわたる経済地理学等の実証的研究や大学教育の発展充実などの貢献が高く評価され平成5年「勲三等宝珠章」を受賞。『輪中—その形成と推移』など輪中に関する著書、論文多数。

宝暦治水工事とは

薩摩藩が受命した御手伝普請による宝暦治水工事は油島締切と大樽川洗堰の二工事だけでなく、その内容はたいへんな広範囲にわたるものでした。この治水工事は二年に及び、その第一期はこの地域にて毎年春に地元で実施していた治水関係の補修工事（定式普請）と前年宝暦三年（一七五三）八月の大洪水の被害復旧工事（急破普

請）の二種が含まれ、次の第二期には水を根本的に除くための新規工事（水行普請）の他に、水門の伏替や修理の工事（坎樋普請）と田畑切上掘工事（これは後述）とが含まれていました。

宝暦治水工事が実施された地域は木曾川とその分流佐屋川（現在は廃川）の右岸以西で、現在の羽島市、墨俣町、養老町を結ぶ線以南の広い範囲であり、そのなかには平地だけではなく、養老山地で

の砂防工事も含まれています。しかしここでの歴史評価は油島締切と大樽川洗堰の二工事を中心に記述することにします。

治水工事の方法

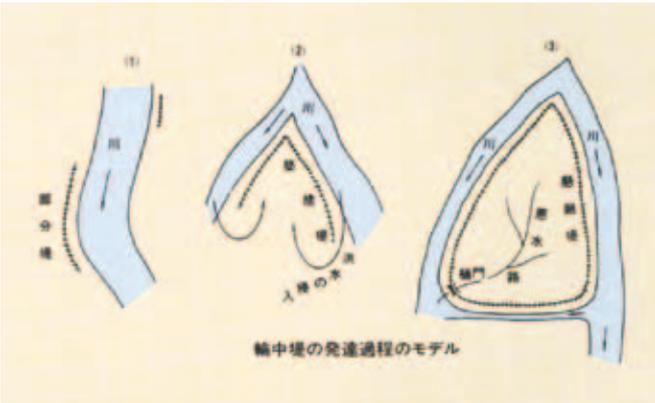
この地方の治水を管理していたのは現在の羽島郡笠松町に役所があった美濃郡代（幕府役人）と、現在の養老郡上石津町多良に邸があった高木氏（西・東・北の三家）でしたが、この郡代の下に「堤方役」と呼ばれた治水の実務者であり技術者でもあった専門家が十人世襲で勤務していました。この人々は現地の事情に詳しく、治水工事を企画・指導してきました。これらの人々の豊富な経験は宝暦治水にあたっての文書でも十分うかがい知ることができます。

ところでこの当時、河川工事で行われた工事内容は大きく二つに分類できます。

その第一は洲浚えや切開き、さらには河川敷の中に開かれた新田の



大樽川洗堰と油島締切の両工事による受益の村々
■ 中部地建「木曾三川—その流域と河川技術」、1988,P.329による。



■ 安藤萬壽男「輪中—その形成と推移」大明堂、1988,P.19による。



■松原義経「本阿弥輪中」二宮書店、1977.P.109による。(原図の不明瞭部分はカット)。

に濁流が衝突せず、対岸方向に流れを誘導する施設をつくっています。

このように宝暦治水工事にあたつては、それまでの貴重な経験を生かして企画されているのです。しかし、それはこれまでの経験の上になつての定性的なものであつて、洪水量などを十分測定したうえでの定量的なものではありません。したがって、それまでに経験したことのない三川分流工事にあつては自信をもつた企画ができず、このことが幕府当局が最後まで締め切りの方法に迷つた理由といえるでしょう。

当時の技術では油島で完全に締め切りをしようとすれば、それは工事技術としては可能だつたと思われまふ。しかし、締め切り後の河況の予測ができなかつたので、ひとまず中間で締め切らない部分を残してその後の様子を見ることにしたのでしよう。しかし結局、明治になるまで完全な締め切りはありませんでした。ところで幕府は、治水工事の現場

の労働に地元の農民を使うように指示しています。これにはたび重なる水害で疲弊した農民を救う目的もあつたと思います。事実、この後の

宝暦七年(一七五七)の幕府負担の治水工事では「御普請第一下々御救之儀候」と指示しています。しかし、締切工事などの現場の工事には、地元の農民だけでは技術的に難しいものがありました。薩摩藩側は再三幕府側と交渉して、締切工事などには土木技術をもつ江戸や駿府の町人の「外請負」にしています。

この頃までの「御手伝普請」は、幕府側の指揮・監督の下で、受命した藩から多数の藩士が現地に着期宿泊し、現地の労働者を指揮して工事を進めています。しかし、これらの藩士たちが現地の治水状況に詳しくかつたとはいえなかつたようです。この点からも宝暦治水工事における薩摩藩の苦勞がありました。御手伝による治水工事の指揮系統には無駄な点多々あつたと考えられます。幕府側も反省

したとみえ、明和三年(一七六六)から一部を、そして天明三年(一七八三)からは全面的に「普請金御手伝」、すなわち受命の藩は工事費を負担するが、工事そのものは幕府の直轄工事とすることによって変わっています。

幕藩体制下の制約

この地方の江戸時代の所領をみると、木曾川左岸は大藩であつた尾張藩に一括領有されておられ、美濃郡代とは治水上の協議をするだけでした。これに対し、美濃国はその領有が幕領、旗本領、尾張藩領、大小の大名領に分かれており、治水政策を実施するには難しい領有関係にありました。

このような所領の状況下で、この地方は江戸時代の初期以来、新田開発が進められ、それまで遊水地の役割を果していた後背低湿地に堤防を築き、洪水が入らないようにして新旧懸廻堤ができました。このとき、懸廻堤で囲まれたところが「輪中」です。輪中の形成は濃尾平野の自然堤防地域や三角洲部では、ほぼ宝暦治水以前に終わっています。このため洪水は限られた本川を中心に流れることになり、その本川には上流からの土砂が堆積し、河床が高くなり、土砂が流入しなくなつた輪中の内部と比べると、相対的な高度差が大

きくなりました。この状況下で水害を防ぐには、本川の堤防を輪中に後退(引堤)させ、本川の河川敷を拡幅する必要があります。これは誰でも考えつく論理でしょう。しかし、封建制度の下ではそれが容易ではありませんでした。農地や石高を経済の礎にしていた当時では、基本的に引堤によつてつぶれた耕地に見合う代替地をどこかで代わりに与える必要があつたからです。

宝暦治水時の当初の計画では、七郷輪中の中に新川を掘割る案がありました。しかしそれが中止された理由として、幕府側はこの代替え地の難問題があることを述べておられます。寛保三年(一七四三)に美濃郡代瀧川小右衛門等が立てた治水計画(上図参照)のなかにも新川掘割があるのに、それが実現しなかつたのはこの代替え地の難問題があつたからだといえます。

ようやく問題が解決するのは明治になつてからのこと。新政府の強力な支援と地元の人々の協力がなければ成し遂げられませんでした。工事の立案者はデ・レイケ。三川分流工事の完成だけではなく、木曾三川の河川敷の幅をほぼ倍増しました。その際に失われた土地は金銭で償われています。

しかし、宝暦治水工事の段階では、このように河川敷の拡幅をしないで、三川分流の構想に沿つて油島締切や大樽川洗堰の工事を企画。反

対運動が出てくるのは当然です。つまり、前述の工事によって救われるのは、一口でいえば揖斐川水系の流域だけなのです。確かに宝暦治水工事以後は揖斐川水系では治水効果が認められました。しかし、洪水時に大樽川や油島、松之木間から揖斐川に流れこんだ水量だけ、長良川や木曾川の排水が悪くなりました。長良川や木曾川の中流域では洪水時の水位が高まり、そのためにこの地域にも新しく輪中を築造するようになりま

りました。
このようになることは宝暦治水工事の企画が判明した段階で当然予測されましたから、不利益が予測される村々はこの工事に対して反対運動を始めたのです。特に大樽川洗堰によって直接影響を受ける対岸の桑原輪中の南部（現羽島市南部）は猛反対しました。このため、宝暦治水工事の実施にあたっては、この桑原輪中の南部の輪中内に排水路（江川）を新設することやこの南部の低湿地に堀田を造成することでの地の村々を納得させ、その排水路や堀田の造成工事も薩摩藩が担当していただきます。そして、この排水路や堀田の造成によって減少した土地の補償の米を、受益の村々から拠出する約束もしました。

このように、封建制度のもとで、三川分流工事を実施するには難しい問題がありました。上述のほかにも、木曾三川の流域全体を通じた治山・治水の体系ができて

いなくて、土砂流出を増大したことも挙げられます。これらの諸問題は明治期になってようやく解決され始めました。

(Vol. 9 1994)

Column 宝暦治水260年記念



義士銘々 石碑之塔

鶴丸城跡北側の城山の麓に、将棋の駒を並べたように見える義士銘々石碑之塔がある。この塔は、大正9年(1920)に薩摩義士顕彰会によって河頭石85個を碑石とし、平田靱負の碑を高く中央にして84基を階段状に並べている。なおこの碑の左側が薩摩義士碑である。頌徳慰霊祭に参加した人々が手向けたのか、きれいな花束が捧げられていた。

[平成26年(2014)5月24日撮影]

義士銘々石碑之塔

第四節

小冊子『薩摩義士之偉業』と父・長谷川鑑三の思い出

長谷川千代子



長谷川千代子氏

◎プロフィール
ガールスカウト岐阜県一八団育成委員長 平田町・昭和町福祉推進委員。
大正二年、朝鮮全羅南道に生まれる。海津高等女学校卒業後、25年間の小学校教員生活を経て、現職へ。
薩摩義士の顕彰活動に尽力した父長谷川鑑三氏の志を受け継ぎ、「薩摩義士之偉業」を復刻。
地域に密着した福祉活動、薩摩義士の顕彰活動を精力的に展開している。

薩摩義士の顕彰活動に尽力した故長

谷川鑑三氏。

治水神社の造営に奔走し、「薩摩義士之偉業」を執筆した鑑三氏の志は、長谷川千代子氏にしっかりと受け継がれている。

宝曆治水を顕彰する人々の熱き思いは、今も途絶えることなく輪中地帯に根づいている。

私どもの水郷海津郡は、岐阜県の最南端に位置し、木曾、長良、揖斐の三川が交わる輪中地帯です。木曾三川公園の展望タワーから見下ろせば、水と緑が織りなす眺望はすばらしく、春ともなればチューリップの花園、船頭平公園の桜花爛漫など、視野は遠く山々に、そして三川悠々と流れ広がる様は、まったく夢心地です。

国営木曾三川公園完備の今、遠く思いを走らせれば、宝曆治水の薩摩義士の功績、苦衷を思い出します。

幕府の命とはいえ、まったく知らぬ土地で刀を捨て、土工姿での日々

の苦難の数々：

身はたとへ 武蔵の野辺に

朽ちるとも

とどめおかまし 大和魂

吉田松陰先生の辞世にも似た心境だったと思います。

大正の初期は、まだ治水神社もなく「この偉人をこのままにしているのか。赤穂義士にもまさるこの薩摩義士の苦衷を、皆はどう思っているのか」との独言を父からよく聞いたものです。父は当時郡役所（海津郡海津町高須）に勤め、さらに高須輪中水害予防組合の主事として務めていました。日夜輪中堤の視察、諸式庫（護倉）の点検を致し、近くの



薩摩義士之碑

脇野排水機は、いつも父の許可を受け運転していたのを記憶しています。

また、ふと南濃町田鶴の鷺野氏を訪問した際、父をよく知ってみえ、「危ないところをよく助けてもらいました」と話され、懐かし



生前の父と

最南端まで走り回った父。まだゴムのタイヤもない時代に、よくも遠くまで来たものだと、今さらながら驚かされる次第です。

思い起こせば、子ども心にも父が自転車で大垣市の図書館通いをしていたのを見て、えらいなあと思っていたことでした。

その父も昭和五二年（一九七七）に逝き、治水百周年を迎えた昭和六二年（一九八七）のある日、ふと一冊の父の遺稿を見つけました。それは薩摩義士の偉業を記したものでした。

生前から義士たちの並々ならぬ恩恵を、もつと多くの人たちに伝えたいという父の思いに胸を打たれて、復刻を思い立ちました。

小冊子『薩摩義士の偉業』は大正九年（一九二〇）が初版で十四年、昭和二年、十年、十二年、十四年、十七年、二五年、六二年と再版し、



■ 治水神社



■ 建設中の治水神社

水神社完成の奉祝祭は、昭和十三年（一九三八）の二月に執行されました。

神社の御神体は、島津公から分家に授けられるおつもの小刀を「この品は分家に守り刀として渡す品で縁をつけて出すのが本意だが、今の島津家はその余裕もなく、せめてこの小刀を守り神にしてください」と仰せられて、治水神社にご奉納いただきました。しばらくは、神社完成まで我が家でお預かり致していたと聞いております。

次に治水神社の社標ですが、父は当時の県議会議長議員菱田尚一氏

昭和六三年に十版目を数えました。現在この郷土を護

り、苦難を重ねて頂いた薩摩義士を讃えて祀る治水神社の造営にも、父は一生懸命になっていました。

大正十四年（一九二五）、宝曆治水奉賛会が設立され、昭和二年（一九二七）三月から十年の歳月をかけ、念願の治

とともに上京し、東郷元帥閣下に拝眉し治水神社と書いていただき

ました。そのときのちょっとしたエピソードがあります。「いや、これは女子がゆつくりと静かに、すつた方が、墨ののりがよく書きやすい」といわれた由。またその素敵な原書を、父はとても欲しかったのですが、菱田氏の要望で差し上げてしまい、海津町東江の菱田家にあることと思います。

ところが神社が完成しても参詣者はあまりありませんでした。橋も少なく、道路も整備されていなかった昭和初期のこと。そんな貧しい交通事情が参詣客の足を止めてしまったのでしうか。

伊勢大橋が開通（昭和九年）したとき、「長良・揖斐背割堤にある治水神社へ通ずる大橋の開口を設けられたし」と、父は三重県庁や愛知県庁へ必死の嘆願運動をしていました。その甲斐あつてか、治水神社への開口はようやく実現し、傍らには黒々と、「この道は、ハイキングコースに最適で、その奥には治水神社があり、是非参詣されたい」という看板を立てました。

その辺り一帯は、降雨時は水がわたり難渋したものでしたが、今では

すっかり改修されて、その心配はまったくなくなりまし

た。そんな堤防の改修工事により、父の書いた看板も、いつの間になくなってしまいました

が、そこを通るたびに、父の面影を懐かしく思い出しております。



■ 揚げ仏壇



はいかん」と強く反論、その叫びに抗した大勢の人に、袋叩きにされそうになったこともあり

ました。昭和五十一年（一九七六）九月十二日に安八町森部輪中の長良川が決壊したときは、平田町もたいへんでした。上流が切れては駄目だと水かたづけで大わらわになり、早速かけつけてくださった親戚知人で、まず仏壇を揚げました。かねて揚げ仏壇とは聞いていましたが、こうして上下に一人ずつで簡単に上がるのには、まさに先人の知恵のなせる技。その巧妙な出来栄えに呆然として、思わずお先祖様に合掌しました。

今、私たちはこの輪中の中に住み、薩摩藩家老平田靱負公の名前を町名にいただき、その崇高な精神を、永久に語り継いでいきたいと思

います。
住みなれし里も今更名残りにて
立ちぞわらう 美濃の大牧

この薩摩治水工事の総奉行、私どもの大恩人平田靱負公の辞世の句は、私どもの心に残り、次の世代に感謝と努力の心をいつまでも受け継いでいってほしいものです。

(Vol.10 1994)

第五節

宝暦治水の効果とその影響

岐阜女子大学地域文化研究所長 丸山 幸太郎



丸山幸太郎氏

◎プロフィール
 1937年生まれ
 岐阜女子大学文学部客員教授。
 同大地域文化研究所長。
 著書「幕藩制解体過程の農村」
 「古田織部」
 「日本農書全集第一期八巻」
 「同 二期八巻」
 「岐阜県史」、「岐阜市史」
 「揖斐川町史」、「池田町史」
 「南濃町史」、「平田町史」他
 平成14年には「ぎぶ観光と食文化」(岐阜県先人顕彰研究会)を
 発行して注目を集める。

相次ぐ洪水、悪水の影響…。
 宝暦治水でさえ、水害の抜本的な解決にはいたりませんでした。
 しかし、木曾三川流域に暮らす人々は、自普請組合の結成や堀田の造成など、暮らしの知恵を結集して、水害に立ち向かっています。

揖斐川下流域の水害減少

薩摩藩による宝暦治水は、木曾三川分流を目指す画期的な大治水工事でした。この工事は、宝暦三年（一七五三）八月の洪水で崩壊した堤防を修繕する水害復旧工事（主に揖斐川下流域）、従来、

江戸時代の岐阜県における水害発生件数

年代	水害件数		合計
	美濃	飛騨	
1601～10	11		11
11～20	18		18
21～30	5		5
31～40	5		5
41～50	6		6
51～60	10		10
61～70	5	2	7
71～80	15	1	16
81～90	13		13
91～1700	8	2	10
1701～10	9		9
11～20	11	2	13
21～30	8	2	10
31～40	16	4	20
41～50	5	2	7
51～60	12	2	14
61～70	17	1	18
71～80	10	3	13
81～90	28	4	32
91～1800	11	5	16
1801～10	14	3	17
11～20	12	5	17
21～30	13	2	15
31～40	12	2	14
41～50	17	2	19
51～60	37	1	38
61～70	24	1	25
計	352	46	398

■「木曾三川流域誌」327項の原昭午氏作製表による

村々が自普請していた悪水（排水）堰構築、百姓個人の土地改良である田畑掘上げ（堀田）工事なども含んでいました。それゆえに、一三〇を超える普請場の大小の工事が完成したことによって、関係村々の農民や領主がたいへんな利益を得たことはいまでもありません。特に、揖斐川下流域は、油島新田・松ノ木村間の締切堤や大樽川洗堰の築造により、洪水時の木曾・長良両川の水をそれ以前より受け難くなり、連年洪水のたびに発生していた水害が減少しました。宝暦



■明治初年の牛牧輪中の村々

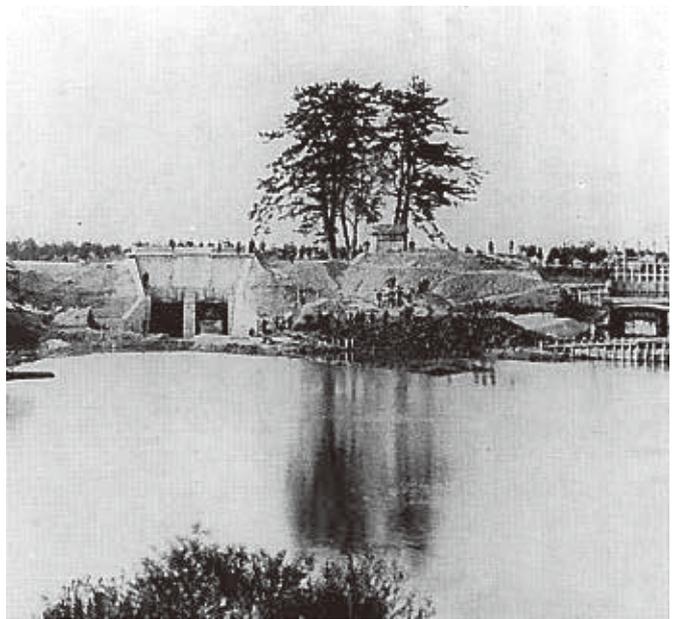
十四年（一七六四）四月、石津帆引新田ほか十三カ村が多良・笠松御役所へ出した「川通存寄書」（『海津町史史料編二』五〇六頁収載伊藤文書）によれば、大垣から油島新田まで十里余・高十萬石余の村々は、「戊

宝暦治水の問題点

しかしながら、美濃全体の水害は、宝暦治水後も減ることはなく、とりわけ大樽川洗堰の築造な

どで水捌けが悪くなった対岸や上流の地域では水害がひどくなり、効果はなかったという声があります。確かに、宝暦治水が目指した三川分流は中途半端であり、十分なものではなかった。木曾川については、当初四割の水を佐屋川へ分流するという計画でしたが、尾張国村々の抵抗が強く、佐屋川の水行をよくする洲渡えなどの水行普請を実施するにいたらず、分流工事は弱められました。また、桑原輪中以南では、木曾・長良両川は、合流にまかせたまま、抜本的な分流は、明治の木曾川改修をまたねばなりませんでした。

宝暦治水の最大の工事であった油島締切堤築造も、当初計画より三九〇間（約七〇〇m）も短く、中空き部分が大きく、大河木曾川の水もかなりの部分が相変わらず揖斐川へ流れ落ちていました。また、大樽川洗堰も、完成した宝暦五年（一七五五）の五月末の出水で破損し、効果が減少しました。宝暦治水には、こうした問題がありました。が、わずか



■ 明治43年改築当時の牛牧門樋

輪中の組織化が進む

木曾三川流域の治水史のうえで、宝暦治水は揖斐川下流域の治水等に、特筆すべき効果を上げましたが、また一方その後の治水にも大きな影響を与えました。

その一つは、木曾三川流域の治水共同体としての輪中が連合して、大川通の堤防の修繕や補強を請願したり、輪中の囲堤を築廻したりするなど、輪中の組織化を強め、治水体制を前進させました。これは、宝暦治水後、ただちに油島締切堤と大樽川洗堰の自普請組合が結成されて、宝暦治水の遺産を保全し、さらに施設を充実していく態勢がとられたことが契機になっているといえるでしょう。また、宝暦治水による河川の水位の上昇に対応するため、輪中が連合して、より広域でより強力な組織体となって、治水普請の請願活動をしたり、輪中の自普請を実施したりすることもあったでしょう。

一年に満たない工期に、画期的な治水事業が行われたことは誰しも認めるところです。

江戸時代後半期の水害の頻発の原因は、流域における新田開発や輪中囲堤の発達により、出水時の遊水地が減少し、流路が固定化する一方、流出上砂の堆積により川洲が増えたり、川床が高くなったりするなど、河川状況が変わってきたことへの対応の遅れということが、第一に挙げられるべきでしょう。いかに宝暦治水が画期的なものであっても、宝暦治水と当時の治水問題の根本的解決とを結び合わせて考えることは差し控えるべきでしょう。

後者の典型例としては、長良川流域の複合輪中牛牧(五六)輪中の形成と組織の強化を挙げることができず。本巢郡南部の悪水が五六川、犀川、中川等を通し、牛牧東部から祖父江付近に集中していました。出水時には、大河長良川の水が祖父江から低い五六川通へ逆流して水害を発生させ、流域村々を苦しめていました。宝暦治水直後の宝暦六年(一七五六)、幕領本田代官川崎平右衛門の奔走を得て、牛牧の五六川口に

逆水留門樋の築造許可があり、ただちに門樋が築造されるとともに、五六川兩岸堤の補強工事が行われました。五六川流域村々の宿願がここに達せられました。これは、宝暦治水による長良川の水位の上昇への対処といえることが、実現のものになっています。五六川口逆水留門樋築造、兩岸堤の補強以後、五六川流域・八カ村は牛牧輪中を組織し、やがて東部の穂積、別府、只越、本田の各輪中も合併し、十六カ村組合へ



■ 牛牧門樋築造と堀田の復旧に働いた川崎平右衛門を記る川崎神社

と組織を拡大し、治水共同体としての連携を強め、活動を展開しています。

堀田の普及

木曾三川下流域の低地では、水はけの悪い水田の土地改良のために、

水田の一部を掘りつぶし、掘った土を盛り上げて、植え付け面を高くした堀田が、昭和三〇年代まで広がっていました。

この堀田は、宝暦治水のとき、その代表的な工事の一つ大樽川締切(洗堰)工事によって、悪影響を受ける対岸の桑原輪中村々で実施されたことが発端となって普及しました。それゆえ、堀田の普及は宝暦治水の大きな影響の一つといえるでしょう。

この堀田を提案したのは、美濃郡代配下の幕領本田代官川崎平右衛門です。川崎代官は武蔵国の農民出身者ですが、大岡越前守支配下にあつて武蔵野新田開発等で活躍し、寛延二年(一七四九)美濃へ赴任し、各地の治水や地方行政の諸問題解決にめざましい働きをしました。

川崎代官は、宝暦三年(一七五三)、宝暦治水の計画にかかわる村々のうち、不利益を受けるといふことで反対する村々の実情を調査し、計画に賛同するよう説得にあたっていました。大樽川締切(洗堰)については、一二〇年来関係村々が出願し、代々の美濃代官(郡代)が奔走しましたが実現しませんでした。その最大のネックは、対岸の桑原輪中村々の反対でした。川崎代官は、桑原輪中村々に掘上げ田普請願を出願させ、それを宝暦治水に組み込んで実施するように手配をしました。そのとき、桑原輪中村々に、領主である尾張藩には願い出な

いように指示しています。実効が上がる前に計画が**つぶれるのを**おそれたためでしょうか。

耕地の三割とか四割とかを掘りつぶしてしまうということは、農民にとっても、領主にとっても、決断し難いことです。宝暦治水の一部として、小敷村などで六四町歩余の「掘上げ田」普請が行われ、それまで収穫が皆無に近かった水腐れ田がよみがえり、年貢納入ができるほど生産性が上がるようになりました。これを見聞したほかの輪中村々に、堀田が急速に普及したことはいうまでもありません。

このほか、宝暦治水の影響としては、諸大名の御手伝普請が工事終了後工費を分担するお金御手伝となり、直接各藩士が現地で工事の進捗にあたる姿はなくなりました。それだけに、遠い薩摩藩の武士たちが汗を流し、命をかけて治水工事に取り組んだという史実が、流域民の水と闘い続ける情熱を支えてきたとすれば、それも有効な影響の一つだったといえるでしょう。

(Vol.11 1994)

Column 宝暦治水260年記念

篤姫の像

従兄である薩摩藩主・島津^{なりあきら}斉彬の養女となった篤姫は江戸幕府第13代将軍^{かずのみや}徳川家定の御台所・天璋院となり、皇女和宮の姑であった。

[平成26年(2014)5月28日撮影]



鹿児島県歴史資料センター
黎明館センター前庭(鶴丸城跡)の天璋院の像。



故郷の指宿市今和泉の
海岸に建つ篤姫(幼名於一(おかつ))

第六節

宝暦治水二五〇周年

近世大名と手伝普請

—この過酷な課役の悲惨度—

愛知学院大学名誉教授 林 董一



とういち 林 董一氏

◎プロフィール
愛知学院大学名誉教授
1927年、名古屋市生まれ。
法学博士。
中日文化賞、明治村賞、
東海テレビ文化賞受賞。
愛知県文化功労者。

■天保9年木曾大材井出小路伐出之図巻(名古屋市博物館所蔵)
江戸城西の丸再建用の檜を伐り出したときのようすを描く。



私はいま手もとに、『護山神社御由緒』との題簽を付した、和との小冊子を持ちあわせる。護山神社は本殿が濃州裏木曾、現岐阜県恵那郡付知町に鎮座。大正一年(一九二二)五月、郷社から県社への昇格を願い、官司や氏子総代たちによって、編まれたものらしい。

天保九年(一八三八)三月、江戸城西の丸、焼失。ここは退隠後も、なお隠然たる権力を保持する、大御所徳川家斉の住居。幕閣は再建を急ぎ、尾紀水の徳川御三家、前田家をはじめ、大名諸家のために、大名諸家にたいして、普請手伝を命じた。

少し、本題を離れる。普請手伝は大名に賦課する、課役の一種。大名は主君たる將軍に奉公の誠をつくす一方、封土を受け、各種の課役を

負担した。課役には、軍役と公役とが。軍役は將軍のために出征する外、幕令に応じて、一定数の人馬武器を差し出す義務。しかし、平和が続くともない、しだいに形骸化。公役は通常必要の都度、大名家をえらんで課せられた。江戸城門番、同火消、関所支配、長崎警固等。なかでも、普請の助役はどの大名でも、最大の災厄として恐怖の的であった。

普請手伝、それは幕府が実施する大規模工事に、資材、労力、あるいは金品を提供すること。はじめは当局の指示のままに、割り当ての工事現場に家臣を派遣し、人足代を主とする入用金を支出した。ところが、時代が移るにつれ、簡略となり、金納化される。施工は幕府で受け持ち、手伝側の関与することは、ない。高割りの分担金上納だけで、すむ。

話を戻そう。幕府は殿舎再営につき、尾張家に九万七九六四両を課し、その範囲内で建材の松を調達せよ、と命じた。当時は將軍家慶の治世、尾張家では家斉十九男斉温が当主の座に。

普請惣奉行の老中水野越前守忠邦の意を体し、勘定吟味役の川路三左衛門聖謨が来往。入場が厳しく制限された、熱田白鳥木場で、存分に選木。そして、市場はもとより、他山でも入手できない大材は、藩領裏木曾、恵那郡加子母村地籍、井出小路山で伐採することにした。ここは、村民でさえ近づかない聖域、「お困い山」。川路は容赦なく踏みこみ、樹齢一〇〇〇年を越える巨樹に、次々と斧を入れた。森の民の憤怒は絶頂に達し、報復に立ち上がる。川路の手記によれば、切り口から鮮血がほとばしったとか、夜、小屋に怪獣が出没したとか。そればかりではない。將軍家大奥に、連続して異変も。たまりかねた、家慶。天保一四年(一八四三)九月、付知の地に本社を造営し、木曾全山の守護神に定む。これが護山神社だ、と『御由緒』は結ぶ。

の霊山を汚し、神木をまるで強奪するような、幕吏の専横、唯唯諾諾と許す、藩首脳が無気力、無節操。怒り心頭の家士の一団は決起し、親幕派に対抗。抗争は奔流となって、幕末、勤王への藩論統一の飛瀑を目がけ、流下していく。

私は、おもう、西の丸助役一件は、尾張人士の心のひだに、深い傷跡を残したことは、紛れもない事実、と。だが、しかし、と続けておもう、遠く異郷の普請場に、良臣を直接送ったうえ、八十余名の犠牲者を出し、四〇万両もの巨額を費消させられた、宝暦の薩摩藩治水工事は、どうか、悲惨さでは、これをはるかにしのぐのでは、と。私は濁流と死闘の限りをつくし、使命を果たした、義士の燦然たる偉業を、あらためて一段とまぶしく眼に感じる。

(Vol. 51 2004)

第七節

宝暦治水二五〇周年座談会

日本近世史からみる宝暦治水、 その新たな姿

近世史上最大級の宝暦治水から二五〇年。

薩摩義士の顕彰活動は明治から始められているものの、幕藩体制のなかであるいは薩摩藩政史のなかでの位置づけなど、歴史的な検証には、まだまだ大きな課題が残されているようです。

そこで座談会では日本近世史における検証を主眼に、新たな宝暦治水像を探求します。

近世史上最大級の治水工事

司会…本日はお忙しいなか、ご参加いただきありがとうございます。座談会では、薩摩藩に普請の命令が下った経緯や、薩摩藩政史からみた宝暦治水の財政的な問題とその解決など、さまざまな問題を検証し、新たな宝暦治水像を探求していきたいと思っています。本日はよろしくお願いたします。

ではまず、宝暦治水の概略を宮本所長から説明いただけますか。
宮本…宝暦治水は、わが国治水史上

最大の難工事です。幕府は、宝暦三年（一七五三）十二月二五日に

薩摩藩に御手伝普請を命じ、総奉行平田靱負をはじめ九四七名の藩士により、翌年二月二七日に工事をはじめました。対象区域は木曾三川下流域ほぼ全域に及び、工事は大きく二期に分けられます。I期は、今日の災害復旧工事に相当し、輪中の堤防を修復していま

す。II期は、改修事業に相当し、中心課題である油島締切工事、大樽川洗堰工事、逆川締切工事などを実施しました。宝暦五年（一七五五）三月二八日に工事は終了し、五月二二日までに幕府の検分を終えて引き渡され、完了しています。

総奉行平田靱負は多額の費用を使い、多数の犠牲者を出した責任を負って割腹自殺しています。犠牲者数は薩摩藩士九〇名、幕府方三名の九三名といわれています。

宝暦治水の改修の目的



薩摩藩御手伝普請目論見絵図

は、木曾三川下流の地域特性上、三川分流にありました。完全には分流できなかったのですが、三川分流への第一歩として、明治以降の近代治水の先駆けになったと評価できると思います。

江戸時代の治水行政

司会…近世史上最大級の工事がなせ江戸幕府のもとで可能になったのか。林先生、その点をお聞かせください。

林…中世以前は、各地に領主の支配領域が小さく分立しており、特に木



宮本 高行氏

◎プロフィール

1957年生まれ
昭和55年4月 建設省入省
平成12年4月 山口県土木建設部河川課長
平成14年4月 中部地方整備局
木曾川下流工事事務所長



林 順子氏

◎プロフィール

1965年生まれ
岐阜大学非常勤講師・博士(経済学)
南山大学大学院博士課程
日本経済史著書「尾張藩水上交通史の研究」(清文堂、2000年)



黒田 安雄氏

◎プロフィール

1940年生まれ
愛知学院大学教授・博士(文学)
九州大学大学院博士課程・日本近世史著書「佐賀藩の総合研究」(共著)
「藩史大事典」(第7巻九州編)
「新修名古屋市史」(共著)
「幕末外交と南島雑話の成立」



■ 座談会出席者／(文中敬称略)右から
林順子氏(岐阜大学非常勤講師)・
黒田安雄氏(愛知学院大学文学部教授)
宮本高行氏(国土交通省木曾川下流河川事務所長)・
司会:大原純子(KISSO編集担当)

を一気に進められるようになった。統一政権の樹立が、最も大きな原因といえます。

治水の方法には、公儀普請、手伝普請、国役普請、自普請があります。宝暦治水は、御手伝普請で、幕府の命令と要請を受けて、大名が自領と関係ないところで工事費用を負担して実施されました。公儀普請は、幕府が自らの費用負担と責任において実施する工事で、国役普請は、幕府の権限と責任において、大名や農民、町人らを動員し、費用も彼らに負担させるような普請です。司会「治水四法」と呼ばれる近世の治水制度ですね。

曾三川のように流路が広域にわたる大河川の場合、個々の領主では、治水工事を行うのも難しいわけですね。それが可能になったのは、江戸幕府の成立以降。統一政権としての幕府が、小領主や大名たち、さらに農民たちを駆使して統一的に木曾三川全域の治水工事を

林・尾張藩の国役普請は、寛永一四年(一六三七)から免除されます。尾張藩は大藩ですから、領内の木曾川の管理は可能であろうということから免除を受けたようです。そのほか美濃の大垣藩、高須藩も国役を免除されます。大垣藩は、島原の乱に三〇〇〇人余りの兵を送って、軍役負担が重かったため、免除されたのではないかとされています。

近世の薩摩藩政と財政的な課題

司会「普請課役には軍役的な性格があったということですね。では黒田先生、宝暦治水前後の薩摩藩政についてお聞かせください。

黒田「宝暦という時期は、八代将軍吉宗からその子の家重、そして家治へと政権の交代期でもあります。幕閣の構成が変化し、幕府は行政的な官僚機構を再編し、財政が苦しくなると、年貢増徴や支出の減少など細かくいろいろな政策を打ち出しています。

一方薩摩藩は、享保から宝暦にかけて吉貴から継豊に藩主が受け継がれました。彼らは親子です

が、あまりしつくりいついていない。吉貴は享保六年(一七二一)に隠居し、継豊が藩主となります。吉貴は継豊のお気に入りですが、老たちを島流しなどで罷免してきます。そのため、継豊は享保二一年(一七三六)から国元にずっと帰ってこなくなります。

継豊は、国元の老父と深刻な仲たがいの状態になっていたのです。その事情は、藩でも伏せていますが、隠居しながらも吉貴は国元です。実権を握っており、一方、藩主の継豊は実権がほとんど握れない。病気とか何とかいわれていますが、要するに、藩内で権力争いがあったのだらうと思います。必然的に藩政は停滞し、それがずっと続きます。

黒田「宗信は重年の兄です。弟の重年は一門家の加治木島津家の当主でしたが、宗信が早世したために、結局、宗家を継ぎ藩主となった。ところが、重年も早世したので、重豪が跡を継ぐという形になるわけです。司会「重年は宝暦治水を視察した藩主ですね。徐々に存在感が増している薩摩藩に、四〇万両もの御手伝普請がなぜ命じられたのでしょうか。」

黒田「いろいろ捉え方はあると思いますが、国元に参勤交代の関係で帰っていたということがあるでしょう。もう一つは、吉宗から家重への権力交代が関係しているのだらうと思います。



■ 島津家系図

黒田「もう一回は、重豪のときで、將軍家との関係が深くなりまして、御三家や当時の老中が、どうも薩摩の島津の力が大きくなって困るから、ちよつと押さえさげなさいけないというようなことが史料にみえます。」

司会「宗信から重年、重豪へと藩主が継承されていくとともに、しだいに力をつけていくのですね。」

黒田「宗信は重年の兄です。弟の重年は一門家の加治木島津家の当主でしたが、宗信が早世したために、結局、宗家を継ぎ藩主となった。ところが、重年も早世したので、重豪が跡を継ぐという形になるわけです。司会「重年は宝暦治水を視察した藩主ですね。徐々に存在感が増している薩摩藩に、四〇万両もの御手伝普請がなぜ命じられたのでしょうか。」

黒田「いろいろ捉え方はあると思いますが、国元に参勤交代の関係で帰っていたということがあるでしょう。もう一つは、吉宗から家重への権力交代が関係しているのだらうと思います。」

また、尾張藩との縁組が二回も不成立になった。そのもつれからとも言われていますが、私は、縁組のことはあまり関係がないのではと思っています。この辺のことはどこを強調するかによって違ってくると思います。今のところ、はっきりはしませんね。

司会「推測の域を出ないと。」

黒田「吉貴は隠居後帰国して二五年

間、継豊も吉貴の死後ずっと国元にした状態です。さらにこの間、そんなに大きな課役を負担していないということもあります。大体順番からすれば、課役が回ってくる時期だったのかもしれませんが、ただ、後の財政に深刻な影響を及ぼした点で宝暦治水はすごく響いていると思います。

司会…藩政の停滞や課役の状況など、さまざまな要因が考えられますが、その説明はこれからの歴史研究の課題なのでしょう。

では、論点を変えて、四〇万両という工事費用をどのように工面したのでしょうか。薩摩藩は財政的な問題を抱えていたようですが、それをどのように解決したのでしょうか。

黒田…参勤交代でお金がかかるとか、あるいは御手伝普請でかかるとかいわれますが、どの藩も当然参勤交代をやっていますから、近世初頭から財政が窮迫してくるのはどこも同じです。むしろ、参勤交代よりも、江戸で生活する経費が大きく、二重生活のなかで疲弊していく。薩摩藩の場合は、俗に七二万石とか七三万石とかいわれますが、実はそのなかに一二万石の琉球高が入っています。ですから、実際は六〇万石くらいですね。ところが、その高は米高ではなく粃高です。半分になると、大体三〇万石となります。二五万石から三〇万石の実力で琉球を背景

にしたかたちでの恰好をつけているわけですから、それを支えた領民はたいへんだっただろうと思いますよ。

司会…精米以前のものが石高なので、結局はその半分ぐらいになってしまふ。財政的にたいへんな問題を抱えていたのですかね。

黒田…江戸時代の藩財政の実態をみますと、秋田藩が杉や鉾山で注目されますが、薩摩藩も商業立国という位置づけです。米に縛られ、大坂の商人や市場に縛られて、幕府に縛られるというかたちであれば、当然本来もっている実力を出すことはできません。商業立国だからこそ、幕末に雄藩として大きな働きが出てきた。琉球を通して中国とも通じ、ほかの地域と交易を積極的に行い、そういうところで付加価値をつけて実利を確保していく。特産の黒糖生産とかの問題も同じだろうと思います。

司会…産業が奨励されていて、そこで力をつけていったということになるのでしょうか。

黒田…そういう意味では、薩摩藩は日本史では、特異な地域といえるかもしれません。

司会…例えば、それまでも参勤交代などの費用を大坂商人に借り、さらに、最初は一二万両ぐらいと予測された工事費用の調達に、平田靱負らが奔走するわけです。「もうおまえのところには貸さない」と言う商人もいたと思いますが、そんな状況で

どうして普請費の調達が可能となったのでしょうか。

黒田…一つは、砂糖を押さえていたことだろうと思います。これはどの商人も一番欲しかったもので、それが最終的には、天保改革のときの唯一の推進力となります。もちろん、砂糖は長崎から入ってくるものもありますが、そのほか国産というものもかなりありますが、薩摩藩では、元禄以降、特に宝暦にかけましては、奄美で「換糖上納令」といって、年貢を砂糖で取る。または琉球でも増産させるといいうやり方しております。

水行奉行高木家と尾張藩の縁組

司会…そういう産業が、莫大な費用調達の保証となったわけですね。こうして宝暦治水は開始されますが、当時木曾三川の治水はどこが管掌していたのですか。

林…木曾川の治水を統括していたのは美濃郡代ですが、実際に現場に出掛けたのは、水行奉行の旗本寄合、高木三家と、美濃郡代配下の堤方役人たちでした。どちらも土着性の強い人々です。

司会…郷士のような、木曾三川の地勢に精通した人たちだったのですかね。

林…もともと、高木家の居所は今の上石津町の時や多良で、木曾三川からは離れていたのですが、公平に地元民の意見を聴いて治水行政を行うには、むしろその方が都合よかったです。

ようです。

司会…高木家は、尾張藩とも随分関係があったとうかがっていますね。

林…はい、高木家に水行奉行が命じられた翌年にあたる、宝永二年（一七〇五）に、高木三家の中心、西高木家の娘が尾張藩国奉行の遠山彦左衛門景供に嫁いでいます。景供は、享保の木曾山形政改革のきっかけをつくった人物の一人で、木曾川についても発言力があつたと思われる。木曾川は基本的には尾張藩の支配下にあるわけですから、水行奉行の高木家は、尾張藩と折衝すること多かつたでしょう。尾張藩と何かうまくやっていたいきたい。高木家と遠山家の婚姻には、そういった思惑もあつたのではないのでしょうか。

司会…文献上には残っていないけれど、婚姻関係などから、ある程度協力し合つたところもあつたと考えられますか。

林…間違いなくそうだと思います。実は、さきほど話に出ました尾張藩国奉行の遠山景供の子どもの一人が、母の実家である西高木家に、養子として戻っています。そして彼、高木新兵衛眞貞は、宝暦治水の一の手で川通り御用を勤めました。宝暦治水に尾張藩は表だったかわり方をしませんが、実は裏では、何かと影響力をもっていたと思われる。



■ 現在の木曾川下流域

新田開発や地震などが 水害要因に

司会…近世の木曾三川は洪水も多く、だからこそ、大規模な事業が実施されたのですが、その当時の状況はいかがだったのでしょうか。

宮本…木曾三川の下流域は、古来から比較的最近まで水害の常襲地帯でした。江戸時代には、軍事的、経済的な目的で行われた行為のために、さらに水害が増大しました。

江戸を拠点とする徳川幕府は、鈴木・関ヶ原を戦略的な要所と定め、尾張藩の西側の木曾川に御囲堤という立派な堤を構築しました。軍事的な防衛ラインの意味と同時に治水役割もあつたと思います。これができたことで、それまで東側に流れていた氾濫した水は西側に流れます

で、西側の長良川や揖斐川に洪水が押し込められるといったかたちになりました。

財政的側面では、藩勢を拡大するために、石高の向上を目指した新田開発が行われました。それまで氾濫原であつたところも、どんどん開拓されました。

司会…遊水地が、水田化されたのですね。

宮本…しかし河道を広げるといことがなかったで、その分、洪水のときに水が逃げるところが徐々になくなるわけです。しかも、家や田畑を守るために輪中堤をつくっていけば、ますます洪水の逃げるところが狭くなって、洪水のときに水かさが増すというように悪循環に陥り、水害がひどくなつていったのだらうと思います。

司会…新田開発の一つの副作用で、洪水が増えていったということですね。

宮本…十八世紀の最盛期には、輪中が最大八〇カ所ぐらいあつたといわれており、御手伝普請が始まる少し前ごろの記録では、二五年間に三二回洪水があつたと、一年に一回以上という記録も残っています。このため治水対策は輪中の住民や藩単位では解消できないということで、享保二〇年（一七三五）に井沢弥惣兵衛が、美濃郡代として笠松郡役所に着任。木曾三川を調査し治水計画を提案しています。この計画に基づいて

宝暦治水が行われたようです。

以上の話以外に、別の観点から地域の特性を申し上げておきます。この地域は、古来、大規模地震を受けると、その影響で時として地盤沈下を起こしています。それによって水害に遭いやすい土地になっていく。かつては、ある程度農業も安定的に営めるよい土地もあつたようですが、それがだんだん水害に襲われる土地になっていったようです。

実は私が一番疑問に思いましたのは、高須輪中に高須松平藩が置かれていることです。これは格の高い藩で、尾張藩の分家である名門をなぜ洪水常襲地帯、御囲堤の外に置いたのがわかりませんでしたが、専門家の方にかがうと、こういう話です。

高須松平藩の起源は、天和元年（一六八一）に尾張藩の分家として独立した信州松平藩で、現在の長野県域に領地三万石を有していた。ところが、おそらく生産力が低い土地だということ、もう少し安定的に経営できる土地に移りたいということとを親元に泣きつき、元禄一三年（一七〇〇）には、今の高須輪中に引越した。それが高須松平藩のスタートです。しかしわずか七年後に宝永の大地震に見舞われます。

司会…宝永四年（一七〇七）、最後に富士山が噴火したという、有名な地震ですね。

司会…この地震はたいへん大きなプレート型の大地震で、地盤が三〇cm

以上下がり、それ以後、水害が増えて不毛の土地になっていったという記録があります。

尾張藩の治山治水政策

司会…地震による地盤沈下と洪水とは密接な関係があるわけですね。洪水を考えると、まず治山治水、山を治めなさいという考え方がありますが、当時の木曾川の上流域木曾山はどんな状態だったのか、木曾山は尾張藩の管理でしたね。

林…尾張藩は、寛文と享保の二回にわたって大きな林政改革を行っています。特に享保改革は、林山資源を尾張藩の恒久財源として保護していく。つまり、留山をつくったりしています。

司会…留山は入山が禁止された山ですね。

林…入山が許された山についても、尾張藩は、いわゆる木曾五木といわれる停止木、つまり伐採禁止の木種を指定しています。このほか松なども、伐採には許可が要りました。これは、林政改革としては二度目となる享保改革の話で、一度目の寛文の林政改革のときには、尾張藩用の材木伐出しはむしろ増加しています。この頃は、山林荒廃は、洪水発生の原因としては深刻に受け止められてはいなかったようです。

司会…江戸という平和な時代を迎え、城下町の再建ラッシュが起こ



■ 黒田氏&林氏

り、その資材として木曾山の木が刈り出された。それが洪水の原因にもつながっているのですね。

林…城下町や寺社建設などのため、十七世紀前半には全国的な建築ブームが起き、木曾山からも大量の材木が伐り出されました。木曾材の伐出し、販売は、尾張藩の収入にもつながりますので、十七世紀中は、木曾山荒廃に対する尾張藩の認識もまだ甘いところがありました。本格的な治山が進んだのは、十八世紀の享保林政改革以降のことといってよいのではないのでしょうか。

未曾有の公共事業に湧きたつ地元

司会…宝暦治水は総工費が四〇万兩だといわれています。現代の事業と比較しましてどのような規模だったと所長はお考えですか。

宮本…当時の一兩は現在に換算すると七万円から十万円ぐらいといわれています。仮に一兩を十万円とすると、総事業費が四〇〇億円になります。これをどう評価するかですけれども、宝暦治水では、夏場は工事できなかつたので、実質約半年ぐらいの期間で工事をしていくわけです。現在の長良川河口堰を例に挙げますと、最盛期でも、年間の予算が二五〇億円でした。これも非洪水期の半年ぐらいでやっていますので、大体同じです。同じ期間で、しかも機械力の乏しい昔に四〇〇億円相当です

から、宝暦治水の工事の規模の大きさがうかがい知れるのではないかと思います。

司会…四〇〇億円もの公共事業が起きるとなると、土木の人足を集めたり、支払いをしたり、たいへんな苦労があったと思われます。その辺を林先生、お聞かせいただけますか。

林…宝暦治水の前から、幕府が行う普請事業のなかで「御救い」という言葉がよく使われるようになりま

す。住民の経済的救済が普請の目的の一つとされるのです。

司会…地元の人たちを積極的に雇用していったのですか。

林…例えば、寛保二年（一七四二）、関東の利根川はじめ各河川流域で大規模な水害が起き、幕命によって多くの西国大名が普請工事に駆り出されました。そのときにも、「御救い」が工事の目的の一つとなりました。老人、女、子どもでも、普請場で土を運べば賃金をもらえるというので、困窮した人々が押し寄せました。混雑のなかで娘さんが気絶をし、その普請場を担当していた岡山藩がわざわざ藩医をつかわして介抱したり見舞金を出したり、といった事件まで起きています。駆り出された大名たちも、地元民に何かと気を使っていたわけです。しかし、村人たちが参加する村請負での普請では、作業効率は低下します。この関東における普請の、藩吏たちの地元民への配慮、そして村請負という工事方法は、宝暦治水にも共通

することでした。

司会…技術職ではなく、素人ですから効率が悪いのですか。

林…女、子どもでもできることとはいえ、少量の土運びくらいですから。関東で行われた普請工事でも、駆り出された西国諸藩が音をあげて、結局、専門技術を要する部署については、有力農民や町人などの専門業者が担当する、町方請負が採用されるにいたりました。宝暦治水でも、幕府は薩摩藩に、御救いの名のもと、村請負での工事を強い、それによって、もちろん地元住民は経済的に救われるのですが、薩摩藩としては出費が大きい。そこで、やはり、高度な技術を要する部分だけについては町方請負の採用が許されました。

困難をきわめた資材調達と搬送

司会…薩摩藩の技術者を雇用すれば藩にお金が還元されますが、地元には、払えば何のメリットもないということになりますね。しかし、それだけの大事業が起これば、人手不足はもちろん、材料や船の調達などたいへんだったと思いますけれども。

林…石材は、油島締切工事だけでも約二万坪、全体では五万坪を要したといわれています。石材の調達先は、近いところでは石津郡、つまり高木家の居村の近くです。遠方では、長良川の岐阜上流付近です。この石材調達については、なぜか地元民が運送作業への参加を嫌がり、作

業が遅延したようです。材木は、木曾川支流の可児川付近などの幕府領から伐り出された松が使われました。その運送には、どうしても木曾川を通らざるをえず、しかも尾張藩は木曾山の松を、伐採規制の対象としていますから、史料には残っていないもの、運送時には間違いない、木曾川各所の尾張藩川番所で検閲を受けたでしょう。それもまた、薩摩藩にとっては面倒事の一つだったと思われま

宝暦治水の土木技術的評価

司会…では土木技術の面ではいかがだったのでしょうか。

宮本…木曾三川の複雑な流れをできるだけ三つの川に分けていこうという発想は、基本的に明治改修に引き継がれていますので、思想としては先駆的なものと評価できると思います。ただ、当時の治水技術の考え方には、今日からみると、少しいたらないところがあったと思います。その最大のものが、洪水の流量という概念がなかったことでしょう。水が流れている面積とスピードを合わせた流量で評価するということがなかった。そのために、農民は開発した新田を守るために輪中堤防を高くしていく。そうすると、水の流れるところがどんどん狭くなり、洪水が



司会大原&宮本氏

さらにひどくなるということを繰り返したと思います。

さらに、もう一つ申し上げますと、川の水は細かい土砂も一緒に流す働きがあります。この評価も抜けていたかなということ、大樽川に洗堰をつくりました。それによって従前よりも長良川の水かさが少し高くなりましたが、従前よりも流速が遅くなった。結果、そのなかに含まれている土砂がたまるようになりました。そのために川底が高くなつて、中流の方で洪水が発生するという事態も起こったようです。そういうことが当時の治水の問題点でした。一方、薩摩藩の仕事ぶりはどうだったかといえますと、工期がたいへん短かった、工事規模が大きかった、難しい工事も多かったということから判断すると、施工能力は極めて優秀であったと思われれます。

実は二〇〇四年五月二五日に、鹿児島市内で恒例の薩摩義士の慰霊祭がありまして、私も鹿児島へ行ってきました。その折、鹿児島湾北の国分市で、おもしろいことをうかがいました。

宝暦治水の一〇〇年ほど前、現在の国分市一带を流れている天降川の河道付け替えと、新川開削という大工事が実施されたようです。その結果、干拓地が生まれ、豊かな穀倉地帯になつて薩摩藩の財政を支えました。

市長さんの個人的なお話ですが、薩摩藩に白羽の矢が立ったときの検

討の判断材料の一つには、こういう天降川の大工事もやっていると実績も、あるいは一項目に入つていたかもしれないということでした。

実際、明治改修を立案したデ・レイケは、油島の締切堤や石田には猿尾という水制があるのですが、それらをたいへん興味深く観察したようです。当分の技術に対しては評価していただけないかと思ひます。

司会・薩摩藩に固有の技術があつたというお話ですが、その点を黒田先生におうかがいします。

尾張藩や美濃の新田開発は江戸時代の早い時期に行われていますが、薩摩藩は遅れています。宗教的あるいは経済的な利害関係が存在して、新田開発の実施が遅れたようです。所長さんがおっしゃったところは比較的早い時期に開発されたところで、下流の地域は、江戸時代も天保改革のときに、干拓事業を行つていきます。

一方の特徴として、早い時期からの薩摩と中国の交流が挙げられます。江戸時代に入り、明から清への交代期になりますと、明朝に関係深い人々は清朝の中国へ帰れなくなり、結局、薩摩に土着する。そういう人は、商人とか医者ほかに、鉱山技師などもかなりいました。そういう風土ですから、固有の土木技術をもった人々も多くいたと考えています。

もう一つの特徴は、領内各地に金山があつたことです。この金山は元祿のころまでどんどん掘つてい

ます。北薩の永野(さつま町永野)や串木野の芦ヶ野(串木野市芦ヶ野)等に領外から多くの金堀り人が入っていました。串木野などは耕地に比べて、人口が多かつたということもあり、江戸時代中後期になると、開墾請負みたいな形で人々が領内各地に出掛けています。江戸時代中期から明治まで続いた伝統です。開墾・土木については、それなりの技術があつたようですが、文書的な裏づけが難しいですね。

司会・土木技術の歴史的な検証がまだできていないということですね。ただ、金山や新田の開発には、長く滞在した中国人の技術も活用されていたのではないかと。

黒田・薩摩藩の場合、寛永時代(一六二四〜四三)よりも後のころまで、侍の分限帳に中国の名前で堂々と載っているのです。鎖国になつていく時代に載っているぐらいですから、郷村にはまだまだそういう関係の人が多かつたということが想像できます。

悲劇はなぜ起こつたか

司会・宝暦治水が無事竣工し、総奉行の平田靱負が自刃をしますが、その死因については、いろんなことがいわれています。それにしても九〇名に上る犠牲者、それは薩摩藩士、

及び幕臣にもあつたということです。当時の状況を推察することはできるのでしょうか。

黒田・宝暦治水を語る時、義士という言葉が出てきます。自刃をしたということが一つの要素。犠牲が非常に多かつたということがもう一つの要素。そういうなかで義士という評価が生まれてくるわけです。

私は名古屋へ来てから薩摩藩の江戸の方のお寺や、明治維新のときに上京してそのまま東京に居ついた人の墓などを丹念に調べています。大円寺の過去帳をみると、宝暦の同じ治水工事の時期にたくさんの方が亡くなつていられるのです。最初はそんな



薩摩義士墓所(大中禅寺境内・鹿児島市)

けて江戸の芝藩邸で熱病がはやり、およそ二〇〇人が亡くなったという記述がありました。

一方、薩摩義士の死者は何名かという問題はありますが、とりあえず八四名としますと、うち病気で亡くなった人三二名、切腹した人五二名、これで八四名です。ところが、薩摩の役人が幕府に健康状態を報告している史料があります。それを見ると、工事に従事していた小奉行三人のうち七人、徒士一六四人のうち六〇人、足軽二二〇人のうち九〇人、合計四二六人のうち一五七人が病気になるということを書いてあります。

林…ほぼ三分の一が病気になるわけですね。

黒田…さらに、数十人が病死したと、藩の責任者が幕府役人に届け出た史料もあります。これらの事実、切腹した人たちのほとんどは、何らかのかたちで病気にかかっていたということ。切腹の背景には、体力がなくなつた、あるいは下痢気味になっているとか、諸士がかなり追い詰められた状態にあったと考えることができます。

宝暦治水後の薩摩藩の再建築

司会…多くの犠牲を払いながら宝暦治水は終わったわけですが、薩摩藩は重年の次の重豪の代になり、また大きな借財を抱え、藩政も変わっていききました。最終的には、たくさん

の借財をどういうふうに戻還し、どういうふう近代を迎えたかということの説明はただけです。どうか。

黒田…薩摩藩の有名な財政改革、天保改革のときの借財は五〇〇万両といわれています。史料によれば文政九年（一八二六）、天保改革の直前ですが、そのときの借財は一七二万両です。それが天保改革のときに、どうして五〇〇万両になったのだろうかということが一つの疑問として残されています。

天保改革の直前、江戸藩邸の経費は大体九万両、宝暦のころはおそらく六、七万両ぐらいだったろうと思います。江戸藩邸の経費の五、六年分を治水工事につき込んだのですから、宝暦治水での借財がずっと最後まで尾を引くことになり、藩債が累積しました。

しかも、藩財政が悪化するなかで、重豪の娘が一橋豊千代と婚約し、その後十一代將軍家斉の御台所になるのです。

司会…將軍のお義父様になったわけですね。

黒田…恰好をつけなければならぬけれども、足元の財政がぐらぐらしているというなかではそれが難しい。そこで、これまでの薩摩のやり方では駄目だということで、質素儉約より産業開発に積極的に取り組むわけです。俗にいう開化主義への政策の転換です。ところが、明和から寛政期にかけては天災飢饉をはじめ

とした災害が非常に頻発しました。

一方においては、娘を將軍家に入れなきゃならない。天災飢饉はあるけれども、そのお金も充たしなきゃならない。どちらをとろうか、結局、娘のためにお金をつぎ込んだわけです。ですから、産業基盤が荒廃してしまいました。遅れた地域で先進的なやり方をするものから、首が回らなくなりましたが、メリットもありました。それは將軍家とつながりです。その後の天保改革から幕末にかけて、非常に大きな役割を果たすことになりました。

司会…將軍の御威光を背景とすることができたのですね。

黒田…重豪は隠居した後も藩政の実権を握り、政治改革をします。一橋家、將軍とのつながり、そういうなかで政治工作を活発に展開しました。

財政改革を行うために、薩摩藩には柱が二つあったと思います。中国の物産です。これをどう生かすということが一つ。そして、もう一つは奄美と琉球の砂糖です。この二つが藩の切り札となりました。

政治の世界と経済の世界をうまく使い分けながら、重豪は膨大な藩債の返済のために、幕府に長崎での琉球、すなわち中国の物産の販売を認めてもらいます。ところが、それをちゃんとした手続をふまえて売っては、利益が上りません。そこで公に認められたものを長崎で売りますが、それと似たようなものを例え

新潟とか松前というところに直接もって売り捌きます。幕府の長崎会所の活動を無視して密売をしているわけで、当然幕府でも問題になります。しかし、何せ御台所の御実家ですから、將軍が死なない以上は手を出せなかった。

それでも二〇〇万両近い藩債は、にっちもさっちもいけません。結局、踏み倒さなきゃいけないということになるのです。今までの研究ですと、借財五〇〇万両を踏み倒したといわれていますが、実際はどうでしょう。例えば、この時期それまでの借金証文を帳簿に切り替えたといわれています。確かにそうだと思いますが、私は大坂商人にもちゃんと納得できるころがあったから、帳簿の書き替えに応じたと思っっています。大坂商人に元金と利子の合計五〇〇万両を、二五〇年間にわたって確実に返すというものがあつたのです。

このため、砂糖の品質をよくするとともに、脇荷を厳しく取り締まるという有名な砂糖の専売制が強力に実施されました。

司会…その責任者が調所広郷（一七七六〜一八四八）だったのですね。

黒田…そういう一つ大きな方向づけを最終的に決めて、これをずっと永久にやりなさいと言つて重豪は亡くなります。当時の史料には「永年」と書いてありますから、二五〇年間だろうと思います。そのためには、大坂商人が信用するような強固



■ 調所広郷の銅像(鹿児島市天保山)

な改革体制をつくらなければならなかった。

司会…重豪の遺言みたいなのを調所が守り、二〇〇万両という借財、利子分を合わせた五〇〇万両の藩債を処理しようとしたのですね。

黒田…重豪と調所は綿密な計算を立てています。ここがまた並みの殿様じゃないところでしょうかね。

司会…將軍の岳父になられたということで、この時期から幕末の原動力となる力が蓄えられ始めたわけですね。

黒田…その間、二度も大きなお家騒動があったりしますが、有名な幕末の藩主斉彬の正室も、やはり一橋家から迎えています。その点でもまた、斉彬が中央で活躍ができる人脈ルートができていったわけです。

今後の治水事業に寄せて

司会…宝暦治水で借金は抱えたけれども、重豪以降、島津家は着実に日

本の原動力になっていく体制を整えたということですね。

では、最後になりますが、今後の治水事業の展望について、先生方からお話をいただけますか。

林…最近、堀川をきれいにする活動が市民の間で高まっています。同じように、木曾三川でも、その恩恵を受ける濃尾の人たちの目を川に向けさせることが大事だと思います。新田開発にしろ山林開発にしろ、実行するときには、つい短い期間での利益をみてしまいます。今がよければよいというのではなくて、例えば子どもたちから日常的に川に触れ、川に親しみ、そしてその怖さ、すばらしさを体感できるようにすることを指してみてはどうでしょうか。将来につながる治水行政は、そんなところからスタートするのではないかと思います。

黒田…鹿児島島の城下を流れる甲突川こうつがわに絡ませてお話ししたいと思います。しばらく前に集中豪雨で甲突川が大氾濫しましたが、私どもの幼いころには、そんなことはあまり記憶にありません。どうしてだろうかと一生懸命考えてみますと、分流という作業が暗渠の関係で、我々がちよつと足を突っ込んだり、あるいは魚を見たりするような川が少なくなっている。川がたくさんある必要はないのですが、大きな川を補完するような川を活かせるところは活かすようなかたちにしていただければよいと思います。

宮本…この地域は水害と地震に見舞われてきたところで、両者は非常に密接な関係にあります。さらに近年、東海地震、東南海・南海地震への対応がクローズアップされています。私も事務所としても、今後は治水対策だけではなくて、地震対策にもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

すでに改めて堤防等の河川管理施設の耐震性を検証して、必要な対策を考えるという専門家の委員会もつくっています。それから、阪神大震災のときに、有効性が明らかになりました舟運、船の災害発生時における活用です。治水に戻りますが、昭和に入ると、伊勢湾台風の復旧事業や長良川河口堰の建設、それに関連した河川改修事業が今日まで進行的に、治水安全度は一定レベルにまでは達してきているということです。

しかし、治水事業には、これだけいいというものはありません。まだまだやらないといけない事業が残っています。特に、木曾川、長良川、揖斐川の三川のうち、一番西側の揖斐川の治水が遅れています。現在も重点的に堤防改修、河道掘削等もやっていますし、岐阜県の上流では徳山ダムが現在建設されています。

実はこれが非常に歴史的な意味があると思っております。平成十九年(二〇〇七)に徳山ダムが完成しますと、それにあわせて下流の河川改修も進みまして、ようやく揖斐川と長良川と木曾川の三本の治水安全

度が大体同じレベルにそろうことになりそうです。

さらに、治水安全度が一定水準まで来たということで、一昨年来、「夢普請」を提唱しています。これは地域の住民の方、自治体、国等と一緒に連携協働して、歴史と夢と潤いのある魅力ある水郷地帯の創出を目指しています。

最後に、海津町、平田町、南濃町の方々が、市町村合併を契機に、宝暦治水をNHKの大河ドラマに誘致しようという運動を展開されています。ぜひ実現してほしいと、願ってやみません。市町村合併も一つの起爆剤となつて、それぞれの自治体の地域づくりの夢の実現が加速し、それと我々行政の者たちが連携協働しながら、安全で魅力ある水郷地帯づくりを目指す「夢普請」が実を結んでいけばすばらしいと期待しているところです。

司会…本日は長い間、ありがとうございました。

(Vol.51 2004)

第八節

宝暦治水二五〇周年

奄美諸島の黒糖栽培と薩摩藩支配

名瀬市文化財審議委員 弓削 政己



ゆげまさみ 弓削政己氏

◎プロフィール
一九四八年生まれ。鹿児島県大島郡知名町出身。大島郡大和村誌編集委員、大島郡瀬戸内町誌編集委員、論文「奄美から見た薩摩支配下の島嶼群」など。

琉球、奄美と薩摩藩

奄美は十五世紀中ごろから琉球王国統治下であった。薩摩藩は、慶長十一年（一六〇六）には領土拡大として大島支配について談合をしていた。一方、幕府の承認のもとに中国交易独占のための琉球王国の統治方針もあり、それが慶長十四年（一六〇九）の琉球・奄美の進攻となった。

米と黒糖

当初、藩は奄美の貢租を米としていた。そのため、水田用水のための溜池づくり、新田開発に力を注いだ。寛永十年（一六三三）の勸農のため大島に派遣された有馬丹後純定や現龍郷町の田畑佐文仁の



■開鏡(ひらとみ)神社(鹿児島県大島郡大和村) わが国糖業の元祖である、直川智翁を祀った神社

新田開発などがみられる。宝永三年（一七〇六）、貢米が不可能な場合は粟、特産品の尺莖・芭蕉、小麦、黒砂糖を代わりにしてよいという状況であった。

黒糖生産とともに貢租として黒糖の比重が高まり、延享二年（一七四五）、貢米はすべて黒砂糖とされた。その方法は、黒砂糖を藩が買い上げ、その量を米で換算し、そこから貢米分相当を差し引いた残りを米で島民に支払うものであった。しかし、付加税などでは実際は島民の多くは米を食することとはできなかった。当初、奄美の五島中、喜界島、大島、徳之島三島で黒糖生産の砂糖キビ栽培がされたが、幕末には奄美全体に栽培された。それまでは、奄美の沖永良部島、与論島は米中心の施策で、奄美の砂糖キビ栽培の三島への米の供給地の役割を担わされた。

黒糖は藩の大きな収入源とされた。藩利潤は文政二年（一八一九）から十年間で一三六万六千

黒糖栽培の始期

両、天保元年（一八三〇）から十年間で二三五万両、弘化元年（一八四四）から十年間で一四九万三千両余であった。明治二年（一八六九）の鹿児島県特産品の入金額約一七二万両のうち、黒糖は八万五千両で、内、奄美の黒糖は六万五千両、三五・七％に上るほどである。この黒糖生産で奄美は階層分化が進み、百姓の身売り、逃散による大量の家人（債務奴隷）が発生した。

伝承としては慶長年間（一五九六〜一六一四）に現大和村の直川智が琉球へ行く途中、中国へ漂着し砂糖キビ苗と黒糖製糖法を持ち帰り、広めたとある。しかし、産業として成立したのは、元禄元年（一六八八）か翌年、現大和村の嘉和知と三和良が琉球へ行きキビ植付、砂糖製法稽古以後である。

宝暦治水時の奄美

宝暦四年（一七五四）、徳之島の東、西両間切（間切は琉球王国時代の行政区分の一つ）の最高統括者である在地役人の与二人名、また横目役、目指役が前年の田の収穫高について鹿児島まで呼び出されるといふ異例のことが起きている。また、同じく徳之島では数年来の飢饉に続き、宝暦五年（一七五五）の台風で男女三二〇〇人余が死亡、一七〇〇人ほどが大島へ逃げ去り、牛馬二〇〇頭余が死んだ。藩はその手当てとして琉球から飢饉米を五〇〇石借用させている時期である。

宝暦治水の工事費には奄美の黒砂糖がかなりのウエイトを占めていたと推察できるが、その後ますます増加する薩摩藩の負債返済に大きな役割を果たしていたのである。

歴史は時空を越えてつながる

大島郡和泊町歴史民俗資料館 先田 光演



さきだみつのお
先田光演氏

◎プロフィール
一九四二年、鹿児島生まれ。
小中学校に勤務、平成一五年
三月中学校長を退職。
著書『奄美の歴史とシマの民
俗』など。

二五〇年前の木曾川下流域の歴史的な治水工事が、ここ鹿児島県の南端の小島沖永良部島の歴史に、どのようなかわりをもっていたのか、宝暦治水二五〇周年を記念して、関係者が奄美諸島の歴史探訪で来島された。

■ 和泊町歴史民俗資料館展示風景

■ 和泊町歴史民俗資料館展示風景



■ 和泊町歴史民俗資料館展示風景



■ 岐阜市と交流した知名町の学童文集

喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島)のなかで南部に位置する沖永良部島と与論島は復帰から除外されるという新聞報道が伝えられ、島民は寝食を忘れて熾烈な運動に明け暮れた。町長を東京に急遽派遣して、各方面への陳情を繰り返した。

このような復帰運動のなかで特筆すべきことは、児童生徒が日本復帰の願いを作文に託して本土の報道機関や教育関係者へ送り、本土の子どもたちばかりでなく、大人の世論喚起にも大きな効果を上げたことである。

当時の岐阜市長、東前豊は本島の出身者であった。島の子どもたちは四〇余通の日本復帰の作文を東市長に送っている。市長はこれらの作文

を各学校に配布して読み聞かせを進め、さらに激励の手紙を書いてもらった。そして、子どもたちの温かい励ましの手紙は奄美諸島へ送り届けられている。手紙ばかりでなく、学用品や本や雑誌も送られてきた。島の子どもたちの喜びはたとえようもなかった。

昭和二八年十二月二五日、悲願の日本復帰が実現した。もちろん南部二島も一緒に本土へ復帰することができたのである。

復帰が実現すると島の学校に救援物資が送られてきた。岐阜市から送られてきた救援物資の手紙は次のように綴られていた。

「江戸時代、薩摩藩が木曾川の治水工事をしてくれました。たいへん難儀なお金のかかる工事でしたが、その財源となったのは奄美の黒砂糖であったことを先生から聞きました。自分たちが今豊かな暮らしができるのは、奄美の人々のおかげであることを知ったので、そのご恩返しにと皆でお金を出しあって買ったものです」(大城小学校創立百周年記

念誌より)

今から五〇年前、木曾川治水の縁で岐阜市の子どもたちと日本復帰を果たした奄美の子どもたちがつながっていたのである。

宝暦の治水工事は、その財源を奄美諸島(奄美大島・喜界島・徳之島)の黒砂糖に求めた。この治水工事をきっかけに莫大な借金を抱えた薩摩藩は、再び黒砂糖の収奪によって天保の改革を成功させ、倒幕運動の資金を生み出していった。その後、富国強兵を推し進めた藩主島津斉彬は、沖永良部島にも黒砂糖を生産上納させて資金源にしたのであった。

このように歴史の糸が遠く離れた濃尾平野と奄美諸島を結びつけていたのである。その不思議なえにしが宝暦治水二五〇周年に再び確かめられたのであった。

(沖永良部郷土研究会長)

(Vol.51 2004)

第九節

宝暦治水二五〇周年

御手伝普請と大名

— 宝暦治水とその後の薩摩藩政 —

愛知学院大学教授 黒田 安雄



黒田安雄氏

◎プロフィール
1940年生まれ
愛知学院大学教授・博士〈文学〉
九州大学大学院博士課程・日本近世史
著書 「佐賀藩の総合研究」(共著)
「藩史大事典」(第7巻九州編)
「新修名古屋市史」(共著)
「幕末外交と南島雑話の成立」

第二章

一 宝暦治水

江戸幕府が大名に負担させて行う大規模な土木工事を御手伝普請といい、この大名の課役としての普請役は幕藩制下の軍役として重要な意味をもっていた。各藩は費用を捻出して普請を遂行したが、御手伝によって藩財政に打撃を受けた藩も少なくなかった。川普請には、公儀入用普請・国役普請・御手伝普請・自普請の四つがあったが、宝暦四年(一七五四)から五



■ 薩摩藩御手伝普請目論見絵図

年にかけて薩摩藩が負担した御手伝普請が宝暦治水である。尾張・美濃・伊勢三カ国を流れる木曾・長良・揖斐三川の下流域は近世中期以降開発が進んだことから水害が増加し、宝暦三年八月の大洪水をきっかけにして、御手伝普請が実施された。薩摩藩は家老の平田朝負を総奉行に任命し、一〇〇〇人余の人数を現地を送り込み、幕府の笠松郡代や水行奉行等の指図を受けて工事を進めることになった。

当初、派遣人数は、「小奉行三〇〇人、歩行士二〇〇人、足軽二〇〇人」の予定であったが、幕府はこれに対し、「小奉行人数の儀は何いを通りたるべく候、歩行士・足軽の儀は御普請所場広の儀二候間、歩行士三〇〇人、足軽五〇〇人程差し出されて然るべく候」と申し渡している。第一期工事は、毎年春に笠松郡代役所が行う定式普請と前年の洪水で破損した堤防の復旧工事であった。村請負で行われ、宝暦四年二月二七日に着工、増水期に入った五月二二日に切り上げてい

る。第二期工事が木曾・長良・揖斐三川および支流の流れを整える分流工事であった。多くの場所は村請負、一部の難所については外請負が許され、九月二二日着工、翌五年三月に及んだ。工事費については、幕府は総額を金九万三〇〇〇両余と見積り、薩摩藩へ対しては、「凡そ一〇万両ばかりの御見賦りの由」「十四、五万両にも及び申すべき哉」と伝えているが、薩摩藩の藩債は寛延二年(一七四九)二月、銀三万四〇〇〇貫余に達していた。上方における利払いのみに銀三〇〇〇貫余が必要で、江戸・上方入用経費は「御国産・其の外寄せ銀」を取り合わせても銀三〇〇貫目が不足し、「臨時の御入増、又は豊凶により万納引き入れ候年は、猶以て不足相重み、それに応じ、御借銀も年々相増す積もり候」と憂慮される状態であった。こうして藩債が銀四万貫余となった宝暦三年十二月、木曾川御手伝普請の幕命を受けたのである。藩がこの工事に費やした費用の総額は、上

方からの調達銀だけで銀一万三三七八貫余、金に換算して二二万両余に達している。宝暦治水によって藩は財政上決定的打撃を蒙ることになったのである。

藩士の犠牲者八四人については、『鹿兒島県史』に、

藩士及び足軽・下人の犠牲者は八十余人に及び、宝暦四年四月以降、自刃者・病死者が続出し、殊に八、九月頃は殆んど毎日、時には日に数名を数へる。他郷における困難なる勤務の結果、病死者を出した事はなほ当然であらう。しかし自刃者もまた多く、自刃の理由はこれを明白に知るを得ないが、恐らく難工事及び幕吏の権柄なる指揮に責を果たし得ず、その他やみ難き事情によるものと考へられる。

と述べられている。宝暦四年八月二五日付幕府工事役人宛薩摩藩佐久間源太夫の届書(『蒼海記』)によると、工事に従事していた小奉行三二人のうち七人、歩行士一六四人のうち六〇人、足軽二三〇人のうち九〇

鹿児島県



■ 平田公園正面(鹿児島市)



■ 平田鞠負翁銅像(鹿児島市・平田公園内)



■ 平薩摩義士碑(鹿児島市城山町)



■ 薩摩義士墓所(大中禅寺境内・鹿児島市)

人、合計四二六人のうち一五七人が病気にかかっていた。さらに、数十人のおそらく一五七人の病人のなかからであろうが病死したと記されている。この数十人の病死者には自刃者が含まれていたわけで、宝暦治水はほかに例をみないほど大規模で大きな犠牲が払われた御手伝普請であった。

二 御手伝普請の変質

木曾三川の治水工事が終了して間もなく、薩摩藩では藩主重年が死去し、宝暦五年七月二十七日重豪が襲封した。すると幕府は九月二日、老中本多伯耆守の屋敷に薩摩藩江戸留守居役岩下佐次右衛門を招き、使番京極兵部と書院番青山七右衛門の兩人を幕府国目付と

して薩摩に派遣する旨を告げた。国目付派遣の背景には、多大な経費と多くの犠牲者を出した宝暦治水後の薩摩藩領内の実態と民情をありのままに把握したいという幕府の思惑があった。

事実、このことは、その後入薩した国目付の領内巡見に際しての動きや、国家老が江戸藩邸に宛て国目付の出入を伝えた十一月三日の書状に、「御問条の事、並びに絵図・分限帳等皆共に差し出され、御請取置かれ候」とあることから確かめられる。

当時、病身で国元に隠居していた重豪の祖父継豊は、先達て又三郎幼少に付いて、領国並びに琉球国仕置等私心を附け取り計らい申すべき旨、上意の趣御奉書成し下され早速申し渡し、領

国中の者共安心仕り候、私儀病身にて参府仕り候儀は叶いがたく候得共、未だ老年にてこれなく、爰元へ罷り在り、上意の趣を以て一涯相勤め、仕置等堅固に申し付け候儀に御座候、御目付として遣わされ候儀、私に到り有難き次第に存じ奉り候得共、遠国の儀御面働に存じ奉り候間、成合申す儀は御断り申し上げたく存じ候と、自分に幼少の重豪を介助するようにとの上意もあつたことであり、藩の政治向きについては万全を期している」と強調して、幕府に国目付を派遣することについての再考を求めたが、一度下つた幕命を覆すにはい

たらなかつた。国目付の一行は翌宝暦六年五月十七日、肥後から薩摩に入国、出水・阿久根・宮之城・加治木を経て二三

日に鹿児島に着き、以後十一月三日迄滞在、その間に城内や城下、それに領内各地の巡見を行つてゐる。藩の国目付一行に対する対応には並々ならぬものがあつた。「年代記」十一月二日の条には、「今度、公儀御目付首尾能く御立ち二付き、御役人限りの御祝儀有り」と記されている。国目付の領内巡見がいかに厄介視されていたか、その受け入れは藩にとり苦渋に満ちたものであつたことが知られる。

問題は宝暦治水後の藩情を的確に把握したいという幕府の意向に沿つて派遣された国目付の報告はともかく、薩摩藩を疲弊させ、多くの犠牲者を出した宝暦治水が、その後の幕府の治水策や普請形態に与えた影響である。

この時期、幕府は合理的な治水



■ 千本松原(岐阜県海津市・旧海津町)

■ 千本松原にある治水神社(岐阜県海津市・旧海津町)



■ 宝暦治水工事犠没者名碑
(宝暦治水250年を記念して平成16年4月25日建立)



■ 海蔵寺墓所(三重県桑名市・海蔵寺境内)

■ 平田初貞正輔像
(三重県桑名市・海蔵寺蔵)



■ 円成寺の薩摩義士の墓(岐阜県海津市・旧南濃町)

策、普請形態への転換を模索していたといわれ、やがてそれは、松尾恵美子氏によれば、「現実には生起する治水問題は幕府が一手に処理し、そのためにかかる費用」は「農民や大名に分担させる方式」の導入になったという。幕府はその財政支出を緊縮するために、大規模な治水工事に要する費用の大部分を関係地域の農民に転嫁するとともに、関係地域と無縁の一円大名にも負担を課す御金御手伝という新しい方式を採用したのである。

三 島津重豪と一橋家

宝暦治水の舞台となった美濃と尾張を領国とする尾張徳川家と島津家との間には、元文五年(一七四〇)四月二八日、薩摩藩主島津

宗信と尾張藩主徳川宗勝の息女房姫との間に婚約が成立していたが、八年後の寛延元年(一七四八)七月五日に房姫が死去した。そこで翌二年三月六日に宗信は房姫の妹嘉知姫と再び婚約したが、この年の七月十日、今度は宗信が亡くなり、結局婚姻関係は成立しなかった。

この縁組のこじれが絡んで、宝暦治水が薩摩藩に命じられる一原因ともなったという話が伝わっている。しかし、宝暦治水の後、継豊の室竹姫(五代將軍綱吉養女)に尾張藩主宗勝から又三郎(重豪)との縁組が申し入れられている。竹姫付かとも思われる老女の宝暦五年正月の書状によれば、

又三郎どの縁組の御事、先達て尾州様より御内々にて御かか様(竹

姫)へ仰せ込みこれあり候二付き、毎々の御えんもこれあり、ことに平生しほらしく御いとひまし、此の間河さらへ(宝暦治水)二付いても御心付けられ、御国元(領国尾張)にて御せわも仰せ付けられ候よし(中略)、只今迄、御しゆう儀これなく候まま、此の度ハ御断りもあそばしたきよし御尤もの御事、しかしながらも尾州様申し召し二ハ、御えんのうすく成り候儀、ことの外御残念がり候よし二候まま、折角の申し召しを御断りあそばし候事、いかばかり御かか様二も御きのどくに申し召し候所二、又々刑部様(一橋宗尹)より又三郎どのえんぐみの事仰せ込みこれあり候、御内証ハ公方様(九代將軍家重)の思召し付きさまにて御そば衆両

人二仰せ付けられ、いまだ何方よりもとりくみこれなく候ハバとの御事

尾張藩と薩摩藩の親密な関係が築かれることにもなる宗勝の申し出ではあったが、結局この申し出は成立しなかった。

ところが、今度は將軍家重の意向で、家重の弟一橋宗尹(八代將軍吉宗四男)から又三郎と宗尹の息女保姫との縁組が持ち出されたのである。書状には、一橋家は家格が高いが禄高が少ないので、婚礼そのほか後々の藩と一橋家との付合もそう仰々しくないこと、將軍の姪という保姫の血筋のよさ、また婚礼は年齢からして十年以上も先の話になるであろうから、とにかく仮の約束でもしておくようにと認められている。

だれへも申し候、刑部様御高すくなく候へバ、御こんれいと申す二ても後々迄何事も御手ががる候ハんとぞんじ候、さやう二候へバおなじ事ながらも公方様御めい子様と申し御すじめよく、又御こんれいと申にても、十年の余も過ぎ候ハねバ有るまじくとぞんじまいらせ候、先々御やくそくばかりの御事にて、只今の内ハ相すミ候半ま、此御えんハ御きわめ候やうにいたしたく思いまいらせ候

そして宝暦治水の教訓を引合いに出して、一橋家と深い縁故関係を持つことは藩が多く利益を得ることになり、重豪自身もさまざまな殊遇を受けることになるだろうと、縁組を強く勧めている。

此の御えんぐミ御とりくミ候ハバ、よろしくぞんじまいらせ候、さなく候ハバその事となく、御さわり二も成り候半と存じまいらせ候、此の度の河さらへ御用さへ、何れもこまられ候に、又此の上所々何かにさハリ候事と出来候半かと計りがたく候、万事打すて、第一又三郎どの御為二もよろしく候半かと存じまいらせ候二付き申し入れ候

この年、宝暦五年（一七五五）七月二十七日、父重年の死去により家督を相続した又三郎忠洪は、八年六月十三日元服して名を重豪と改め、九年十一月四日に保姫との縁組が成立した。婚礼は七年後の宝暦十二年（一七六二）十二月四

日であったが、これが縁で、その後重豪の三女お篤（茂姫）が一橋治済（宗尹の子）の長男豊千代（後の十一代将軍家斉）の許に嫁ぐことになる。

明和六年（一七六九）九月二十六日重豪が妻を迎えていた保姫が死去した。そうしたなかで、薩摩藩は浄岸院（継豊死後の竹姫の称号、安永元一七七二年死去）の遺言を根拠にして、お篤と豊千代の縁組を一橋家に働きかけていた。安永五年七月十九日、幕府はこの縁組を許可したが、縁組には多大な負担が課される幕府御手伝役の軽減・免除を期待する薩摩藩の思惑もあったといわれている。

やがて豊千代の西の丸入りにともない、天明元年（一七八一）九月二日、茂姫が「御縁女様」と称して西の丸大奥に入り、重豪は外様大名でありながら次期將軍の舅の地位を約束された。その後、當中での席も、縁家を理由に従来の大広間席から御三家の尾張・紀伊・水戸家と同様の大廊下席へ破格の昇格を遂げている。

重豪は天明七年（一七八七）正月二十九日、嫡子齊宣に家督を譲ったが、松平定信は老中就任直後の八月、幕府御手伝役の均等賦課を説き、「松平豊後守などは、久々御役も仰せ付けられず」「人々、右二付いて浮評申し唱え候事」と述べ、薩摩藩が長く御手伝役を果たしていないと指摘している。事実、翌八年九

月に京都御所造営費用を負担するまで、藩は一橋家との深い縁故関係、その政治力で御手伝役をまったく勤めていなかったのである。

四 重くのしかかる御手伝役

天明八年（一七八八）正月二十九日の夜、京都の大火により御所が焼失し、二条城および薩摩藩邸も類焼した。御所の焼失は宝永五年（一七〇八）以来、八〇年ぶりのことであった。『徳川実紀』の天明八年九月朔日条には、薩摩藩主の齊宣に対して、「当時御事多きの折、御国用奉りたきよしを御聴にいれしかば、御けしき（気色）のなめならざるよし老臣して伝へられたことが記されている。御所造営の費用としての金二〇万両の献金は、老中松平定信の強い要請によるもので、翌年二月に將軍家に茂姫を嫁がせることになつていた藩としては、定信の意向に応じざるを得なかったのである。

国元への齊宣の天明八年九月付書状には、やむにやまれぬ事情で公儀御用を願ひ出たことが、次のように認められている。

今般抛無き趣意これあり、公辺御繁多の御様子柄二付き、相応の御用相勤めたき願ひの処、御用捨二て上納金の儀仰せ蒙りありがたき事に候、右二付いては勝手向き不如意の折、近年凶年打ち続き、殊に琉球人も召し列れ候得ば重畳太

（中略）、早速より取り継ぎ稼ぎ方等は勿論、御入用の儀二は候へ共、なるべくだけ領國中難儀薄き方二精々申し談じ取り計らうべく候、将又此の度の上納金の儀は前条申し聞かせ候通り、内々抛無き訳合これあり相願ひ候事に候間、取り違えこれなき様二此の旨末々迄も得と申し聞かすべく候

上納金の金二〇万両は天明八年から四カ年賦で納入されたが、寛政二年（一七九〇）八月には、「跡二カ年分御出方相見得ず、江戸・京・大坂・御國中迄も段々御吟味に及ばれ候得共、其の詮これなし」と残りの上納金の確保の目途がたたず、天明七年十一月に起工した鹿児島城二の丸の工事を一時中断している。

実際、国元では宝暦治水で急増した藩債の重圧を打破すべく強行された明和から天明期にかけての財政改革が破綻、打ち続く天災・飢饉は城下や農村に共通する社会不安の恒常化と家臣団の経済的困窮を深刻なものとしていた。

このため寛政二年（一七九〇）五月には、

色々形もなき浮説等申し触れ候儀、分けて御禁止の段、安永四年以来度々申し渡しの趣もこれあり、初めて御入国（齊宣の初入部）も在らせられ候二付いては、専ら静謐を心頭二掛け、猶又諸篇相慎しむべきの処、段々聞得の趣もこれあり、第一御上をも憚らず、詮立たざる事

二御政道の妨げにも相成り、他所の聞合も如何わしく、甚だ以て不届の至り二候

と示達されるほどに藩政の矛盾が激化し、それは財政収支の完全な破局とそれにもなう下士層の窮乏化を背景に、権力闘争となつて爆発する。

五 近思録崩れ

文化三年（一八〇六）三月、江戸にいわゆる泉岳寺大火があつて芝の薩摩藩邸が類焼した。しかも琉球恩謝使参府を控え急ぎ普請する必要があり、一段と高利の藩債調達を余儀なくされ、翌四年には薩摩藩の三都（京・大阪・江戸）藩債は銀七万六一二八貫余（一二六万八八〇八両）に達した。

他方、藩財政の窮乏はただちに Outcome 米制を通じて家臣団に転嫁されたため、家中ことに下士層の生活困難が一層深刻化し、その不満は藩政に対する批判となつて家臣間の階級的対立にまで発展していた。文化元年（一八〇四）七月家中に対し、「御領内風俗の儀二付いては、前々より毎度仰せ渡され、御当代猶又

追々御沙汰に及ばせられ候」・「無益の参会等は勿論、年若の者共夜行・辻立又は異躰の風儀等、一切これなき様相嗜むべく候」と、厳しく風俗矯正をはかるべきことが諭達された背景には、安永元年（一七七二）以来、言語・容貌等の風俗矯正を通して推し進められてきた封建的身分制秩序の強化に対する下士層の反発と、安永四年以来の財政経済政策のもたらした経済的行き詰りへの深刻な不満が渦巻いていたのである。

文化二年（一八〇五）十二月、藩主斉宣は財政難解消策の直言を家中に求め、『鶴亀問答』一冊を著してその意を家老中に示し、「良策なきは、家老中もその責を通れがたし」と諭すとともに、「国家の政道は君一人の事にあらず、臣下とこれを共に」することにありとて、「存じ寄り候儀は少しも遠慮なく時々申し出で候様」と諸役人中へ申し渡ししている。そして、この斉宣の政策を強力に推進しようとしたのが樺山主税と秩父太郎であった。

樺山や秩父らは木藤武清を思想的核とした政治的党派を形成していた。彼らは『近思録』を愛読し

学を重視する木藤の言には、藩政への批判も含まれていたもので、『近思録』信奉者たちは木藤のもとに藩政改革の期待を抱いて集まっていたのである。

改革は、江戸表から斉宣が帰国したのを機に本格化し、まず厳しい人事の刷新と機構の粛正が断行された。文化四年（一八〇七）十一月十七日、勝手方家老新納久仰・大目付格勝手方勤岩下佐次右衛門・当番頭薬丸猪右衛門・側用人側役勤石黒戸後右衛門・勝手方用人高田猛太夫・広敷用人国分一郎右衛門の六人が勤め方差し控え、ついで二〇日に役免を申し付けられ、かつ岩下・石黒・高田・国分は隠居を命ぜられ、ほかに若年寄島津登は叱り、前家老高橋縫殿・同赤松則決は願いにより隠居・剃髪を申し渡された。

さらに十二月以降、吟味役・郡奉行等の罷免・処罰される者が多く、翌五年二月四日には家老市田勘解由（茂姫の叔父）も定府を免じられて帰国・慎みを申し付けられ、その嫡子小姓與番頭義宜は同月十三日、「病氣分を以て、御役御断り申し上げべし」の内意を受けて翌日罷免された。

中がはかられた。十一月十九日には樺山が大目付から家老に任じられて勝手方掛・琉球掛担当とされ、また二八日には当番頭で用人勤めの秩父が勝手方勤大目付・資格寄合に抜擢され、ついで十二月六日に勝手方・表方兼務の家老に薦められている。

これと相前後して、樺山・秩父の同志あるいは縁者・親交者が相次いで要職に登用されたが、その多くは古学、特に徂徠学を排斥して朱熹・呂祖謙の「近思録」の講究を重んじた木藤の門下で、日ごろ盛んに集つて政見をたたかわせ、固い同志的結合に結ばれていた近思録党であった。

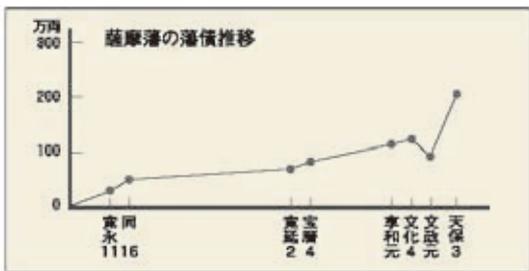
近思録党が打ち出した財政改革は、諸役場の廃止統合と人員整理などによる財政支出の大幅な削減である。文化五年正月二十七日には、「御所帯方御難波二付き、御古代様御振り合いを以て、万端取り締め吟味致し候様」と諸役場取り縮めのための吟味が令達された。二月十九日には、大目付以上の日々出勤に際しての台輪駕籠使



島津家系図

ていたので近思録党と呼ばれたが、木藤は室鳩巢の学を信奉して徂徠学を批判し、詩文尊重の造士館当局と対立していた。実

思いきつた藩政要路者の更迭は、これまでの財政改革の失敗を咎め、人心を一新して改革の政治姿勢を広く家中に明示しようとする斉宣の政治的意図の現れであったが、これと並行して、中・下士層の人材と協力して藩主権力の集



薩摩藩の藩債推移

用は、今後歩行・乗馬・駕籠いずれも勝手次第として供廻りの減少が申し渡されている。

さらに二三日には、大番頭・道奉行・鳥見頭・鷹匠頭・庭奉行・尾畔奉行・学校目付等の諸役と諸役場が廃止された。これらの諸役と諸役場は、寛政十年（一七九八）正月に斉宣が置いた学校目付のほかは、大番頭は安永九年（一七八〇）七月に、道奉行は同二年七月に、鳥見頭は同七年四月に、鷹匠頭は天明元年（一七八一）五月に、庭奉行は同三年十月に、尾畔奉行は同年正月に、いずれも安永から天明期にかけて前藩主重豪が創設したものである。

四月五日には、一門家をはじめ大身の上級家臣に対して、「飲食・衣服・家作等は勿論、惣体美飾の類」を深く相慎み、質素廉恥の士風に復帰すべきことを示達するとともに、修徳および実践躬行の面を軽んずる当時の士風を指摘して、従来の藩教学と藩政担当者らを激しく糾弾し、「程朱の書」の考究とその実践を強要した。

すでに二月二三日、私領加治木の領主で一門家の鳥津久照およびその父で隠居の久徴は、「領内仕置宜しからず、家中困窮せしめるの由」をもって譴責されていたが、こうした門閥上士層に対する厳しい節儉令と文武の奨励は、門閥重臣層の責任を追求すると同時に、財政窮乏に対処して士風の刷新をはかろうとするものであった。

近思録党の藩政改革は、儒教的な理想主義のもとに質朴な薩摩の古風を復興し、儉約主義で財政復興を試みようとするものであった。しかし、これら一連の政策は江戸表の隠居重豪の逆鱗に触れ、ついに重豪は榊山・秩父等を罷免・処分しようとした。国元で榊山・秩父等が斉宣と江戸表の改革について謀議中の文化五年四月九日、重豪は江戸表において、榊山・秩父に対する役免・隠居・引入・慎みの処分を申し渡していたのである。当時、秩父は唐物販売・十五年間の参勤免除・幕府から十五万両借り入れなどの請願のため江戸におもむこうとしたともいう。

斉宣は、はじめ榊山と秩父をかばったが、ついに重豪の兩人に対する役免の申し渡しを承服した。重豪から家老中への達しには、「兩人は党を結び、或いは役場・規定の事等を廃し、政治を我儘に行いしは言語道断につき、今後必ず再勤せしむべからず」とある。

重豪が近思録党を徹底的に弾圧したのは、榊山・秩父等が安永期以来の藩政の転換を目指して、重豪に連なる市田勘解由を中心とする門閥上士層を藩政中枢部から排除したのみならず、本来祖法の厳禁するところであった政治的党派を形成したことである。

改革派の多くは固い同志的結合に結ばれた小姓與を中心とした近思録

党であった。恒常的な藩財政逼迫の打撃を最も深刻に受け、かつ政治中枢からほとんど締め出された存在であった彼らは、藩政刷新のためには門閥上士層よりなる藩政要路者の一掃以外ないとして、日頃盛んに集まって政見をたたかわせていたのである。

さらにまた、近思録党の改革方針そのものが、幕法に鋭く抵触するものであったことである。近思録党が破局に瀕した藩財政の再建をはかるため実現しようとした計画のうち、琉球を通じての中国貿易の拡大と参勤交代の十五年間免除の幕府への請願は、前者は幕府の固持する貿易権に対する公然たる挑戦であったし、後者は幕府が大名統制の楯（「こうかん」として武家諸法度に規定し軍役の転化形態である参勤交代を、事実上忌避しようとするものにはかならず、そのような請願自体が幕府との間に重大な政治問題となることは必至であった。

こうして、文化五年（一八〇八）五月から十月にかけて関係者の罷免・処分が相次ぎ、榊山・秩父を含む切腹十三名を初め、遠島二六名、寺入り四五名、逼塞十八名、以下役免・慎み・待命・揚座敷入り・奉公障り・叱り等の処分九名、合計一〇余名に達する大粛清となった。

やがて翌六年六月に斉宣が引責隠居し、代わってその嫡子齊興が襲封、奄美に対する黒糖の専売制を一段と強めるとともに、藩は琉球を通

じての中国貿易の拡大を新たな装いをもって展開することになる。

(Vol. 54 2005)

第十節

御手伝普請体制の変遷

岐阜女子大学地域文化研究所長 丸山 幸太郎



丸山幸太郎氏

◎プロフィール
1937年生まれ
岐阜女子大学文学部客員教授。
同地域文化研究所長。
著書「幕藩制解体過程の農村」
「古田織部」
「日本農書全集第一期八巻」
「同 二期八巻」
「岐阜県史」、「岐阜市史」
「揖斐川町史」、「池田町史」
「南濃町史」、「平田町史」他

平成14年には「ぎふ観光と食文化」(岐阜県先人顕彰研究会)を発行して注目を集める。

御手伝普請が始まったわけ

幕府は、公儀費用をもって実施する治水工事を御普請と呼び、その普請地と関係のない大名に御手伝をさせる普請を「御普請御手伝」と呼んで、宝永元年(一七〇四)に初めて利根川・荒川で実施した。

大名の所領高に応じて藩士たちを派遣させ、大坂城改修工事や改易大名の城番をさせるなどの軍役的負担は江戸時代にはあったが、幕府が実施する河川工事で、普請地と関係のない大名に手伝をさせる形態は、このときから始まったのである。名目は、幕府が実施する御普請としながら、その負担の八割かそれ以上を御手伝大名に負わせるものであった。いわば、幕府自体が行うべき普請を大名に肩代わりさせるもので、長く続ければ幕府の権威失墜につながるものであった。

どうして、宝永元年(一七〇四)という時期にその御普請御手伝が始まったかについて、主に次の二点が背景にあると考えられる。

(1) 幕府財政の窮迫から諸大名に負担を代替させざるを得なくなる。

(2) 河川流域で新田開発が進出し流域を狭めて水害が頻発するようになり、その流域の小領主や村々と幕府では対応しきれなくなる。

(1)の幕府財政の窮迫事情については明暦三年(一六五七)江戸大火で本丸再建をはじめ復興処理に二〇〇万両余を支出、寛文五〜八年將軍家親族で財政逼迫の甲府の綱吉・館林の綱吉・尾張の光友に合わせて二四万両貸与、寛文九年(一六六九)江戸大火、元禄十二〜十三年(一七〇〇)全国凶作、同十五〜十六年全国各河川大水害、同十六年関東大地震災害、宝永四年(一六七六)東海道から四国・中国に及ぶ大地震・津波と、大火・水害・震災・津波などの災害が続き、それらの対応に幕府財政支出は増え、逼迫していた。

それに加えて、延宝八年(一六八〇)に將軍に就任した綱吉が、相次いで寺社造営をしたり、寛文に創設された幕府関係者の役料を本高に加算するなど放漫な財政を展開して、家康時代の蓄財をも底をつかせ、財政破綻状況を呈するようになっていた。

(2)としては、木曾三川の場合でみれば、次のような状況であった。

①木曾三川下流域では、江戸時代初期の慶長〜正保期に、多芸・石津・海西・安八の四郡だけでも二万石におよぶ新田が開発された。その後、未開発地であった高須輪中の南の遊水草地や池が本阿弥新田(二〇〇町歩)をはじめとする新田開発で堤内に囲いこまれて、出水時の滞水場がなくなり、水害を頻発させるようになった。そのため流域の小領主や村民は、幕府が実施する公儀普請や国役普請を受けながら、水害復旧や川除(護岸)の工事に追われ苦しんでいた。

幕府は、享保五年(一七二〇)に

国役普請令を出して、国役普請を恒常的な制度とした。国役普請とは、江戸初期の寛永期(一六二四〜四三)から、木曾川水系の美濃や淀川水系の摂津で実施されていた治水普請形態で、水害多発地方の治水をそれぞれ国内全体で受け止める相互扶助のしくみで実施されていたものである。それを、幕府が全国の幕府領の集中する地域の河川の治水に及ぼそうとしたもので、大名以下の武士と百姓・町人を動員し、費用負担を強制して実施するものであった。

しかし、その負担範囲は普請地がある国内が主体で多額の費用の掛かるものは隣接国まで掛けるという形態で、せいぜい普請費が二〇〇両から五五〇両程度までのものであった。国役普請が、幕府主導の治水の主軸をなしていた元禄期(一六八八〜一七〇三)まではその程度でよかった。もちろん、それより規模の大きい水害復旧工事などがあつたが、それは、幕府が御救普請等で対応していた。そうした対応が幕府財政の窮迫でできなくなつて、諸大名

に負担を肩代わりさせて大規模な河川工事実施を実現する御手伝普請が治水の主役になったのである。

木曾三川では延享四年から

規模の大きな治水普請を可能にする御手伝普請が、利根川では宝永元年（一七〇四）に始まったのに、木曾三川では四三年後の延享四年（一七四七）に始められたのはなぜか。

ここでは独特の治水体制をしいていたからではなからうか。大久保長安の後、美濃国幕府直轄領の代官頭となった岡田善同（一五五八〜一六三二）とその息子で跡を継いだ善政（一六〇五〜七八）が治水奉行となつて、濃州国法という独特の治水体制の基礎を築いたのである。その濃州国法とは、御普請がある村は水下役として高百石に百人まで一人五合扶持で人足を出し、そうでない村は遠所役として高百石に二五人（銀二五匁）を出し、木曾三川下流域でない岩村藩・郡上藩・苗木藩などの領村は定遠所として普請有無にかかわらず遠所役銀を出すという治水共済制度を布して、水害復旧や護岸工事などにあたってきた。それは、美濃独特の国役普請で、相互扶助の治水共済制度の性格をもっていた。もちろん、その方式は「治水四法（公儀・国役・御手伝・自普請）」と称された治水体制の一環であり、他の自普請などと関連でみなければならぬ。

木曾三川の治水問題が高まつてきた元禄八年（一六九五）、濃州国法は、幕府勘定所の定書によって成文化された。「元禄八年八月、美濃国堤川除普請之事」がそれである。その第一項に次のように明示された。

一、濃州壹万石以下私領方堤、川除破損の時、手前普請に叶い難き所は、公儀へ願われ来たり候、其の領分は申すに及ばず、水下の分は高百石に付人足百人、水下の外又は遠所方の分は、或いは二五人、或いは三〇人程出され候由の事

一万石以下の私領というのは、旗本領をさすのであり、美濃で所領を有する旗本は七〇家に及び、一国単位では旗本の数が特に多い国であった。幕府としては、幕臣の財政維持のため、幕府直轄領美濃代官（郡代）主導で、相互扶助的国役普請や公儀普請を実施するようになった。

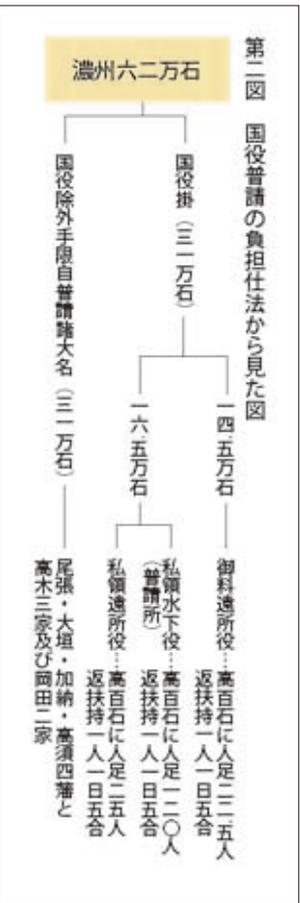
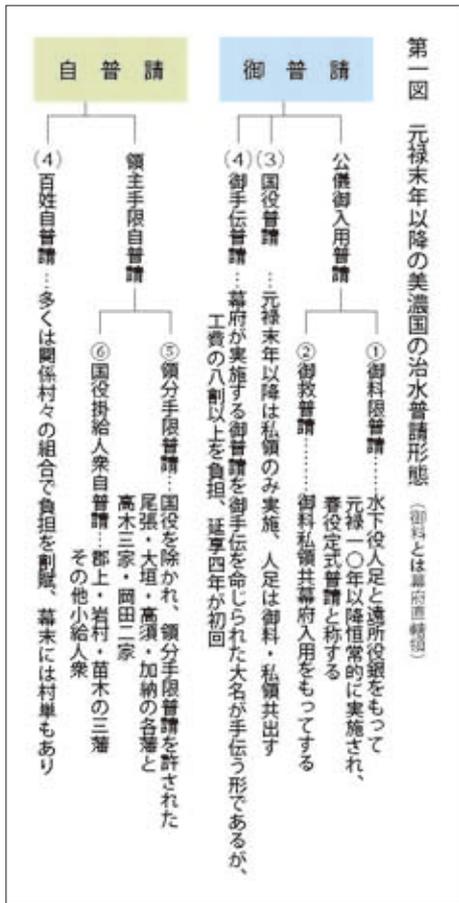
木曾三川流域治水体制は、元禄二年（一六九二）幕府勘定所の勘定吟味役から美濃郡代に着任した辻六郎左衛門守参が、治水事業に積極的で、元禄十六年・同十七年の大規模な国役普請と宝永元年川々の水行を妨げる諸物を取り払う「宝永の大取払い」を実施するとともに、普請費負担形態を明確化したので、大きく整備された。

この元禄末年の大規模国役普請は、元禄十五・十六年と相次いだ大水害で高須・本阿弥・福東三輪などどの人家の流出が多く三万余石の村々の田畑作毛が皆無となったことへの対処であり、大取払いは水害頻発の重大原因である川通の葎草・樹木・竹藪・家など水行の障害物を木曾三川及び諸支流にわたって除去せしめた、抜本的なものであった。以後の川通の巡視には、美濃に在住して美濃郡代とともに治水奉行や水論調停などを勤めてきた旗本多良高木三家（美濃衆）が任命された。これ以降の治水は、第一図及び第

二図に示された体制で展開された。このような治水体制が整備されて水問題をはらんでいた木曾川水系ではあったが、始まってから四三年後、延享四年（一七四七）の二本松藩による御手伝普請が初回となり、以後、次々と御手伝普請が実施されるようになった。

延享四年御手伝普請の目的

幕府の勘定吟味役井沢弥惣兵衛為永は、享保二〇年（一七三五）、勘定吟味役兼任で美濃郡代に任命され



た。当時八二歳であった。在任期間は二年余であったが、美濃に滞在したのは五ヵ月であった。そんな短期間であったが、紀州流の治水土木の巧者であった井沢は、木曾三川及び関係河川を綿密に巡視して三川分流治水工事計画を立て、幕府当局に建言した。彼の三川分流計画は、次の美濃代官滝川小右衛門貞寧時代に実現に向けて幕府当局へ請願が出され働きかけられたが、実現にいたらなかった。実現は、滝川代官の後、延享三年（一七四六）に赴任した青木次郎九郎安清（やすきよ）郡代時代になってからであった。

まず、延享四年（一七四七）十一月濃勢州川々の水行御普請の御手伝が奥州二本松藩丹羽若狭守たかやす高庸に命じられた。この御手伝は規模が小さくて効果が少なかった、とよく書かれる。しかし、それは妥当な評価ではない。その普請の目的を「御普請仕様帳」でうかがうと、次のようであった。

(1) 木曾川の水を出水・常水共佐屋川へ落とし、木曾川の水位を下げる―そのために中島郡石田・十町野に延長二百間の杭出猿尾（さるお）を設置

(2) 木曾川の水を刎出し揖斐川の流れを圧することを緩和する―そのため、油島新田及び松ノ木村に杭出猿尾を設置

(3) 揖斐川の水を疎通させる―そのため、香取川通の付洲を堀割り、かつ桑名川の洲浚えをする

二本松藩の御手伝は、ほぼこの仕様帳の三六の普請カ所について実施しており、その内容は、井沢郡代の三川分流工事計画の一部を実行に移したと言うべきものである。宝暦御手伝の普請場と比べると、(1)は、一の手の木曾川の水の佐屋川落しのため石田村二五〇間猿尾出しとして強化される。(2)は、四の手の油島と松ノ木間の喰違堰築造となり木曾川の揖斐川圧迫の減少が強化される。(3)は、四の手の桑名川等を浚渫する水行普請につながる先行普請である。

二本松藩は、享保以降にたび重なる国役などの負担で藩財政は疲弊していたなかで、遠い木曾川下流の地へ藩士ら七〇〇人を派遣して普請材料や人足の調達をはじめ、工事の進捗にあたった。その工事規模から二万両以上の支出を要したとみられる。二本松藩は所領高一〇万石（『岐阜県治水史』記載の六万石は間違い）であり、年間の財政収入・支出の規模は、およそ六万両程度とみられる。それに対し、二万両は、総支出の三〇%を越えるものであった。そのためもあって、過重な年貢取収が原因で、二年後の寛延二年（一七四九）に一揆が発生しており、藩士も民も長く苦しんだ。

治水の効果が少ないというのが、薩摩藩の宝暦御手伝も言外ではない。普請以後、油島の喰違堰や大樽川の洗堰など施設の改善改修が相次いで営まれたが、抜本的な治水にはほど遠く、水害の常習地帯から脱出できなかった。ただし、それゆえに、延享四年（一七四七）御手伝の治水効果はなかった、と特に言うのは適切ではない。むしろ宝暦治水の先行的普請として、木曾三川治水史に位置づけなければならぬ普請であった。

明和三年御手伝の特色

延享四年丹羽氏御手伝、宝暦四、五年の島津氏御手伝の後、明和三年（一七六六）長州萩藩毛利氏・岩国藩吉川氏・越前小浜藩酒井の三氏による御手伝が実施された。この明和三年御手伝は、自領から遠く離れた



■ 明和3年 濃州御手伝記(岩国市徴古館蔵・吉川家史料)

河川工事場へ藩士を派遣して工事の推拂をはかるものとしては最後のものとなった。その後の御手伝普請は、幕府が先に工事を実施して、その工費を御手伝大名の所領高に沿って割賦するお金御手伝に転換するのである。その転換の契機になった明和三年御手伝を分析すれば、お金御手伝に転換する要因がうかがい知れよう。

実は、藩士現地派遣御手伝からお金御手伝への転換の要因は、島津氏の宝暦御手伝にあるように思われるので、それと比較しつつ、明和三年（一七六六）御手伝の特色を列記しよう。

- 1 宝暦治水では八九人の自殺など死者が出たが、明和三年では死者が出たという記録はない。
- 2 水理土工に慣れた町人請負業者が同行し、迅速に丈夫に工事を進めた。宝暦治水では、百姓救済目的で、能率の悪い村方請負を押し付けられた。
- 3 普請心得の申し渡しでは、江戸の幕府方への挨拶など儀礼的なことは省略して「普請を立派に仕上げる」ことが協調された。
- 4 牛牧（うしき）の逆水留閘門など難工事の伏越普請（幕府がすでに実施）のお金御手伝が一部あった。

- 5 追加普請が少なかった。
6 藩士派遣滞滞期間が短く、
二カ月前後で帰国できた。

宝暦治水は、水理土工に慣れない薩摩藩士が、全体の半数に及ぶ村方請負普請の推挙にあたるなど、諸問題が発生し責任を負って自殺者が出る状況にあった。幕府側も御手伝方も、そうした事態にならないように配慮したのである。すなわち、宝暦治水への反省があつて、明和三年（一七六六）御手伝の犠牲者記録なしとなり、お金御手伝制に転換した方がよいという趨勢となつていった。

(Vol.57 2006)

Column 宝暦治水260年記念

甲突川の石橋

鹿児島市の中央を流れる甲突川こうつきがわには、肥後(熊本県)の名工岩永三五郎による5石橋が架かっていたが、平成5年の集中豪雨で、2石橋が流失した。残った3石橋は鹿児島市浜町の石橋記念公園内に移設された。

この西田橋は鶴丸城からの参勤交代の道筋にあり、西田橋左岸側の御門では、明六ツ~暮六ツノ間、橋を通る全ての人を改めた。

[平成26年(2014)5月27日撮影]



城下の玄関口にあった西田橋で、左岸側に「御門」が見える。

第十一節

御手伝普請の実情

岐阜女子大学地域文化研究所長 丸山 幸太郎

治水の特異性

本曾三川治水において十六回実施された御手伝普請中、規模が最大であったのは、宝暦三年（一七五三）十二月薩摩藩が命じられ、翌四年から五年にかけて実施された御手伝普請であった。それを、以後、宝暦治水と呼ぼう。

一・負担割合

御手伝大名の負担割合は、お金御手伝になってからは、所領高一万石に金一五〇〇両前後が多く、一五〇〇両プラスマイナス五〇〇両くらいといえよう。

文化十三年（一八一六）四月、薩摩藩は、二度目の本曾三川御普請御手伝を命じられ、金七万七千余両の普請金納入をしているが、所領高七万石からみて一万石に金一〇〇〇両の負担割合であった。

宝暦治水完了時、薩摩藩が幕府に提出した「勘定帳」によれば、総工費の決算は次のようであった。公儀とは幕府のことであり、幕

宝暦五年	
御手伝普請勘定帳総計	
御材木 四六四〇本	公儀御入用
(但し運送等は御手伝方)	
金 二万六三四〇両余	公儀御入用
	(二七、六%)
七万六九六〇両余	御手伝方
	(八二、四%)
<small>(岐阜県歴史資料館蔵「墨方役所文書」)</small>	

御手伝普請勘定帳総計

府は総工費の一七・六%を負担し、所要材木中の一部四六四〇本は御料林（幕府持山）で伐らせておいたので運送して使用せよ、としたのである。

この勘定帳が、公式の総工費の決算書であり、幕府の指示した通りに、御手伝方は勘定帳を作成し提出したのである。

この数字をみる限り、薩摩藩は、宝暦治水も文化十三年（一八一六）のお金御手伝も同率の負担割合であった。文化十三年（一八一六）御手伝の場合、他の御手伝大名の負担



丸山幸太郎氏

割合平均が一萬石に一二八一両余であったことからみて低率である。これは、薩摩藩が最遠隔地であるせいか所領地の経済評価が低かったせいであろうか。それはともかくとして、御手伝普請は次のような規程があったとみられる。

◆ 1. 御手伝方負担 ◆

1. 総工費の八割かそれ以上
2. 負担額は、所領高一萬石当り金一五〇〇両プラスマイナス五〇〇両
3. その額の多少は、御手伝大名の事情あるいはその御普請の規模によって調整する

それでは、所領一萬石とした場合の年間の財政規模は、ほぼ次のようであった。

- 一. 基本 米納収入 金五〇〇〇両（五公五民で年貢米五〇〇〇石納入されたのを米一石金一両で売却したとして）
- 一. 雑 運上金等 金一〇〇〇両

計 納入分)
金六〇〇〇両
(商工業者よりの運上金等の)

この財政収入から金一五〇〇両御手伝普請費を出すことは二五%支出ということであり、大きな負担であった。

薩摩藩の場合、土地状況から年間総財政収入が金四〇万両かそれ以下であったであろう。それを、四〇万両とした場合、宝暦治水の勘定帳高約七万七千両は約二〇%にあたる。御手伝方負担割合の規程通りである。

◆ 2. 宝暦治水の総工費 ◆

ところが、宝暦治水の実際の経費はどのような額となったであろうか。総工費が実際いくらになるか、幕府方も詳細な設計ができていなかったことや油島締切堤など水中難工事が初めての施工であり、予測できなかったのであろう。

宝暦三年（一七五三）十二月二七日、濃州・勢州・尾州川々御普請御

◎プロフィール
1937年生まれ
岐阜女子大学文学部客員教授。
同地域文化研究所長。
著書「幕藩制解体過程の農村」
「古田織部」
「日本農書全集第一期八巻」
「同 二期八巻」
「岐阜県史」、「岐阜市史」
「揖斐川町史」、「池田町史」
「南濃町史」、「平田町史」他

平成14年には「ぎふ観光と食文化」(岐阜県先人顕彰研究会)を発行して注目を集める。

手伝を命じられた薩摩藩は、翌二八日、老中堀田相模守に呼び出され、「普請は町人請負等にせず、設計通り村々百姓に命じて施工するように」と通達された後、勘定奉行一色周防守邸に出頭し、幕府見積りの工事総額を尋ねたところ、対面した周防守の用人は、「凡そ一〇万両計りの見積の由承ったが、一四、一五万両に及ぶべきか」という漠然とした返答であった、という。

御手伝方へ課す負担割合から言って「金一〇万両計りの見積」というのは表面的にはまったく規程に合致しているのである。そのうちの七万七〇〇両すなわち総工費の七七％負担にあたるからである。しかし、とてもそれではできないことは総監督にあたる勘定奉行一色周防守もわかっていた、十四、十五万両に及ぶかと五割増程度の数字を示したのである。

実際には、薩摩藩が大坂を中心に、金策に奔走し、国元や江戸そのほかからも合わせて調達した額は、はつきりした分が三五万両を越えている。総額四〇万両といわれているのは、当たっているのだから。四〇万両というのは、所領高七万石の薩摩藩の一年間の財政収入額が四〇万両前後であるから、年間総予算に相当する巨費を木曾三川の治水に支出したことになる。幕府は薩摩藩にたいへん異例な負担をさせたのである。

なぜこのように費用が増大した

のかその事由を拾い、箇条書にしよう。

1. 工事カ所が水害復旧九五カ村九八カ所、抜本治水九〇カ所と膨大であるのに一藩に命じられた。
2. 工事を村々百姓にさせる（村・百姓へ収入が多く入りお救いになる）ことを基本方針にして、専門業者の町方請負にまかせることを制御したため、効率的に進め難かった。油島締切堤など水中工事のある難工事計二五カ所は、再三の出願でようやく町人請負とされたが…。
3. 一挙に大量の石材・切土・竹



宝暦治水目論見絵図(部分) 海津市平田町長谷川千代子家蔵

などの資材調達をしなければならず、特に石は毎日三〇〇艘の船を頼んで運搬するなどして、巨額の調達費がかかった。

4. 「増普請」すなわち便乗の追加普請や増強普請が各所で命じられた。
5. 工事の進捗のため薩摩や江戸から現地に派遣された藩士の員数は一〇〇〇人を越えたとみられるが、一年ほどの滞在費・出張費は総計数万両要したとみられる。
6. 宝暦五年正月の洪水などで、工事カ所のいくつかが破損し、その修復費がかかった。

経費増大の要因として、主なものを以上に挙げたが、これらの負担がすべて御手伝方の薩摩藩にかかったのであり、八〇人を越える藩士の死亡の一因ともなった。

宝暦治水は、藩士現地派遣御手伝の諸問題を含むもので、幕府側も、以後難工事の町方請負化、増普請の縮減、工期の短縮（工事中施設の被災除）を進め、ついに、藩士現地派遣普請を停止し、お金御手伝普請に切り替えるにいたるのである。

明和二年御手伝普請の実情

明和二年（一七六五）は木曾三川流域で水害の多い年であった。流域各地には、水損のため収穫なしで年

貢納入極少の村々が多く、幕府は、村々から水害復旧普請の要請を受け、同年国役普請で復旧工事を流域各所で着工したが、それだけでは収拾がつかず、御手伝普請を実施することにした。翌三年二月七日御普請御手伝が長州萩藩（松平家実は毛利家）・岩国藩（吉川家）及び小浜藩（酒井家）に命じられた。これを、以後、明和治水と呼ぼう。

◆ 1. 一部お金御手伝・工期短縮 ◆

この明和三年御手伝は、藩士現地派遣御手伝の最後の普請であり、次の明和五年御手伝以後のお金御手伝の要素をすでに内包しており、過度期の御手伝普請と言えよう。その一つが、すでに幕府が実施し工費のみ納入すればよい工事がいくつが含まれていたことである。萩藩担当の難工事場牛牧輪中閘門改修などである。牛牧閘門（五六閘門）はおそらく前年から取り掛かっていたのであろう。それによって工期が短縮化され、資材の調達費や藩士滞在費の縮減化ができたのである。

工期は、三月二八日に一斉に着工式を行って、終了したのは、小浜藩五月十七日、岩国藩六月四日、萩藩六月八日で、最長の萩藩で七〇日間である。宝暦治水の十五ヵ月ほどと比較して大幅に短縮されている。もちろん、この工期の短縮は、工事中に水害を受けることを避けようとして、出水期前に完了できるように幕

吏が追い立て、御手伝方が雨天実行・昼夜兼行で行ったこともある。

◆ 2. 明和治水の規模と負担 ◆

明和三年御手伝は、工事場のある村数は一二カ村、工事場数は三三四カ所で、宝暦治水の九五カ村・一八八カ所に比べて、工事場のある村数および工事場数も多く、大規模普請であった。総工費は、次表にみるように三藩合計金二六万〇三〇万両に及ぶものであり、難工事の多かった宝暦治水に次ぐ大規模普請であった。

この表をみた人はいくつかの疑問を抱くであろう。まず、小浜藩が所領一〇万石なのに負担が少ないこと、ついで長州毛利宗家萩藩表高三六万九千石（実高七六万石）と支藩吉川家岩国藩の負担割合が重くなっ

御手伝藩 所領高	工事場のある村数	工事数 派遣藩士数	概工費 推定(両)
長州萩 36.9万石 (実高76万石)	79	220 (800人)	20万
岩国 6万石	22	55 (159人) (難工事大樽川洗堰改築を含む)	4~6万
小浜 10万石	10	20 (140人)	2万
計	111	295 (1100人)	28万前後か

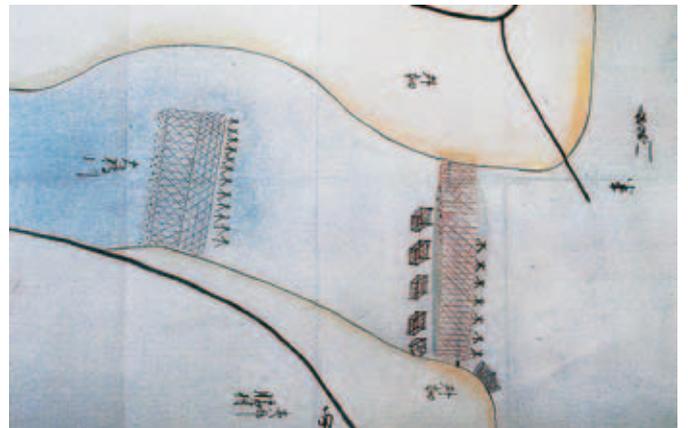
ていることである。

小浜藩の負担の少ないのは、毛利家萩藩・吉川家岩国藩が外様大名であるのに対し、譜代の酒井家であるからである。このことは、酒井家の工事場が小規模輪中の上之郷輪中十カ村に限定され、出来栄え検分も三藩中いち早く五月十六日に終了していることからわかる。着工から一カ月半であり、藩史上これといった事件にはしていない。関係文書も残していない。

関係文書が少なく、藩史上重大事扱いをしていないのは、萩毛利家も同様である。一方、岩国吉川家では、普請に関することを詳細に記録し、膨大な関係文書を伝存している。これには、次のような事情があった。

宗藩毛利家は、表高三六万九〇〇石だが実高七六万石で、家格の上昇を願ってきたが、幕府は許さなかった。一方、岩国吉川家は、宗家から家来として扱われ続けていたの、完全な分立藩として扱うように家格の上昇を宗家にも幕府にも出願していた。幕府は宗家が許すならよいとしたが、宗家毛利家は許さず、毛利家と吉川家の間には深い溝ができていた。

これには、吉川家には、関ヶ原合戦時、初代吉川広家が宗家（当主毛利輝元は西軍の盟主）の存続に奔走したという思いがある一方、宗家では、広家が家康に通じていて邪魔をしたため西軍が勝利できず所領を大



■ 大樽川洗堰図

幅削減されたという思いを長くひきずっていたからである。江戸幕府は、吉川広家の功績から、当初広家を長州・周防二国の当主にしようとしたが、広家の嘆願で、ようやく毛利家の存続は認められたが、毛利家は、長府毛利家・徳山毛利家・清水毛利家を分家し、独立藩にしたが、岩国吉川家は分立した藩扱いはせず、家臣家として、藩内でも扱い続けていた。

明和三年御手伝を命じられたとき、岩国藩当主吉川経倫は、拜命が予想されていて国元から江戸に着いていたが、直接仰渡しはなく、宗家の当主松平（毛利）大膳大夫重就を通じて伝えられた。普請カ所を示した絵図は宗家が手中にしている、工

事場の分配は、宗家によってなされ、岩国藩の工区は、高須輪中内村々および難場大樽川洗堰改築となった。

明和治水全体で、最大の難工事のは、全長二〇〇mの石堰大樽川洗堰の築造であり、ついで、牛牧閘門（逆水留門樋）と高須輪中の悪水を掛斐川に吐き出させる万寿塚樋の改築であった。このうち牛牧閘門は、幕府が実施し、萩藩に増普請として工費納入させたが、大樽川洗堰と万寿塚樋は、岩国藩によって築造された。岩国藩は、宗藩に対し小藩であるが、水難場の高須輪中と洗堰を割り当てられ、工事の進捗の苦勞と小藩にしては多大な工費を負担することになった。

三藩の負担度については、長州萩藩が、二〇万両ほどで、最大であるが、実高は七六万石であり、藩財政の年間予算額は五〇万両ほどとすれば、そのうちの四割ほどだったことになる。たいへんの負担であったはずであるが、藩史のうえで重大事になっていなくて、関係文書もわずかしが残していない。

所領高一〇万石の小浜藩酒井家は、御手伝普請費は、多くみて最大二万両ほどであり、年間総予算額は六万両ほどとみて、その三三％にあたり大きな負担ではあったが、三藩のなかでは負担度は最も軽い。

それに対し、岩国藩は、重大事として詳細な記録を多く伝存している、そのときの負債に官民ともに苦

しみ続け、明治維新になっても片づいていなかったという。吉川家史料中の「濃州御手伝記」に、「総て要用六万両程」とあり年間予算額は四万両程とすれば、その一五〇%ほどとなり、未曾有の財政打撃を受けたといえよう。

(Vol. 58 2006)

Column 宝暦治水260年記念



鹿児島図書館の 淡墨桜

鹿児島県立図書館(鹿児島市城山町)の庭に、岐阜県本巣市根尾から寄贈された2本の淡墨桜が植わっている。

「植樹以来なかなか開花しなかったが、土壌改良して今年(2014年)見事に花が咲きました」と立看板に書いてあった。

[平成26年(2014)6月1日撮影]

鹿児島図書館の淡墨桜

おわりに

今年（二〇一四年）は、宝暦四年（一七五四）二月に宝暦治水工事が開始されてから二六〇年です。

杉本苑子原作の『孤愁の岸』が昭和五八年（一九八三）に帝国劇場で伊集院十蔵役の森繁久彌、平田鞠負役の竹脇無我等で初演され、その後、帝劇と名古屋の御園座で繰り返し上演された。

これら小説や芝居などを通じて、多くの人々が薩摩藩による「宝暦治水工事」を知り、薩摩義士の苦労に涙した。また、「漠然」と全ての村が工事に賛成していたかのように思い込みつつ、「四〇万両の工事費」に驚き、薩摩義士の多くの自刃数に驚愕してきた。しかし必ずしも、宝暦治水工事が江戸時代に木曾三川で十六回行われた御手伝普請のうち二回目に行われた工事であり、幕命を受けた藩が延べ七一藩もあることは知られていないようである。

確かに宝暦治水工事は、十六回の御手伝普請のうち、不完全ではあるが「三川分流」を目指した最初の工事として注目されるが、世間に流布された「宝暦治水」は、あたかも赤穂義士が幕府と吉良上野介に異を唱えて散ったかの如く、薩摩義士が幕府と木曾三川の猛威に立ち向かったかのような側面が強調されていたように感じられる。

宝暦治水工事では、幕府に規制された工事施工体制と技術的な制約の下での課せられた目的とその貫遂の故に、人的被害や工事対象地域以外で目的に相反する矛盾が発生している。

このような状況で現在、宝暦治水に関する評価が複数提唱されているようであるが、これらの評価も、（限りはあるが）元史料とこれまでに発刊された著書等への詳細な内容検討を経て、近い将来、統一的な評価内容になるのでは、と期待している。

今回、『KISSO 宝暦治水二六〇年記念 特別号』を発刊するに当たり、これまでKISSOに掲載された宝暦治水関係の原稿を、一章に宝暦治水工事の内容と経過、二章に工事に携わった人々と工事による地域への影響、に關して取りまとめた。なお、一章では、記述の違いを統一するため、「文意を損なわない」前提で、加筆した。

この冊子によって、幕藩体制下での河川工事の状況の一端を知ることによって、未成熟な技術で河川の猛威と戦った人々に想いを馳せる端緒となれば、関係者一同、望外の喜びである。

木曾三川歴史・文化の調査研究資料
宝暦治水二六〇年記念特別号

平成二七年一月発行

〔編集〕 木曾三川歴史文化資料編集検討会

(桑名市、木曾岬町、海津市、愛西市、弥富市ほか)

〔発行〕 国土交通省中部地方整備局

木曾川下流河川事務所調査課

〒511-0002

三重県桑名市大字福島465

TEL (0594) 2415715



国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所